

令和8年3月橋本市議会定例会会議録（第3号）

令和8年2月25日（水）

議事日程第3号

令和8年2月25日（水） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番9	7番	岡弘悟君	78
順番10	9番	堀内和久君	91
順番11	1番	森下伸吾君	107
順番12	2番	板橋真弓君	120
順番13	13番	田中和仁君	131
順番14	14番	南出昌彦君	142

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	病院事業管理者	古川健一君
総合政策部長	井上稔章君	総務部長	中岡勝則君
経済推進部長	三浦康広君	健康福祉部長	犬伏秀樹君
農業委員会事務局長			
危機管理監	大岡久子君	建設部長	石井隆博君
会計管理者	兼井和彦君	上下水道部長	堤健君

教育部長 岡 一行 君
病院事務局長 池之内 正行 君
財政課長 三 嶋 信 史 君

消防長 永 井 智 之 君
監査委員事務局長 岩 坪 恭 子 君
政策企画課長 辻 本 真 吾 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 笹 山 奨
議事調査係長 中 井 ユ リ

議会事務局次長 森 本 和 也
書 記 諸 田 泰 己

(午前9時30分 開議)

○議長(田中博晃君)おはようございます。
ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長(田中博晃君)これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(田中博晃君)日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番 岡本君、13番 田中君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(田中博晃君)日程第2 一般質問を行います。

順番9、7番 岡君。

[7番(岡 弘悟君)登壇]

○7番(岡 弘悟君)おはようございます。

昨日、8人まで進んで9番目ですけども、結構ペースが速いなと思うんですけど。

今回は大題が二つ。企業誘致と京奈和自動車道の発展はセットである、あと、水道事業広域化の可能性はこの二点なんですけども、余談なんですけども、この質問にも関連性しているというか、自分で思うところなんですけども、僕が自分の事業をやらせてもらっているんですけども、父親から継いだ年が29歳

やったです。早くして代表になったんですけども、その理由は至って簡単で、融資先から「お父さんではもう融資できないよ」と。まあまあ言えば烙印を押されたわけですね。経営がとてもひどかった。それで、息子さんに替わって新しく再建していただきたいということで、僕はすごく嫌やったんです、正直。負債の額を見たときに、この判こを僕がつくのと、本当に悩みました。金額は言いませんけども、恐らく皆さんが思っている金額よりは多いと思います。それを経営再建ということで二十八、九から始めまして、返済というか、それなりに会社がうまく資金繰りとかができるようになったのが四十二、三歳やったですね。その間、いろんなことがあったんですけども、ただ自分の中で思っていたのは、やはり稼がなあかん。自分の生活のためもありましたけど、やはり従業員の生活もありますし、稼ぐためにはどうしたらいいんかということを実は毎日考えていました。これは本当です。

よく「岡さん、いいな」とか「結構やね」ってお声がけを頂くんですけども、確かに僕、今結構やと思います。自分でも結構にさせてもうてますと思います。その結構というのは変な意味じゃなくて、普通に事業ができて、普通に商売をできている状況がすごく結構だなと。あのときの自分のことを思ったら、毎日考えていました。どうすればお金を返せるのか、どうすれば稼げるのか、どういうシス

テムづくりをすればいいのか。僕は単純な事業をしているんですけど、システムは単純じゃないんです、実はね。いろんな兼ね合いがある中で、いろんなシステム、組織づくりというのをどうしたらいいのかというのを日頃ずっと考えていました。

その結果、自分だけの力ではなくて、やはり多くの人のお借りしながら、あと、運もありました。非常に運のいい男です。とても大きな存在も現れたり、自分に力を貸していただいたり。でも、ただ、本当に自分が毎日考えてきた結果、そこまでたどり着いたというのも自分の中で自負はあります。

だから、一つ目の質問なんですけども、コメリの集約センターだけではなくて企業誘致というものを考えたときに、誘致の仕方、あと、誘致した後の結果、広げていくためにどうしていくかというビジョンをやはり持たなければ、橋本市の発展はこれ以上ない。そのビジョンをどういうふうに行行政は考えているのかというのをもう一度深く聞きたくて、質問をさせていただきます。

一つ目、本市の企業誘致は第2段階に入り、新たな造成を行い、さらなる誘致に取り組んでいます。この企業誘致のさらなる発展は、京奈和自動車道のさらなる発展もセットで考えなければ後手に回ってしまうと考えます。本市に新設されたコメリ関西流通センターが、これからの本市の可能性を大きく示しています。つまり、立地的に物資の集約地点になる利点大きい。そのさらなる拡大のためには、現状の片側1車線ではなく片側2車線へ、本来あるべき京奈和自動車道の姿にアップグレードする必要があると感じます。

現在の京奈和自動車道は対面通行であり、事故が頻繁に起こっている現状があります。特に中央分離帯に設置されたワイヤーロープにより対面事故は防がれておりますが、ワイ

ヤーロープに接触したドライバーや同乗者の命は守られる設計ではありません。さらに、バイクが転倒しライダーがワイヤーロープに接触した場合、どうなるかは想像しやすいでしょう。

事故対策の面、さらに本市の発展の要と考える京奈和自動車道については、市議会から意見書を国に提出いたしておりますが、本市ではどのような要望を行っているのでしょうか。

企業誘致の現状についても詳しくお聞かせ願いたいのですが、現状どのような営業スタイルで誘致を行っているのか、結果も含めて詳しくお教えてください。

二つ目です。水道事業の広域化の可能性は。

本当にタイムリーなんですけども、水の大切さというのを質問させてもらいました、少し前に。今、日本で起こっているのは渇水です。こんな渇水、経験したことがないですよ。瀬切れとか、川がないんですよ。一級河川もない。僕、これ、日本だけを想定しているんじゃないで、今後世界で普通に起こってきます。

前も言いましたけど、飲み水というのは数%しかないんですよ。人口はどんどん増える中で、水の量って変わらないんですよ。飲み水をどうしていくかという部分になると、取り合いです。完全に取り合いになりますよ。水はどんどん高騰します。僕がこうなるって別に決めつけて言っているんじゃないで、事実そうなるって行くんですよ。

これって想像力の差やと思うんですよ。想像したら分かります。普通に想像してくださいよ。人口が増えるんですよ。水の量は変わらないんですよ。人口が増えることによって水は汚れるんですよ。じゃあ、飲み水って。雨が降らなくなってくるんですよ。局地的な大雨は降るけども、今の日本みたいな現状が

世界で異常に。だから、大雨が降る地域は大雨が降るんです。飲み水の確保というのは、大雨では確保できないのでね。和歌山県でも紀の川についても、どんどん水が減ってきていますよね。だから、そのときに水道事業についても広域化を考えないと、本市だけでよかったですという考え方ではやっていけないんじゃないかという面も含めて、これを質問させていただきます。

昨今、多くの市町村が水道料金の改定を考えているというアンケートを目にいたしました。これはそもそも一般財源を水道事業に充て、水道料金を抑制してきた手法が、地方公共団体では維持できないほどのコスト高、さらに需要減による赤字拡大により補填し切れない、財政的に限界に達した結果であります。

幸い、本市では一般財源からの繰入れはありませんが、今後の水道事業を考えると広域化も視野に入れるべきではないかと感じますが、本市のお考えはどうでしょうか。広域化には様々な難題があるのは理解しておりますが、本市だけではなく近隣市町村の現状を鑑みれば、本市だけで維持できればいいという問題ではなくなっていると感じます。いかがでしょうか。

以上二点です。明確な答弁をよろしく願います。

○議長（田中博晃君）7番 岡君の質問項目1、企業誘致と京奈和自動車道の発展はセットであるに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）企業誘致と京奈和自動車道の発展はセットであるについてお答えします。

はじめに、本市ではどのような要望を行っているかについてですが、県下4市3町で構

成される和歌山県京奈和自動車道建設促進協議会に常任理事として参加しており、同協議会より国土交通省や近畿地方整備局に加え地元選出国會議員に対し、暫定2車線区間における4車線化の早期実現について要望を行っています。さらに、令和7年度からは当面の対策として、付加追越車線の設置や事故防止のための交通安全対策の速やかな実施を併せて要望しています。

また、和歌山県に対しては、和歌山県市長会を通じ、国の施策及び予算編成等に関する提案として、京奈和自動車道の暫定2車線区間について、大規模災害時や事故発生時における交通機能確保のための付加車線設置等の機能強化対策における財源確保の要望を行っています。

次に、企業誘致の現状についてですが、現在、本市の企業誘致施策としては、誘致ターゲットを主に製造業、物流関連業とし、和歌山県等と連携を図りながら取り組んでいます。具体的な手法としては、毎年行っている設備投資・立地意向調査の結果などを活用し、移転や増設を検討している企業を優先して個別訪問などのアプローチを行っています。また、企業の投資情報をいち早く把握している金融機関、総合建設業並びにディベロッパーといった機関とも情報交換を行い、潜在的な立地ニーズを早期にキャッチし、本市の用地情報を提供することで交渉の機会創出に努めています。企業との交渉の際には、大阪や中部圏等からの交通アクセスのよさなど、本市の立地的優位性に加え、奨励金制度及び税優遇制度等の創設により、企業が進出しやすい環境を整えていることをアピールしています。

その結果、現在、59社の企業と協定を締結し、うち、46社が操業を開始しています。新たな工業団地であるあやの台北部用地につきましても、現時点で、約半数に当たる8区画

が申込済みとなり、うち、1区画は、既に建設工事に着工しています。残りの区画につきましても関心を持つ企業がありますので、営業活動により早期完売をめざしていきます。

○議長（田中博晃君）7番 岡君、再質問ありますか。

7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）高速道路の要望なんですけども、本市からはしていないですか、単独で。さっきのはいろんな協議会とか県の話でしょう。例えば暫定2車線とか、それはどこを指しているんですか。どこを暫定2車線にするという話になっているんですか。僕が言うているのは橋本市の話をしとるんですよ。どこの話ですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）まず、橋本市単独での要望につきましては行っておりません。全て協議会と、あと、市長会を通じての要望という形を取っております。

区間に関しましては、京奈和自動車道全線120キロありますが、その全線を対象に、暫定2車線で整備されている区域を4車線という要望となっております。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）なぜ本市から出さないの。この紀の川筋で大規模に企業誘致を行っているところっていうたら、一番企業誘致を行っているところというのはどこなんですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）沿線で言うと、橋本市が一番行っているというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）その企業誘致の利点を生かすために京奈和自動車道の4車線化は、本市にとっては重要度はどれぐらいあるんか

な。行政はどう考えているんかな。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問お答えします。

企業なんかが来る条件として、物流なんかのところ、スムーズに中部圏とか大阪圏とか、関空、海のほうへとかって行ける幹線道路というのはすごく重要になりますので、企業が進出していただくということから考えますと、確かに道があったほうが企業の立地が進みやすいという状況にはあります。

以上です。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）僕、すごく気になるのが、橋本市の立地条件で企業がどちらを向いているかという話やと思うんですよ。和歌山市の方向を向いているんかな。

僕、何でこの話をするかというたら、和歌山市は和歌山市で物流の中心になるべきところはたくさんあるんですよ。ということは、和歌山市は和歌山市で方向性が違うと思うんですよ。ということは、橋本市の物流、東の玄関口ってよく自分らで言いませんか。ということは、南大阪とか奈良、滋賀、三重、この辺りをカバーするのに橋本市の立地というのは、やはり僕、企業から見られていると思うんですよ、物流のね。

となってくると、方向性で言うたら、やはり奈良を向いて目を向けないと、本市の利点を生かすところが最大限ね。もちろん、全線4車線化ができればいいですよ。いいですよ、それはね。僕、それをするなど言うると違えますよ。してほしいんですよ。

ただ、時間的に、本市がまず東の玄関口で発展するためには、奈良とのセットで考えていかないと利点が薄いと思うんです。ということは、本市は、奈良と一緒に、五條市、橿原市、御所市、この辺とタッグを組んで、南

大阪まで抜ける南阪奈につながる京奈和自動車道の早期4車線化を進めることが、僕は今大事だと思うんです。もちろんそれには和歌山県のお力も借りなあかんけど、やはり東の玄関口というところの利点を生かすために、僕は最大限そこは必要だと思うんです。

だから、全体の2車線化というのは最終目標であって、本市の目標というのはもちろんそこにはあるんだけど、でも、和歌山県だけ4車線化しても、本市にとってのメリットというのは少ないと思うんですよ。奈良方面のアクセス、4車線化というのは、やはり企業誘致にとっても本市の発展にとっても大事になってくると思うんですけど、その点はいかがでしょうか。だから、和歌山県の要望はいいですよ。本市は奈良県も含めて南部とタッグを組んで要望書も上げていかなあかんし、進めていかなあかんのやけど、それはされとるんですかという話です。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）今はまず橿原市の工事が終わって、そっちへまず完全に京奈和が便利になるようにしていくというのが今国の考え方だと思いますし、今、多額のお金がついてきています。私も田野瀬衆議院議員とは親しいので、常に今後の京奈和の在り方であったり、そういう話をする機会を持っています。東京へ行ったら必ず事務所にも寄りますし、そういうふうにして、まず先に全部通していくという、奈良市内は無理ですけど、そこをまずやって、それから予算を確保するってなると、道路の予算って本当に時間がかかる。道路の完成までって、371号でも結局、20年以上かかってやっとできたというのが現状です。今終わっているところをさらにとということになると、なかなか国のほうも目を向けてくれないところもあります。そういうのを含めて、企業誘致はどんどん進めていきますし、取り

組んでいくということは大事やと思いますし、ただ、そんな言うほど簡単にはできないということです。

だから、奈良とも連携は、でも、五條市でしたら、大阪の府県間トンネルが今メインになっていて、京奈和自動車道じゃなくなってきているんですね。混合トンネルを造るという、この間大会にも行きましたけど、そういうふうに、やっぱり本当に2車線が必要かというところも考えておかないと、逆に2車線になると有料ということも、4車線にするということはそういうことでリスクもあるということも考えとかなあかんの、私らも4車線化というのは、鶴保議員を通じて国土交通省とも話をしますし、やっていることはやっているんです。ただ、そんな簡単にできる問題ではないということを理解してもらわないと。

言うのは簡単なんです。ああやったらよくなる。でも、実効性をやっぱり私らも担保していかなあかんし、継続的なことをするということは、和歌山と奈良でそういう協議会をまずつくるということも大事だと思いますので、そこは取り組んでいきたいとは思いますが、これもやっぱり県のつながりというものはあるんで、うちだけ単独でそういう運動をするというのも実際に難しい側面もあるので、言うことは簡単ですよ。やったらいいに決まっているんやけど、ただ、時間がかかるのも事実。

だから、逆にそれまでに今の残っている7区画を早く売っていくということも大事なんで、だから、今担当が一生懸命企業誘致に励んでいる。いろんなケースもあるんです。そういうことも含めて、私らは着実に取り組んでいきたいと思えますし、言うだけじゃ何にもできない。じゃあ、岡議員が国へ行ってくれたことはありますか。

○7番（岡 弘悟君）ありますよ。行きました。議会の意見書を持って。

○市長（平木哲朗君）でも、私らもしょっちゅう行っているんですよ。それで国会議員とも話をしているんですよ。

○7番（岡 弘悟君）だから、行っているかどうか聞かれたので、僕、言っているんですよ。行っています。僕もちゃんと考えて言っています。

○市長（平木哲朗君）私らもそういう行動はしているんです。

○議長（田中博晃君）暫時休憩いたします。

（午前9時53分 休憩）

（午前9時53分 再開）

○議長（田中博晃君）再開いたします。

○市長（平木哲朗君）失礼しました。私らもやることはやっていっています。これからもそういう取組みはしっかりと取り組んでいきたいと思えますし、橋本市のことだけを考慮してやるという動きになると、いろんな地域でいろんな道を造るといふ計画もあることも事実なんで、そこをどうやって整合性を取っていくかという問題もありますし、また、隣の田野瀬議員ともそういうお話でしていけたらというふうに思います。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ちょっと感情論になるとんであれですけど、市長に反問とは言いませんけど質問をされたんで。昨年、議会から京奈和自動車道の4車線化を求める要望書を国のほうに上げることになりまして、私、個人的に国の国会議員のほうに直接持って行きました。今の橋本市の現状も、もちろん話をさせてもうています。それは別に僕、自分がこれしている、あれしているというのを別に言う必要はなかったんで、誰にとりか、会派の議員には言うていましたけど、ただ、

少しでもお力添えができれば、議員としてできればという意味合いで東京のほうには行かせてもらいました。それは聞かれたんで答えるだけで、自分から言うことではなかったんですけども、僕もその委員だったんで出させていただきました。それはちゃんと答弁しておきます。

それと、何もしてない、簡単に言うって、そういう話をしているのではないんですよ。本市にとって重要であれば、別に本市から奈良に向けて要望書を上げていくというのは何の問題もないという話をしているだけで、何もしていないとかいう話をしているわけでもないし、僕、市長と話がかみ合っていないなと思うんですけどね。その辺はいいです。

これから奈良と協議して、そういうのを立ち上げていただける方向性というのは市長の言葉で頂きましたんでね。時間がかかるのも分かります。簡単にやれって言ってませんよ。簡単にできるんやったらもうとうにできています。京奈和自動車道が開通してかなり時間もたっていますんでね。だから、交通量も、4車線化に向けての交通量はあるというのも聞いとるんです。

ただ、ここで問題になるのは、先ほどの市長もおっしゃっていましたが有料化の話ですよ。有料化になるから、今無料やから市民の方にもメリットもあるし、もちろん無料化やからたくさんの皆さんに走ってもらっているんですけど、ただそこで問題になるのがやはり事故なんですよ。

これの話、切り替えてやらしてもらいますけど、センターにあるワイヤーロープ。このワイヤーロープは、基本的にドライバーの命を守る構造にはなっていませんよね。一応、僕も調べたんですよ。そしたら、北海道で開発されて、暫定2車線の高速道路に広がっていると。実験動画も見ました。ワイヤーロー

プに接触した場合、ポールが倒れて衝撃をクッション化してドライバーの命を守っていきますよという動画を見たんですけど、実験が10トントラックなんです。確かに、10トントラックが接触するときれいに倒れていました、ばんばんばんばん。

でも、実際、議場の皆さんも見たことがあると思うんですけど、高速道路で大破している車を見ませんか。あれ、何で大破するかって、皆さんご存じやと思うんですけど、ワイヤーロープで切れちゃうんですよ。切れたときに慣性の法則で、普通の真ん中のへこんでいるガードレールがあるじゃないですか。あのガードレールは、力を逃がすために真ん中がへこんでるんですよ。あれはドライバーを助けるためなんですよ。そのまま力を逃しながら、車を滑らせて止める構造になるとるんですよ。

もう一つ、ワイヤーロープとは違うんですけど、歩行者の命を完全に守るためにというガードレールも実際あるんです。それはドライバーが接触した場合、完全に歩行者を守るため、強靱なガードレール。そういうのと2種類ある中で、確かにあのワイヤーロープは、一応の形は衝撃緩和という形を取っておるんですけど、普通乗用車の場合、ポールが倒れる前に車がひっくり返るんですよ、引っかかって。引っかかって慣性の法則でひっくり返る。ひっくり返れへんでも、切れて大破する。これが僕、すごく問題やと思うんですよ。実際、それで大きな事故に発展し、もちろん対向車線にはみ出さないというのが一番大事なんで、そこに関しては守られているんですけども、暫定2車線だからこそあのワイヤーロープを使っとるんです。設置場所が狭いんでね。中央分離帯のところには大きなガードレールをつけようとする、かなりの幅を要しますよね。下の基礎がね。もちろんコストもか

かる。

そしたら、あの北海道で開発されたのは暫定2車線、つまり将来的に4車線になるところには、取りあえずこれで対向車線を防ぎましょうと。正面衝突をね。そのために開発されたんです。その事故についても、ワイヤーロープが設置してからかなりたちますけど、かなり現状で多いと思うんです。もちろんそのおかげで、対面車同士の衝突が減ったと思うんですけども。痛しかゆしというのかな。ドライバーの安全、はみ出した側の安全と、あとバイクのライダーの安全性を確保するものではないんです。そういった点はどういうふうにお考えになっているのかお聞かせいただけますか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）これ、京奈和自動車道ができたときに、全部ポールやったんですよ。橋の上だけはどうしてもできなくて今のまま続いている、当時、ポールを倒して隣の斜線へ突っ込んでいくということがあって、試験的に今の形、ワイヤーをつけるということで、県議会でおるとき、同僚議員が質問をされたことがあって、国土交通省にそのとき要望して、安全対策やということで試験的にやったんです。確かに本当に飛ぶことはなくなったりけど、ただ、当たるとひどい。車も損傷するし、危害もある、跳ね返るということもあるので、非常に逆に私も危険やなと思っています。やっぱりこれから河川国道事務所とも話をし、さらなる安全対策を求めていくことは大事やと思っています。

この間も和歌山の帰り、やっぱり飛び出している車も若干あつたりしますし、完全に止められるというものではないので、そこについてはまた国のほうへも、まず県のほうへお話をし、それからもっと安全対策がないのかということをお話を

していきたいなというふうには思っています。

まだなかなかその部分の次の手というのが示されていないので、逆にどんどん伸びていっているという感じになっているので、ここはまた協議会のほうでも話をさせてもらって、少しでももう少し安全対策ができるような、そういう取組みをしていけたらなと思います。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）市長がおっしゃるとおりですよ。ほんまに危ない。特にライダーなんてむき出しなんでね。アウト側に膨らんでいるコーナーでもスリップしてこけたら、ワイヤー一直線ですよ。何も守るものがないんでね。あのワイヤーに体、時速60キロ、70キロでぶついたらって考えたら、想像しやすいですよ。これは本当に危険やと思います。

それも、市長はそういう4車線化の難しさも分かった上で話をしてくれましたので、それはそれでお願いしたいんですけど、最終的な結論というたら、やっぱり4車線化していかんと、これってなかなか難しいかなと思うんです。もちろん4車線化には時間がかかるんですけども、これについては和歌山県だけでなく全国的な問題になってくると思うんです。ワイヤーロープの設置って結構、僕も調べたんですけど、暫定2車線が多いんですよ。コストの面と設置のスピードの速さと、さっきも言いましたけど、設置の場所の面積が非常に少ないということで、あと、修理もしやすいですよ、ワイヤーを張り直すだけなんで。でも、そういう物理的な話とか、そういうんじゃないで、人の命がかかっていますんでね。できれば、4車線化に向けてまでの時間の間も、さらなる安全性というのは求めているので、その辺はよろしく願いいたします。

あと、これは余談なんですけど、あのワイ

ヤーロープって、やっぱり大型に乗っている人は気になるんですよ。道がすごく狭く感じるんです。あれ、当たったら終わりって思ってしまうんで、どうしても寄っちゃうんですよ、左へね。特に長い車というのは内輪差があるんで、やっぱりちょっと怖いんです。だから、そういうのも踏まえたら、やはりこれからの企業誘致に対しても4車線化が有利というのは事実なんで、市長がそれを否定しているとは言いませんよ。ただ時間がかかるという話であって。そこは僕は分かるとるんですよ。ただ、さっきも言いましたけど、要望書とかを上げるのは上げれるんで、時間がかかっても上げてもうたらええんちゃうかという話で、さっき、だから、ちょっとその辺が食い違つとるなと思っただけです。

次に、コメリなんですけども、コメリが橋本市に、あそこに集約センターを造った経緯というのはどういった経緯であそこを選定されたのかということをお教えいただけますか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

コメリの物流会社が北星産業という会社で、今あやの台に進出したところになるんですが、平成30年に関西の物流の拠点としたい施設を建設したいということで相談がまずございまして、あやの台北部用地のご紹介とかもさせていただいたんですが、その中で時間も間に合わないということで南海さんの土地、民間の土地を使って建設したという経緯がございます。

なので、この間も竣工式があったんですが、行つてくると、関西の物流の拠点で、面積も一番大きいような拠点であるというところからすると、やはり本市が選ばれたというか、物流の拠点として東海、大阪南部を含め、関西一円の物流拠点として選ばれたというふう

に考えています。

以上です。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）また怒られるんかな。嫌みで言うるとると違うんですよ。ちゃんと話を最後まで聞いてくださいね。本市から誘致をお願いしたわけじゃないでしょう。向こうから打診があってできたという形ですよ。僕、そこが一番のキーポイントやと思っとるんです。

コメリという大きな企業が、ここは立地条件として、関西の集約する場所として非常にメリットがある、魅力があるって感じているから来られたわけですよ。本市からコメリさんのところへ行って、「うち、こういう企業誘致をしているんで、こういう利点があるんで」というプレゼンをしたわけじゃないでしょう。そうですよね。来てからいろいろお話しされたということです。ということは、企業側からしたら本当に魅力があるんですよ。そういうことでしょうか。企業がわざわざ見つけてくれたんでしょ。自分のところで一番立地条件がよくてメリットのあるところはどこやって探した結果、橋本市がいいってなったわけでしょう。それ、気づきですやん。気づかなあかんところですよ。

僕らは当たり前と思っとるんですよ。前も言いましたけど、近くのものって見えにくい。あるもの。この風景かって、僕らは毎日見ているから。あの富士山の富士吉田市の方、僕、視察で何度かお伺いしましたが、「富士山きれいやなー」と言うたら、「僕らは毎日見ているから」って。そういう感覚と全く同じな感覚で、だから、気づきなんです。ということは、本当に東の玄関口としてすごく魅力のある立地条件やということが証明されたわけですよ。ということは、ほかの企業も絶対注目しとるはずなんです。あれだけ大規

模なものを作るんだからね。そんな少額の投資と違うでしょう。それを突き詰めていったら、さらなる発展というのは、やはりコメリさんの見たところの集約センターの立地の可能性がある。

でも、これは集約センターだけと違いますよ。企業にとっても物を運ぶから、もちろんそれを分かって企業誘致をしとるんで、そこは僕は理解しています。そこを分からんとしていないとは言いません。でも、これだけ大規模の集約センターができるほど魅力がある都市やと、市やということです。相手が気づかしてくれたんですよ。これほどの規模でも全然できる立地条件やと。

だからこそ、やはり次に気になってくるのが交通。先ほど言った京奈和自動車道の4車線化。僕は、市長がおっしゃるみたいに簡単にできるとは思っていません。でも、簡単にできるとは思ってないけども、ここでやらないと、和歌山県との関係もあるし、奈良県との関係もあるのも分かります。でも、僕は勝手なことばかり言うて申し訳ないんですけど、僕は橋本市の市議会議員なんで、橋本市の発展のために今お話をさせてもうとるんで、勝手なことばかりになるかもしれませんが、やはり奈良までの4車線化というのを夢見てしまうんですよ。そのビジョンというのを想像してしまう。難しいというのは、実行側は確かにそうやと思うんですよ。でも、やっぱり夢を見てしまう。だから、こうやって質問をさせてもうている。

その夢というのは、さっきも僕、前段で話をさせてもうたですけど、やっぱりやってみて夢で終わるか、現実に変えていくかというのはもちろん難しい話かもしれないけど、取りあえず、でも、本市だけでも、僕は4車線化に向けて奈良方面は進めていってほしいなという気持ちはあります。だから、僕、要

望書も自分で持って行きました。それはちゃんとお話ししました。和歌山県全体じゃ難しいと思うけど、この橋本市から、高野口町のところから隅田町の間、あと、五條市、橿原市までの間でええから4車線化を早く進めてほしい。これはエゴやと思うって、はっきり言いました。もちろん奈良の関係もあるんで、僕は奈良の県議会議員の方とは面識がございませんので、本市のことばかりで大変申し訳ないですけども、奈良の国会議員の方にもお力添えを頂けるようによろしくお願ひしますというお話はさせてもらいました。本当にチャンスやと思うんです。そういった点で、やはり企業誘致をこれから発展させていく。

そして、あと、371号線もそうなんですけども、これは余談になって通告外になるんですけど、質問はいたしません。お話なんですけども、もともと平木市長も県議やったときに、国道371号線の決起集会とか、木下前市長がされていて、そのときに河内長野市が本市の国道371号線の決起集会に多く来てくれていました。ただ、僕、そのときにお話を聞いたのは、河内長野市は橋本市からの国道371号線については協力はするけども、河内長野市として何か大きなメリットがあるかと言うとそのようには感じておられないと、はっきり言うたはりました。ただここで、その沿線である河内長野市から堺市までの沿線、これは河内長野市にとっても大事やから、それについて、先にここが完成していなかったら沿線ができない。だから、我々も協力させていただきます。その代わりというか、完成した暁には、もし河内長野市か堺市の沿線のそういった話が出たときは、橋本市もご協力をお願いしますというお話は、僕、直接そのとき、でも古い話になりますので、15年ほど前になりますけども、河内長野市の現市長もそういったお話を決起集会でおっしゃっていたのを覚えて

います。

だから、道路というのがやはり地域の発展には欠かせないもの。よく古い古いという考え方と言われるんですけど、それは道路のあるところなんですよね。道路のないところというのはやはり流通の拠点になりにくいので、そういった面も踏まえて、ここは大事にしていかなければいけないと思いますね。

あと、企業誘致についてなんですけども、市長、直接お聞きしますけど、市長はどのような形で企業誘致の位置づけというのを今考えておられるのか、本市にとっての重要度というのはどういったものなのか。僕、今まで20年間、市長に答弁を求めたことがないんですけど、市長、最初から手を挙げてくれたんで今回初めて質問をしますけど、本市の重要度というのは、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）これは本当に重要度が高い。恐らく企業誘致を成功させないと、本市の財政がもたんかなという気がします。やっぱり若い人の雇用を生むというところも必要ですし、本当は橋本市の企業とうまくつながってくれたらいいんですけど、なかなか難しい側面もあります。やっぱり稼ぐ力というところも重要なんで、税収が少しでも増えていくような、そこの財源でまた新しい事業をするということが非常に大事になってきますし、地域を活性化させていくためには、やっぱりいろんな企業と交流していく、つくり上げていくということをもっと進めていかなあかんというところもあるので、やっぱり重要度としては一番高いです。とにかく、今あるところを早く売ってしまうということになると思います。できるだけしっかりと取り組んでいくということが、誰が市長になっても、これは絶対やり切らなあかんところなんで、

やっぱりしっかりとした取組み、本当はもうちょっと製造業以外でも呼び込みたいところはあるんですけどもなかなか難しい部分もあるので、しっかり情報を取ってやっていけたらなと思います。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）僕と同じ思いでやっていただいていると思います。だから、最初に、僕、別に市長に嫌みを言おうと思って一般質問をしているわけではないので、その辺は誤解のないように。よろしくお願ひします。ちょっと今偉そうやったですね、失礼。

それと、市長にもお願ひしたいんですけど、僕の思い入れというか、市長もよくご存じですけど、木下前市長、トップセールス。市長は市長のお考えもあるでしょうけど、木下市長は本当に飛び込み営業をされていましてよね。僕はそのときに、その当時の議員もたくさんここに残っておられますけど、僕、びっくりしたのが、これは僕は又聞きというか、木下前市長にも直接聞いたんですけど、NTNに飛び込みに行ったんですよね、アポを取って。「橋本市長の木下というんですけども、ちょっとお話があるんで行かせてくださいね」と言って行ってきたんですよね。

僕、最初、NTNに飛び込み営業に行って、千代田のあそこに大きな工場がありますよね。大きな工場を構えているところは、本市の企業誘致に来る理由がないって勝手に決めつけとったんですよ。相手方は相手方でいろんな思いもその立地条件にあって、たまたま、「それやったら」って話になって、とんとん拍子ではなかったですけども、いろんな問題をクリアしながら、最後は誘致に成功された。やはりそういったことも鑑みますと、トップセールスって絶大な力を持つと思うんですよ。市長も今一番大事な施策やと言うのであれば、僕、もう少しトップセールスに力を入れてい

ただきたいなというのを感じているんですけども、それについて市長はどうでしょうか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）私も思っています。行きたいんですけど、なかなか時間が取れないところもあって、できるだけ毎年、企業立地センターというところに行って、橋本市、こういうふうに頑張っているんで情報を下さいとか、今度、売買契約を結ぶ東京の会社とも直接行ってお話もしてきました。いつでも行きます。それは当然やと思っていますので、できるだけ時間を取れて行けたらなというふうに思います。

そして、京奈和自動車道のことで、今のやり方じゃなくて、高速道路にするんやったらNEXCO方式がでけへんかなというやり方も視野に入れてもええかなと。その代わり、今は一般道なんで、高速道路になったときには、それは覚悟してもらわなあかんと思うんですけど、早く建設をしようと思ったらNEXCO方式でやるのも一つの手段かなというふうに思います。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）僕もそれは聞きました、NEXCO方式。時間がなくなったのでその話はいいですけど。有料化になるというのは、市長、確かに一つの問題にはなると思うんです。もともと無料やったものが有料になったら、いろんな方面から苦情が来るというのは理解できるんですけど、そもそも低速車が多かったりだとか、あと、大型車が多く通るということで道が傷みやすい。すごくぼこぼこになっとるじゃないですか。でも、これってやっぱり無料やからというのも出てきていると思うんです。

でも、実際、今、車の数が増えているというよりは減っていますよね。そしたら、24号線の京奈和自動車道ができたときの渋滞とい

うのは、今は恐らく京奈和自動車道が有料になって24号線に流れたとしても、渋滞は起こるとしても、昔ほどの渋滞は起こらないというふうに僕も感じているんです。本当に急いでいる方は料金を払って、さほど高い料金にならないと思うんですね。できたら、堺市の100円高速ぐらいにしてほしいなって思いながらやっとする。100円か150円ぐらいで通してほしいなみたいなね。橿原市までですよ。和歌山市は別ですけどね。橿原市までは150円ぐらいでお願いしたいななんて考えとるんですけども。そういった要望も踏まえて、よろしく願いいたします。

一つ目の質問は以上で終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、水道事業広域化の可能性はに対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（堤 健君）登壇〕

○上下水道部長（堤 健君）水道事業広域化の可能性はについてお答えします。

議員おただしのおり、近年、多くの市町村において水道料金の改定が検討されている背景には、施設の老朽化に伴う更新費用の増大、資材価格や人件費の高騰、加えて、人口減少や節水機能の普及などによる水需要の減少といった構造的な要因によって、これまで料金を抑制してきた手法が限界を迎え、持続困難となりつつあると認識しています。

本市の水道事業は、受益者負担を原則に、施設の更新などを踏まえ、市民の皆さまの協力を得つつ、令和2年4月に料金改定を行い、一般会計からの繰入れに依存しない形で事業経営を進めてきました。しかしながら、今後も老朽化や耐震化への対応、技術職員の確保といった課題に加え、水需要の減少もさらに進むことが見込まれることから、経営環境は一層厳しさを増すものと考えています。

このような中、水道事業の持続性を確保する施策の一つとして広域化があり、和歌山県が和歌山県水道広域化推進プランを策定し、研修や協議の場を設けておりますが、各市町の経営状況や料金水準、施設の老朽化の状況や将来計画などが異なっており、広域化による効果や負担の在り方などについて共通の認識を形成するまでに至っておりません。

このことから、現時点で直ちに広域化を進める段階ではありませんが、今後の水道事業経営を検討する中で、国や県の施策動向、近隣市町の経営状況などを注視しつつ、情報収集や意見交換を継続してまいります。あわせて、業務の共同化や実務的な連携手法についても検討を進めていく必要があると考えています。

いずれにいたしましても、市民の皆さまに安全で安心な水道水を安定的に供給できることを最優先に、持続可能な水道事業の在り方について検討を重ねていきます。

○議長（田中博晃君）7番 岡君、再質問ありますか。

7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

広域化の話ですけども、広域化を進めていて実現しているところって、あるのはあるんですよ。たしか岩手県でもあったのかな、僕、調べたんですけど。広域化の話は数年前、もうちょっと前から出ているんですけども、なかなか実現しない。実現しないですよ。質問しておいて言うのも何やけど。市町村によってコストが違うんでね。高い安いというのも値段も違いますし、これは市町村によって違うんで、これが県一律でしたら簡単なんですけどね。そういうわけにはいかないんでね。

これを何で質問させてもらったかというのと、事実、今、橋本市で広域化を進めた場合、ウ

イン・ウィンの関係でやっていけると考えたら、県をまたいで五條市でしたら、何とかお互いウィン・ウィンの部分はあるのかな。ただ、それができるかどうかは別としては思います。

何でこんな質問をさせてもうたかという、広域化できないならできないで、それは僕も理解しとるんです。そのときに、さっき言った水の話ですよ。これから水不足になる場合がもしあったとして、和歌山市から紀の川筋、橋本市まで、紀の川から直接水を引いているのは橋本市だけでしょう。なってきたときに、川の水が少なくなってくると、近隣は井戸で対応をされているんですけども、井戸も多分、水量が先に減ってくるはずなんです。そのときの対応で、広域化はできない、単独でこれからやっていく。

じゃあ、例えば水がどんどん減った場合に、人道的立場でお互いの水を分け合って、もちろんそうなんですけども、そのときに、やはり広域化の話も橋本市は難しい。そして、今まで一般財源も繰り入れずに頑張ってきたこの橋本市の水を、逆の場合もあります、だから、お互いここできっちりさせとかなあかんと思うんです。本市の水がなくなった場合、助けていただく場合、本市が水がある場合、助ける場合、そういった場合のお互いの協定というのかな。やはり水事業にもコストがかかっているんでね。そういった場合はお互いいくらでその水の取引をするかというのも決めていかないと、僕はいけない時期やと思っとるんです。だから、広域化の話をしたんですけど、無理だろうというのであれば、やはり近隣の市町村とこうした場合のコスト。

だから、何でこれを僕は言うかという、水道事業というのは市民にとっても安いとは言えないものなんで、それを人道的な立場という形でお互いやり取りすると、やはり市民

感情としては、そこはきっちりとした金額の上での取引をしていかないと、それによってまた各市町村の水道事業も圧迫されてはいけませんので、そういった緊急事態の場合でもある程度の取決めはしとくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）今議員がおっしゃったことというのはなかなか難しい話であって、今よく近隣と話をするのは、橋本市の料金は高いんで、なかなかそれに合わせるのには難しいというようなことをおっしゃられるんですけども、我々としては、今までダムにも結構なお金を投じていますので、その費用も負担していただかなあかんという思いは、あるのはやっぱりあります。ただ、具体的に広域化を進める上では、料金というのは当然、避けては通れん道なんですけども、なかなか今その気持ちに、各市町村がうちまで追いついてきていないというところもありますので、なかなか難しい状況であるということになっています。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）僕が言うているのは、非常時のときに水のやり取りをするときに、人道的に無償でとかいうのではなくて、やはりお互い水というのはコストがかかっているんやから、例えば地震とか大きな災害があったときに、市長は人道的に水とかを運んだりしてくれていますやんか。それとはまたちょっと話が別になってくると思うんです。何でかという、湧水って続くでしょう。続く中で、お互いのやり取りの中でコストってすごいかかってくると思うんです。そのコストを、そういった場合は、近隣の場合ですよ、地震とかと違いますよ。湧水とかの場合に助ける場合、お互い助け合う場合は、これぐらいのコストをお互いちゃんとやり取りしましょう

というのは決めとかなあかんのと違いますかという話をしとるんです。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）県の水道協会の中では、いわゆる運んだりとかってするところにかかる費用に関しては、持っていくところが負担するという形にはなっとるんですけども、水道料金に関しまして、水に関してという料金に関しては、今のところ取決めはございませんので、今後の課題になるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）漫画みたいな話かもしれませんが、何か月も雨が降らなかつたら、この紀の川筋でも本当に井戸が枯れたり、井戸だけと違いますよ、橋本市も水が取れないというような状況が出てくるかもしれないんで、そのときに人道的に助けていただいて、その水でももちろんずっとできればいいですけども、やはりコストというのは市町村、例えば一つの井戸しか水が湧いていなかったら、その全負担金になってしまうわけで、それもそれで逆に申し訳ないというか、そういうのがある中で、そこはきっちりある程度は、そういった状況も、夢のような話かもしれませんが、さっきも言いましたけど想像力を働かしたら、決めといても損はないと。そのときにもめなくて済むとということでこの質問をさせてもらっています。

だから、本当に水ってこれからどんどん減ってくるもんやと僕は考えていますので、もちろん日本がそうやとは言いませんよ。世界的に見てね。だから、本市の紀の川もずっと潤い続けてくれればありがたいんですけども、大滝ダムの貯水率も大分減ってきているという話が出てきていますので、それほど全国的に渇水、一時的なものであればいいんですけど、

どうも、こういった年が何年も続いてしまいますと水ってなくなってきましたので、そういった場合にある程度取決めは決めとかないと、人道的というだけではなかなか続けていくことは難しいかなと。長くなればね。いつかはいいんですけどもね。そういったものも踏まえて、今後の課題としてください。

以上で終わります。

○議長（田中博晃君）7番 岡君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番10、9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）おはようございます。

朝から議場が大変温まったので、すごくやりやすいです。議場の中にもぎやかで、けんけんがくがく議論しましょう。私も未熟ですがしっかりやらさせていただきますので、よろしくをお願いします。

最初に、7番議員の一般質問、いつも勉強になって、先輩議員で聞いていたんですけど、木下市長というワードが出たんで少しいろんなことを思い出して、トップセールスって、本当にアポなしで行くときもあるんですよ。私は初当選したときにずっと横におったときもあるんですけども、同行行って、いろんなところへ陳情、要望とか、訪問したときというのは、独特なおじいちゃんの雰囲気というのかな、独特な雰囲気を出して、「わしはこんな感じでな」みたいな感じで行ったらワールドができて、その空間におるときって、僕は正座して緊張しとるんですけど、こうやって

人と対話して、心と心でキャッチボールを知らぬ間にできて、結果が後からついてくるというか、こうやってこうやってという足し算じゃなくて、何か一つの目標を達成するために引き算しとったんかなとか、多分そんな駆け引きとかじゃなくて、人柄がそうさせたことによって、今デジタルでDXって言いますが、ほんまに血の通ったアナログなやり方で人の輪というのができたんやなって、すごく感銘を受けたことが一瞬で思い出します。

私はいろいろ未熟ながらにやとるんですけど、そのとき膝を突き合わせて酒を交わして、いろんな人と交流する中で、やっぱり輪になっていく雰囲気、そのワードの中に黒河道とかはたごんぼとかへら竿とか、へら竿はそのときある程度の格式はあったんですけど、まだ100年の伝統的工芸品にもなっていないかったような気もするし、何か未来のビジョンというのが、ここにわしは到達したいんでという、フルーツラインもそうなんですけど、目標到達点というのがあったんだなというふうに、そのためにわたしたちは、あえてわしというんですけど、わたしはこないするんでというような感じやったんかなって。そのときは気づけへんでも、10年ちょっと議員をさせてもうたら、そういうこともありなんかなって。当局の職員の人もおやじみたいな感じで、市長をしっかり担がなあかんみたいなのが、1年生議員の最初の平成23年、24年ぐらいのときというのはすごく響いて、橋本市はこうあるべき形なんだなというのが古きよきの、ちょっと思い出したんで数秒話をしました。今後とも真剣にやっていきますので、皆さんのまたご指導を頂けたらと思います。

今日は傍聴席もいらっしやらないので、ユーチューブをご覧の皆さま、おはようございます。堀内でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていた

できます。私は大きく三つでございます。

市内のこども園の受入れ状況について、2回目でございます。

以前にも質問をさせていただきまして、一定の理解の下に、地元優先枠・兄弟枠・その他福祉的なことで、査定に対してポイントを加算する平等性などを検討した上実行していると理解し、ありがたいと思っていました。

数年後の今日、少子化と言われる今、本市は企業誘致・移住定住の事業で投資的経費と言ってよいのか分かりませんが、実行しております。否定するものではありませんが、議決をさせていただいた以上、応援の意志を持っていたのですが、若い世代が橋本市に求るものはそれぞれですが、共働きが増えている世の中で必要なことの一つは、やっぱりこども園の受入れであります。

4月には一旦待機児童ゼロのイメージでしたが、実際はどうなんでしょうか。年度途中から転入に対応できているのか。また、過去に優先的ポイントを見直したはずが、なぜ地元か近いところに入園できていないのか。行政の要である公設公営のこども園は、立地的にも遠過ぎるイメージを持っています。行っている政策に対してきちんと受皿を用意できていないと感じてしまいますが、見解をお伺いいたします。

2番目、橋本駅前開発について。これも2回目でございます。

前回質問より答弁いただいて、ビジョンについてはお聞きしましたが、土地の広さを軸として計画をもう一度伺います。その上で、民間事業者との調整のずれについて、再度タイムスケジュールも含め、どのようにお考えかをお伺いいたします。

三つ目でございます。産業文化会館臨時駐車場について。

令和7年9月定例会の補正予算で議決され

た年に数回使用させていただいている臨時駐車場。この土地の購入について、購入必要と判断された経緯をお伺いいたします。

以上、壇上より失礼いたします。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君の質問項目1、市内こども園の受入れ状況について（No. 2）に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）市内こども園の受入れ状況（No. 2）についてお答えします。

国が実施する4月1日時点の待機児童調査における待機児童は発生したことはありませんが、転入などにより年度途中に入園を希望された場合に既に定員がいっぱいで、希望された園に入園がかなわないという状況があることは確かです。

また、令和5年度入園申込みから地域性を考慮した加点を設け、市内全体で入園の調整を行っているところですが、公設公営の紀見こども園も含め、市内保育園・こども園に通園区域はありませんので、必ずしも地元もしくは近しい園に入園できるわけではないのが現状です。

これまでも市内各園に対しヒアリングを実施し、園の面積基準や保育士の配置基準、また、園の経営に関わる給付費に影響を及ぼさない範囲で認可定員の増加について調整を行うとともに、保護者からの相談を受けた際はさらに受入れが可能かどうか、園と可能な限り調整を行いながら、入園の利用調整を行っているところです。

移住・定住などの担当部署と連携を図りながら、入園申込みや園に係る情報提供を行うとともに、企業誘致や移住・定住促進事業など、市の施策により本市を選んで転入いただけるご家庭に対する入園枠の設定などは考えていませんが、令和9年度の入園申込みに向

け、現在用いている入園の利用調整に係る指数などの全体的な見直しを考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君、再質問はありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）福祉部長、どうもありがとうございました。よい答弁をもうとるんで、部長も2年、3年で人事で替わっていかれるんで、今の健康福祉部長がどうのという話ではないんです。歴代の積み上げてきたもので、たまたま今の現福祉部長になつとるんで、真摯で前向きな答弁やったと思うんで、それが実行できるんやったら再質問はないというのが本来なんですけど、せっかくなんで、僕も年に4回しかない一般質問なので、ちょっとだけお付き合いいただけたらと思います。

まずは基本的なことなんですけど、公設公営を抜きにして、指定管理というか、民間というか、公設民営と民設民営のみのお伺いになるうかと僕の中では思うんです。答弁のとおり、広さとか保育士の数というのが基本定員があって、それぞれの園に対して営利運営上、子どもの受入れの100%前後の運営が基本的には望ましいと思うんですけども、しかしながら、本市は100%、定員の数に対して、分母に対して分子がほぼ100%の状態です。運営してればいいんですけど、ここ1年、2年調べると、4月1日を超えた時点で100%を超えている。ちょっと頑張ってもらっているのかな、105%、110%、120%ぐらいまでいっているところも実際存在します。一旦待機児童がゼロになるというのには、本当に市の努力というか、感謝しているんですけど、希望の園に入れな第2希望というのがそれぞれあるんなら仕方ないと思うんですけど、やっぱり運営のそもそも論、100%ぐらいで運営してくれたら、途中の受入れというのも十分キ

ヤパはあると思うんですけど、その辺についての見解はお伺いしてよろしいですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

まず形状の話というところになるんですけども、例えば利用定員が100とした場合に、80ぐらいで運営をスタートして、年度途中であるとかで申請とかがあって入っていただくという形になれば、待機児童もなく運営できるという形になるんですけども、最初の段階で、例えばある程度の枠を残しながらというふうになってきましたら、議員が今おただしの中でもございましたように、なかなか運営面でいきましたら、入るかどうかわからない状態で、ただ、入ってきたことを想定したら、保育士とか人材的なものというのは最初から準備しておかなければならない。ただ、結果として入ってこなかったら、それだけの差の20%部分というんですか、その20部分というのは収入が入ってこないという形になってまいりますので、運営を考えたときには、園としてはまずは100に近い形で園をスタート、年度初めからしていくというのが、運営面ではまずそういう状況になるのかなというふうには思います。

その中で、議員も今おっしゃっていただきたみたいに、現状として園の中では100を超えてくるような状況があるというところについてなんですけれども、そこにつきましては、年度途中であるとか、あるいは年度初め、年度に向けてというんですか、保護者からの申請があった場合に、例えば3歳から5歳児についてなんですけれども、幼稚園部分、いわゆる1号さんの定員枠に、もしその園に応じて空きが生じている場合には、申請とかで多くなってきた分の人数について、その空き枠に今申しましたような増えてきている部分、

要望が多い部分の保育園部分の2号さんをその空き枠のところに入れるという弾力的な運用というんですか、そういうのを行っていただいているというのがまず一点。

あと、できるだけ待機児童が発生しないようにというところで、先ほど壇上でもお答えさせていただきましたように、園とのヒアリング後であっても、さらにできるだけ受け入れていただけないかどうか、その可能性について園と可能な限り調整を行いながら、少しでも待機児童を減らすようにというところで入園の利用調整を行っている、その結果、定員を超えた受入れとなっている園があるという、現状そういう状況かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。

運営上、100%を超えとくというのは園にとっても大事なことで、部長の言うことはごもっともやと思うんですけども、法律上、ぶっちゃけた話、120%ぐらいまでやったらちょっといけるという話、実際120%というのが今あるじゃないですか。だから、100から120の間を上手に使っていただけたら、待機児童ゼロが365日続くような体制づくりというのを心がけてほしいということだけ、要望というか、検討していただいたら結構です。部長はお気持ちを分かってくれと思うんで。

ただ、次なんですけど、最初、子育てといったらまずゼロ・1歳の子というのが一番の課題やと思うんですけど、基本的に小学校と違って学校区というのはこども園は存在しない。これは分かります。でも、何となしに今言われた1号の子どもたちというたら、ある程度物心がついていたら、お友達が同じ小学校へ行くという雰囲気、私学へ行くとかやったらまた話は別ですよ。でも、そういうふ

うに雰囲気的になっていたら、お友達同士の交流でそのまま同じように上がる。このゼロ・1歳のところの壁というのが、そのままエスカレーターで上がったら、学校区というのが違うところに、預かってもらわないとお母さんは仕事ができないわけですから、酷なことを僕、言うところかもしれません。でも、先のことを考えると、ゼロ・1歳の子が1・2歳になったときに自分の地元に移動してもらうとか、そういう精査を今のうちにしておいたほうが、やっぱり就学前、4歳・5歳の子が学校区、中学校区が違うところから新1年生でお友達になるというのはなかなかちょっと寂しいかなって、実際そういうのもあるんですけど、ゼロ・1歳の対応について酷なことを聞くんですけど、同じ中学校区に、人なんて整理という言葉はちょっと不適切、どう表現したらいいか分からないんですけど、緩和できないものなんでしょうか。見解をお願いします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

まず、お子さまの転園というところについてなんですけれども、転園という環境の変化、そこにつきましても、やはりお子さまの情緒の安定であるとか、愛着関係の形成というものについて影響というのが一定与えるものかなという、そういう可能性があるかなというふうに考えますので、その点についてはまず慎重に考える必要があるのかなというふうには思っております。

そういうこともございまして、市としては、エスカレーター式というんでしょうか、同一園で継続して見ていくという形を現在取っておりますけれども、転園をするかどうかというのは最終的には保護者の判断という形になってまいりますので、今議員がおっしゃられ

ましたような、例えば小学校へ上がっていくという、そこまでを見据えた中での地元園への転園であるとか、そういった保護者の判断、希望に寄り添えるように、利用調整指数におきまして、市内での転園とか、同一中学校区の園への入園希望への加点というのを設けるなど、現在対応しているというようなところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）答弁どおりにしてあげてください。ほんで、あと選択する権利、決めるのは保護者なのはよく分かるんですけど、どっちがいいのか僕も分からないところがあるんです。でも、ゼロ・1歳の子がエスカレーターになって上がることによって、後で言う移住・定住の話になるんですけど、途中で入ってきたのに、地元へ引っ越してきた、地元でお家を建てたのに入れないという、これをなくすための一般質問なんです。だから、その辺はええ答弁をもうとるんで、そちらにお任せします。今回は、壇上での答弁のとおり、令和8年、9年がそうならば結構です。

もう一点だけ、ちょっとしつこいんですけど、4年前にこの質問をしたときに、当時女性の部長でしたけども、地元優先枠とかいろんなポイントを加算しますということなんですけど、ここから4年かかるとるんですけど、その引継ぎとかポイントの定義というのはちゃんと反映されとるんか否か、引き継がれとるんかどうか。引き継がれていないからもう一回一般質問をしとるって言うたら失礼に値するんですけども、反映されていないような気がするんですけど、いかがですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたし

ます。

4年前に議員のほうからもご提案を頂きまして、令和5年度の申込みに向けて、先ほども壇上でお答えさせていただきました地域への加算というところについてなんですけれども、これは今現在でも、先ほどのお答えの中でも少し触れましたけれども、継続といえますか、引き継がれてといえますか、引き継いで実施しているところでございます。

ちょっとあれになるかもわかりませんが、入園の利用調整に係る指数というものについて、今回、令和9年度に向けて見直しをというところでお答えさせていただいたんですけれども、先ほども議員そのようにやっていただけたらというような形でおっしゃっていただいたんですけれども、その意図というのが、今おたただしいたっているような地域性の部分についても含めてなんですけれども、利用調整に係る指数について、これまで適宜、必要に応じて、そういう項目、加点というのを設けてきておるんですけれども、やはり現在の園を取り巻く状況でございますとか、あと、保護者の家庭の状況、取り巻く状況というのに即しているのかどうか、項目ごとの加点点数の整合性であるとか、矛盾がないかというのを改めて全体的に見直したいというところの中で、その思いで今回お答えさせていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）分かりました。そしたら、健康福祉部長を信じます。よろしく願います。また同じ質問がないように、よろしく願いいたします。

ちょっと話が変わります。7番議員の一般質問でもありましたけれども、企業誘致とか移住・定住という言葉、さっきから出た、経済

部のほうにお話を飛ばすんですけど、市長の肝煎りというのと、さっき企業誘致、かなり上やって。当然、今やったら市民病院であったりとか、教育の学校云々であったりとか、駅前、移住・定住、この辺、市長の肝煎りといったら、何となくみんな同じ回答が出ると思うんです。順位が違うと思うんですけど、だから、企業誘致の話イコール道路の話にさっきなつたと思うんですけども、私、今度、移住・定住、橋本市に来てよということで、昨日、18番議員の質疑のやり取りを聞いていたら、経済部長、ええ答えを言うなと思って、単年度単年度で補助金とか、奨励金じゃないけどお金を出すということよりも、寄り添ったというか、コンシェルジュ、ワンストップ、相談、環境、利便性で選ばれるまちをめざす。これ、すばらしい言葉やと思うんです。そこに受皿であるこども園というのにちゃんと着目できとったんか、対話できとったんかという、未来は前を向いて行ってくれたらええと思うんですけど、過去の話、ちょっとほじくって悪いんですけど、いかがですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

移住コンシェルジュといいますのは、ワンストップパーソンといって、移住に際して保育園の状況とか、市内にどういう店があるんかとか、橋本市に住むならこういうものがあるよというのを紹介して、総合的に紹介してくれる人なんですけども、その中でもまち案内とかをするときにはこども園の見学に行つて、園長先生と話をさせていただいたり、実際、定員の問題があるから、その確認を最後せんとかかんということもあるんですよという話は、移住のコンシェルジュをする段階で話はさせていただいている状況でございます。

なので、それが一番いい最善なのかと言わ

れると、先ほどの議員の質問の趣旨からするとそうでないかもしれませんが、今のところそういう対応をしているという状況になっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）私、元コンシェルジュなんで、あれから数年たつとるんで、改革されて中身のことは分からないのに議員がとかく言うことではないと思うんですけど、今回の福祉部に対しての一般質問を考える中で、やっぱりそこが全然連携が取れていないという一つの一定の答えを私、思ったんです。だから、もっとやっぱり移住・定住、シティセールス、シティーをセールスするのはいいと思うけど、橋本市に人が来てもらうという入り口でもあるわけですから、単刀直入に言うたらもっと気を遣えという話なんです、周りに。やっぱり受皿であるところがあって、初めて企業誘致、働く若い者、移住・定住、その受皿が絶対的に優先順位が同じ1番であらなかんということ、経済部シティセールス課はもうちょっと考えてほしい。

だから、コンシェルジュに任しとるとか、そういうふうになっちゃうんで。正職3人もいてるわけじゃないですか。もうちょっと肝煎りのところというのは、肝煎りに対してちゃんとカバーして、そこをきちんと包み込まないと。僕、補助金を出すより寄り添う形がいいという、ええ答えやと思うんで、その対応になっているかどうか。もっと周りに気を遣わんとあかんのちゃうんかなって。周りがどういう状況なんか、橋本市の思う施策云々なんか、移住・定住者からしたらどちらでもいいんですよ。住みよい環境で、子育てしやすいまちで、ここで人生を過ごしていく、大半を過ごしていくんやという決断が不動産購入ですよ。だから、それをやったら終わりじ

ゃなくて、移住・定住者に寄り添うのも大事やけど、接着剤になるというんかな、それとそれを合わすための間の人間というのは、もうちょっとシティが周りに気を遣うべきであると私は思うんです。だから、コンシェルジュを私は辞めたんで、もうちょっとその辺は改革を謙虚に持って周りの担当課とうまいことやっていただいて、東西南北地域性もあるんで、この地元はこんなところや、こんなところや。こども園の受皿もある。今これだけ来るかもしれへんから、これだけの枠は空けといてくれとは行政的に言えなくても、「最近人気があるんで来ていますよ」、「空き家の問合せがありますよ」とかをこども課に告げるだけでも、通告するだけでも、こども課って有能やから結構それなりにやると思うんですよ。要は連携ですわ。ピースが合うか否かの話です。それだけ答弁をくれたら結構です。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

今まで庁内の中でやり取りをしていたかというところではなくて、まち相談、相談を受けた方、移住相談を受けた方に対して、「こども園が満員になるケースもあるので、こども課のほうに確認しといてください」という話は当然させていただいております。ただ、今議員が言われた庁内同士でやるべきちゃうかということに関しましては、今後検討したいとは考えております。

実際、確かにおっしゃることはよく分かります。例えば城山台なんかで家を買って、近くのこども園に行きたいという状況。家はもう先に決まっているんですよ。その状況でタイミング等があって、どうしても満杯な状況。でも、こども園に入れなくちゃいけないという状況があったとすれば、やはりどうしても物理的に無理なケースというのも発生し

てきますので、寄り添うというところは寄り添っていくんですけども、寄り添い方については今後検討したいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ここは大事なところなんで寄り添い方も踏まえた上で、庁内とか全てのところ、自分らのやりたい仕事がかうやからかうあるべきやじゃないんです。地域があって、人が来て、地域となじんでもらうためにどうあるかということ、また足し算じゃなくて引き算で考えてほしいということをお願いしておきます。

一つ目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、橋本駅前開発について（No. 2）に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（石井隆博君）登壇〕

○建設部長（石井隆博君）橋本駅前開発についてお答えします。

橋本駅前には、地形的特異性もあり、土地の利活用の難易度が高い地域であると認識しています。

また、一体的な大規模開発は現実的に困難であること、道路幅員や既存建物、周辺の居住環境への配慮が不可欠であることから、エリアを絞り、段階的に整備を進める考え方を基本としています。

その中で、市としては駅前の集客性を高め、にぎわいの核となる公共施設として、図書館機能を含めた施設配置の可能性を検討しており、土地の広さや形状を踏まえながら、規模や機能が現実的に配置可能であるかについて整理を行っている段階です。

次に、民間事業者との調整状況についてですが、市が考える公共施設整備の進め方と民間事業者が想定する事業スキームとの間には、

現時点では一致していない部分があるというのが実情です。

民間事業者との役割分担や関与の在り方について決まっていないため、具体的な事業着手時期や完成時期については、現時点ではお示しできませんが、民間事業者を含め、地元関係者と協議しつつ調整を進め、実現性のある計画として整理していくことが重要であると認識しており、立地適正化計画の策定と併せて、公共施設の整備や駅前の位置づけを整理する必要があると考えています。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君、再質問はありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。

建設部に伺います。昨日、市長の肝煎りという言葉を出したんですけど、これもやっぱり肝煎りの場所やと担当課は思っているのか否かと、立地適正化計画というのは、市全体の長期総合計画があってマスタープランがあって、橋本市をコンパクトシティーにしているのに、こんなふうにやっていくんだという未来図面という認識を僕は持っているんですけど、それで合っているのか否か、この二点を伺います。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）まず、肝煎りの事業であるかということに関しましては、市の中で重要な施策の一つであるというふうに認識をしております。

立地適正化計画の位置づけですけれども、持続可能なまちづくりを進めるために、どの区域にどういった施設を集積するかというのを定める計画となっております。長期総合計画であったり、都市計画マスタープランに近いものという位置づけで我々は考えております。この計画で位置づけました施設の具体的な規模ですとか建設位置等につきましては、

別途、例えば都市再生整備計画などの計画を策定して、個別に詳細な計画や設計をしていくという形になります。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。

もし僕の思う立地適正化計画と技術屋さんと思う立地適正化計画が違ったら、ちょっとずれてきたらおわびするんですけど、今頂いた答弁、壇上で言うてくれた答弁で、集客性とかにぎわいで、土地形状云々というものもあったと思うんですけど、それで果たして図書館というのはいまいこといくんかなって。にぎわいという人の交流ですよ。橋本市っていくら駅前といえども、やっぱり車族が多いです。今図書館というても、この間から教育委員会、10万人でしたっけ、そこそこの数が流動しとる中で、車族がどれだけおるか。橋本市役所の上に図書館があつて10万人来るということは、電車で、歩いて、バスでって、俺、そこまで統計を取ってないですけど、その数、ほんでリニューアルしたらそれ以上の数が来るといって、本気でここで図書館はいけると建設部は思っておられるのか否かのみお答えください。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）現在、市のほうで方針として定めておりますのは、図書館と、あと集客性を高める、利便性を高めるために駐車場ということは考えております。そうなりますと、だいたい面積にして五、六千平米は必要となってきます。一つの中心となるのはJA跡地。ただ、JA跡地だけではなかなか厳しい部分もありますので、その周辺の用地も含めて考える必要があると。その辺りで民間事業者とはなかなかうまく調整が進んでいないという状況でございます。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）民間事業者云々じゃな

くて、技術屋さんの観点から、立地適正化計画を抱えとる係の長として、これで図書館というのが、駐車場もこれだけ必要や、土地も集めていかなあかんという方向性の中で、技術屋さんとして、立地適正化計画の担当課の部長として、図書館というのは、市長はあまり5階、6階以上、上に積んだらあかんって先に言われとるわけで、ここに図書館とかにぎわいの場所がいけると技術屋として思つとるんか否かを。分からないでもええです。3択で結構です。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）図書館及び駐車場の建設は、今考えている範囲では可能だと考えております。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そしたら、ここからはグレーに入るんで、分からないやったら分からないで答えてください。そのほうが答弁はきれいにいくので。そしたら、予算の見込みというのはどれぐらい見とるんやろうとか、タイムスケジュール等は明確に答えることはできませんと言うんやったら、市は補助率もたとえ2分の1以上はもらわなあかんって、国土交通省のお偉い方に見てもうてという、ビジョンの土台を見に来てもうとる中で、そしたら予算ってどれぐらいかかるんよって。期間は5年、10年、15年、20年であったとしても、物価高でまた上がっていったとしても、今現時点で何ぼぐらいお金が要るんやろうというのは、ある程度想定しとかなあかんのとちやいますん。設計はそうやし、いろんなコンサルを入れたりとか、いかがですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）まだなかなか具体的な計画というのはかちっと固まったところがございませんので、事業費について、今ここで答弁することは差し控えさせていただきます。

ます。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。だから、それが正直で僕、すばらしい答弁やと思うんです。

だから、絶対に見えないことなんで、手探りでどれが先かということなんです。だから、建設部ではこれ以上無理やと僕は思うんで、前回の質問で、長期総合計画を持っている総合政策部が窓口できちんと行くべきやという話を前回して終わったと記憶しております。

ここから総合政策部にお伺いするんですけども、長期総合計画を軸として、市の行く末、方向性とか、いろいろ政策が主体で実行すべきであると私、言いましたが、あれから3か月ほどしかたっていないんですけど、内部協議、民間事業者との協議、何かありましたか。端的にお願いします。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）3か月たつたとおっしゃっておるところなんですけど、内部での協議は一定行っておりますが、民間事業者との協議は行ってはおりません。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）端的にありがとうございます。

前回は、民間事業者はどんな方やというのは知っとるけども、お会いしたこともお話ししたこともなかったんで、今回アポを取ってお話ししてきました。どういった話なんかというのをいろいろ、双方の意見を聞いてやっとな今質問の客観性、平等に立てて質問をして、ちょっと僕の主観が入るからどっち寄りになつるかというのは謝るしかないんですけども、本市を思つてのことなんでお許しいただきたいと思うんですけど、今回、整理したいと思うんです。駅前計画の話って、民間事業

者からなんか、市からなんか、どちらからの提案なんですか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）まず、先ほど7番議員からの一般質問でもあったように、橋本市は、和歌山県の中では東の玄関口としての位置づけを守らなければならないと考えています。そんな中で、今駅前というのは少し塾が多かったりですか、実際の駅前の玄関口としてあれでいいのかというような思いはあります。その中で一度、市としても前回、数年前から苦い思い出がございますので、失敗することはできないということで、民間のほうからは実際には提案があったことはございました。その中で市としても、にぎわいの施設で何ができるのかというのを考えますと、図書館が一番今いいのかというふうな観点で事業を進めておるところでございます。

その図書館につきましては、実際どのぐらいの規模にするのか、どういった施設がいいのかということまでは、まだ具体的には進んではおりません。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）もう一度聞きます。今回のお話の始まりのスタートラインは、民間から提案があったのか、行政からお伺いを立てたのか、どちらですか。

○議長（田中博晃君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）私の記憶によりますと、駅前のほうで情熱を持って再開発といいますか、整備に取り組んでいる民間の方がいらっしゃるということでお話を聞いたというのが最初のきっかけでございます。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。

ここは大事なことで、そこからいろいろ、どちらも支え合いをしながら真つすぐ行けないというのがその補助金ですよ、多分。民

間だけでは無理やし、行政だけでも無理やし、官民連携で公共施設を入れることによって補助金を取れるからタッグを組んでいこうねって。でも、ちょっとずれがあるから、今建設部長の悩んだる答えになるんやなということも1回きっちり整理しないと、みんなで協力して、議会も当局も民間も、そして駅前の地域、橋本市民がウィン・ウィンにならないから、ここが間違うとるからおかしくなるんであって、今副市長の言われたことがきっちりとしたスタートラインであるということを確認にしといた上で次を聞いていくんですけど、私の話、双方の意見を聞いて、政策とはお話ができていないですけど、建設部と民間の話聞いていくと、もっと違うビジョンからスタートして、タイムスケジュールにずれがあって、多分折り合いがいけへんから時間だけが刻々と延びて、鉄は熱いうちに打てなかったんで、何かしら、例えばDMOであったりとかシティとかでも、公共施設といったら別に図書館に限らずというのが僕のイメージとしてあるんですけど、図書館というのは当初からなかったと僕は協議の中で思うんです。後から行政側が、図書館をしたらどうやというふうに降って湧いてきたというふうに僕は客観性で受けるんですけど、図書館の話は最初からあったのか、それとも市が提案したのか、民間が提案したのか、この辺はいかがですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）駅前の整備をどう進めていくかということで、令和6年度に検討業務を行いました。その中で図書館という案が出てきたと認識しております。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）私が聞いとるのは、どっちからの提案かとかを聞いとるんであって、テーブルの中でこのワードが出たのは何年の

何月ぐらいのどの協議って時間を取られても、僕、ちょっと困るんですよ。だから、どちらからの提案やったんですか。最初からの話、今副市長が言われた情熱のある方がこない持ってきた話をうちが乗って、ほんでお互いに歩んでいこうねということでもちょっとぎくしゃくしとるということなんでしょう。それが本来の正直な答えなんであるのであれば、図書館というのはどっちから持ってきたんですか。民間ですか。それとも市民ですか。それとも行政ですかということをお伺いしとるんです。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）私です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。

そしたら、市長がそれを言われるんでしたら、別に市民が選んだ市長なんで、こういうふうやっていこうということで、お互いもっとすり合わせでいかなあかんけども、何かしら合えへんということになるじゃないですか。今困つとるのはそういうことでしょうか。そしたら、総合政策部が窓口になって民間事業者と歩み寄っていかないと、今財政調整基金も底をつく中、未来のビジョンが見えない中、立地適正化計画だけ上げられて、市長か市の中核からは多分、立地適正化計画のところに、係って言うてええんかどうかわからんですけど前回も言うたとおり、そこに立地適正化計画を急げと。補助金を取る土台が立地適正化計画であるから、これを急げと。

でも、こればかり急いでも、私が今回一般質問をしたいのは、民間でも行政でもどっちを責めるんでもなく、進めるんやったらもっと歩み寄らなあかん。でも、この間の前回の答弁を聞いとったら、民間がちょっと難しいことを言うさかい、市長、言いましたよね。民が無理やったら行政だけでもせえよって指

示しとるんでって、たしか言うたと思うんですけど、でも、官民連携じゃなかったらこの話って無理なんだろうかとということを僕、確認したいんですよ。

総合政策部長、いかがですか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）そもそも立地適正化計画をつくるというところには、そういう意味もございます。ですが、しっかりやっぱり民間の方とは調整をしていかないと、そこは議員がおっしゃるとおり、調整をしていかないといけないという認識は持っています。その中で、今現状、その調整に対して苦慮しとるといいますか、総合政策部も入った上でしっかり話し合いをしていきたいと考えておるといところです。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そしたら、総合政策部長、そういうふうに答弁していただけるんですしたら、それを淡々とちゃんと前に立って、一番市役所の事務方のトップというたら、顔は井上部長じゃないですか。長期総合政策の中心におる担当部長じゃないですか。ほんなら、市長肝煎りのところをちゃんと円滑にいくように、歩み寄って話をしてあげてくださいよ。それであかんたら正直にみんなで話をして、どこがあかんかということをもとに考えないと、しようとしとることと見えないビジョンで図書館ができて、10万人でしたっけ。どれだけ駐車場が要るんやろうとか。だったら、この間、SNSで見たんですけど、駅前の空き地が火事があったところが売りに出て、新しいのが何か建つんやって、行政側のSNSで見たような気がするんですけど、じゃあ、何であそこを市が買いに行けへんのかね。年に10回の臨時駐車場をかうんやったら何でそっちを買いへんのかって、思ってしまうのは僕だけですかという話なんですよ。何をして

もかめへんですよ。目標に対して到達する汗をかいてくれているのを見せてくれたら、右も左もそれなりの、どっちかについたらどっちかが賛成して、どっちかが反対するって、それはあると思うけども、理念と軸をぶらさずに真っすぐ進めてほしいということを総合政策部にお願いしとるんです。やっていただけますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）実際に計画を立てて進めていくのはやっぱり建設部局にはなってきます。しかしながら、その建設部局が出している案と、市が協力して進めていきたいという内容が一致していない部分に関しては、しっかり協議していききたいと考えています。

用地を購入するという行為そのものというのは、今建設部長からも答弁がありました、段階的に整備していくということもございしますので、その部分が必要だと考えられた場合はそのようにしますが、やみくもにといいですか、駅前全体をという考えには今は至っておりませんので、段階的に調整していききたいと考えています。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）壇上で木下前市長のお話をしましたけど、全体的にイメージがこんなふうになつとるんだというのが僕はあるとき伝わったんで、別に指令を受けなくても、雰囲気的にこうなるんだなって。今お亡くなりになつても、これを継続して頑張っていこうって私はなつとるんですけど、そういった理論というのは市役所から感じられない。市長も、駅前をどないかせなあかんという苦渋の決断をしとるころには、その部分は評価したい。じゃあ、何でもみんなかみ合えへんという話。こういう議論をやつとつても時間ばかり過ぎて、何年かたって退職されて、ま

た人が替わって引継ぎができていなくて、僕、結論から言うて大変失礼なんですけど、この話は多分前へ進まないだろうなって、今一般質問を通じて思いました。だから、私の言うところが間違つとるんやったら、何くそと思つて一回やってみてください。おわびしますから。

でも、やっぱりこのままいけば、多分無理でしょうね。これから当初予算の審議にも入りますし、補助金というのはぶら下がつとるもんじゃなくて、信念を持ってビジョンを描いて取りに行くもんやというふうに教育を受けてきたんで、そういうふうに承知しております。僕なんかより偉い財政畑出身のお偉方やったら、当然分かつとると思います。ビジョンと計画がなかったら、補助金をくれるくれないの、さっきの陳情云々とかもあると思うんですけど、いくら行つてもビジョンがないところに小遣いはくれんですわ。僕はそない思っています。やっぱり重要施策のところというのは、さっきの肝煎りの話に戻りますけど、建設部長にもう一回戻りますね。総合政策部長でも結構です。肝煎りのところやったら、失礼ながら、人の人生なんでとやかく言うつもりはないんですけど、それなりの人を配置して、途中で退職したり、ほんでまた2人入れて、エース級を2人入れて、今忙しいさかいってまたどこか人事異動ですか。手が足らへんのと違うんですか。部長、いかがですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）現時点におきましては、配置されている職員で対応が可能だと思います。ただ、事業がうまく進んでいないのは人数の問題ではなくて、別のところに問題があるというふうな認識でございます。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そしたら、立地適正化計画は元建設部長といつたらまた怒られます

けど、エース級がおるさかいその人一人でやつたらええという、最初から2人も要らんだんですかね。教育委員会なんか必死こいて、新しい学校づくりで賛成、反対で必死こいて頭を下げて説明に行つて、そこ、もっと人が要るんちゃうんかなつて僕やつたら思っちゃいますけどね。それは好きにしたらいいですけど、この質問をしたかった趣旨というのはスタートラインの確認をしたかつて、駅前がよくなつてほしいと。じゃあ、どんな答えを出すんか教えてくださいという話で、私の質問には思うような答えとかビジョンが返つてこなかったんで、それが正しいか否かというのは、別に市が正しい、私が正しい、民間が正しいではないですけど、副市長が言われたように、情熱を持ってきた人に情熱で返してあげて、あかんたら、つかみ合いまではいかんでも、どこがあかんのかつて。でも、こっちはお金を持っているからコンサルを入れてしますよね。でも、コンサルというのは雇主を守るから、市の趣旨ばかり言つて、最初のスタート、橋本駅前をこうしたいんやというその情熱というのは受け切れていないというか、だから、実際蓋を開けたら、「堀内、何言うてんねん」つて当局は思っているかもわからへんけど、だったら結果で見せてください。私、生きとる間には見せてほしいです。それしかこの件に関しては言えないので。

ただ、僕、今回双方の意見を聞いて、この質問をするにあたって、やっぱりちょっと曲がついていつとるなつて。どっちに曲がついていつとるんかはこの場では言えないですけど、多分、無理やと思つとるのは、技術屋さんは無理やと思つていると思います。この先進めていつても、補助金をくれる人、審査する人というのは、陳情に行つたからくれるではないと僕は思います。市としての明確な立地適正化計画後、市としての明確なビジョンと土

地の確保と、どんな駅前にしていくかということをもうちよっと夢を、1年たったら僕らも統一地方選挙なんで、もし戻ってこれたら、次ぐらいには教えてください。3回目の一般質問は、そのときにまた進捗状況、令和8年になるか、9年になるか、お伺いしますので、そのときには必ずちゃんとした答えを出していただきたいと思います。お約束を頂けますか。それで終わります。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）駅前に関しては、市としてもやっぱり活性化の施設が必要だと考えていますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、産業文化会館臨時駐車場に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）産業文化会館臨時駐車場についてお答えします。

橋本市産業文化会館は、市民の文化活動や各種イベント、会議、講演会等が開催される本市の主要な公共施設であり、多くの来館者が見込まれる施設です。そのため、来館者が安全かつ円滑に利用できる駐車場の確保は、施設運営上、重要な課題であると認識しております。

これまで、産業文化会館周辺の駐車場につきましては、令和2年からの新型コロナウイルス感染症対策により、施設利用や収容人数において分散開催や観客の入替えなどの対策もあり、最大で230台の車両は概ね施設所有の駐車場で対応することができていましたが、令和4年度の橋本市民会館の貸出し停止などにより、車両の保有台数を超える利用者のイベントや催しなども徐々に増え、近隣の駐車場用地を無償で借用依頼してきた経過があり

ます。

このような状況の中、令和5年10月に県内外から多彩なキッチンカーが集結し、地元食材を使ったグルメや多様なメニューが楽しめるフードトラックフェスのイベントの開催をきっかけに、将来にわたる安定的な利用者の収容確保と周辺道路の混雑緩和の観点から、本市メインの集客施設として、恒常的に利用可能な駐車場を確保する必要があると判断したところ です。

加えて、開催イベントの規模によっては、近隣の和歌山県立きのかわ支援学校や高野口こども園のほか、民間の敷地を産業文化会館や主催者側で臨時駐車場として借用していたことから、今回の駐車場を本市が所有することが望ましいと判断し、当該土地の購入に至ったところ です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君、再質問はありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）教育部長、ありがとうございます。教育部長は前はこども課長をしておられたんで、福祉部長との一般質問とか、さっき建設部長とやり取りをしたとき、1人教育委員会やったらよと言ったとき、うんうんとうなずいてね。失礼しました。僕ときも肯定的な答弁が欲しいなと思って。

基本的に、臨時駐車場、議場では反対しましたけども、時期早々ではないということで反対しただけで、別に市が欲しいと思う財産を購入することに否定しているものではないのを確認したいと思います。それはそれでいいと思います。ただ、やっぱり今まで無償で貸してくれた人には、本当に敬意というのは思うんですけど、今の答弁を聞いていると、キッチンカーのイベントという言葉が出てきたんですけど、別にキッチンカーのイベントって、あそこでせなあかんもんなんですか。

ちょっと分かれへんで、イベントなんで経済なんか教育なんかよう分かれへんのですけど、キッチンカーの今言われた駐車場の場所をイベント会場にしてしまうから、これがきっかけで決断したんやという答弁に聞こえたけど、いかがですか。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） 確かに、令和5年10月のフードトラックフェスが一つのきっかけとなったのは事実です。当然、キッチンカーですので、アゼレア会館の内部じゃなくて、駐車場エリアでキッチンカーを駐車する形になりますので、そういった形もありまして、集客メインのアゼレア館と駐車場の催しも含めて、さらにスペースが必要だなということは考えたきっかけになりました。

以上です。

○議長（田中博晃君） 9番 堀内君。

○9番（堀内和久君） ありがとうございます。

きっかけなんで、これは経済部がやっつるやつなんですか。キッチンカーの大会の委員会は、所管はどこなんですか。それだけ。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） 令和5年のこのイベントにつきましては、民間が主導で、産業文化会館を借りて実施した事業になります。

以上です。

○議長（田中博晃君） 9番 堀内君。

○9番（堀内和久君） それやったらなおさらですね。民間がこういうイベントをするのに、市が覚悟を決めて場所を買うたつたんやっつ、すばらしい話ですね。行政が使わなあかんところでもなかなかお金ないお金ないって、財政課に正義を遂行されるわけですわ。お金ないから削れ削れになるわけです。でも、ここは結構円滑にいくんですね。

というのは、開示請求した議事録とかをい

ろいろ読ませてもらうんですけど、5年の10月に必要性の決断したみたいなイメージやと思うんですけど、これ、そんないっぺんに、いくら教育部長、教育委員会といえども、ぱんと必要やっつて言えないでしょう。必要かなと思ったら、さっきの福祉でもそうですし、駅前のも、こんな即決でぱんといくんやっつてなかなかでけへん。土地購入するってなったらどえらいデリケートやから、いろんな協議がありますよね。これ、だいたい令和5年の10月に必要性を判断したというふうに聞こえるんやけど、開示請求した資料というのは、多分100%ちゃんと出しましたって教育委員会は言うとするんやけど、令和5年、同じ年ですね。令和5年10月に必要性。令和5年の中頃と仮定してですよ。令和5年12月2日には産業文化会館駐車場について、中央公民館長が購入の意志を持って話というか、議論をしているんですね、相手さんと。こんなすぐに、まだ見積りをしていないにしても、この土地を買うって、必要になったんやっつて、政策調整会議とかそんなんも月に1回ぐらいしかないのに、教育部長の決裁でぱんってこんないけるものなんですか。お答えください。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） まず最初の交渉としまして、土地所有者の方に、市としてスペースが必要という旨をお伝えするという事で伺いに上がりました。

以上です。

○議長（田中博晃君） 9番 堀内君。

○9番（堀内和久君） でも、今、部長お伺いに上がりましたと言うけど、中央公民館長独りぼっちで行かすんですか。そのとき、あなたは部長じゃないから、あなたを責めとるわけじゃないですよ。あなたやったらついていたらなあかんと思うんですけど、こんな大事な協議のところ、財政課とか政策課長とか、

1人で行ったらあかんのちゃいますの。こんな大事なファーストコンタクトですよ。入り口のところです。いかがですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）やってしまったことなんですけども、こういう大きな金銭的な売買とかという将来的な話になりますと、やはり複数の職員で対応すべきであったかなというふうには感じています。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）この辺が僕、土地は買ったらええと思うんですけど、もっと何で気持ちよく買えれへんのかなって。だから、ほかの議員も討論であったと思うんですけど、何で補正やったんかというのが気になるんですよ。今回の当初予算でも、前年度の当初予算、間に合えへんだんでしょうね、協議が。これだけ会議録して、いろいろ協議事項をこうやってやったら、ああでもない、こうでもないってやったら、どこまで言うてええか分からへんから、個人情報もあるから、差し控えるところは差し控えますけど、協議がずさんで、トラックのフェスタがどうか、必要性を感じて買うんやったら、部長として、当時の部長ですわね。1年、2年前の部長、令和5年やったら3年前の部長。二、三年前の部長がちゃんと行って、誠意を見せなあかんのちゃうのって。市としたらお金がないから、ちょっとでも安く売ってくださいというのが普通と違いますか。

ちなみに、路線価格っていくらぐらいなんですか。あそこ、奥ですよ。今ある現状の駐車場、産業文化会館の道があって、その次に駐車場があります。その駐車場はもともとあって、購入したのはその奥ですよ。路線価格って違うんっちゃいますか。それぞれいくらですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

1年前の固定資産税の路線価になりますけども、産業文化会館、アザレアの前の大野向島線につきましては2万1,400円でした。そこから購入した駐車場用地に進入する路地に関しましては、当時1万2,100円でした。以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そうなんですよね。だから、土地に面しとるところと奥とやっばり、僕の家もそうなんです。僕、住んどる家、賢堂の点滅信号のところは路線価格がぱんと出るんですけど、僕ん家はちょっと入ってって線路の前なんで、土地単価が半分ぐらいになっちゃうんですよ。別に気に入ったところに住んどるんで、それはそれでいいんですけど。ということは、もし、一つの1枚の道について一枚物と仮定して見積りしとるんとか、そんなふうにならないうちやけど、ちゃんと鑑定結果というのが出ているから、全然そういう変な疑いで言うるとっちゃうんです。そこは勘違いないように。

ただ、1個教えてほしいんですけど、こういった購入をする場合って、総務になるのか、教育になるのか分からんですけど、鑑定というのは1社なんですか。よく行政で何かするとき、金額が大きいときって、2社以上の見積りを持ってこいとかよく言われるんですけど、こんなんは1社でいけるものなんですか。教えといてください。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今回は1社で、有資格者の方に鑑定を依頼しましたので、1社ということではいかせていただきました。適正であったと感じております。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）全てが別に否定するも

のではないんで、適正にやっとならやったら、じゃあ、何で一般質問をするのという話になるんですけど、ここなんですけどね。やっぱり使ってしまったお金を、みんなで議決したから別に構わないんですけど、やるんやったらもうちょっと周辺整備、溝をちゃんとして、石ころが飛んだとか、草刈りで何かあったって、後から被害を被るような不細工な維持管理するのはやめていただきたい。これから春、夏になったら、初めて迎える草刈りです。そこらはちゃんと考えてほしい。

もう時間もないので最後なんですけど、やっぱりこれが必要やというのは橋本市の全体の中で、今これから当初予算の審議に入りますけど、財政調整基金もいっぱい切り崩すし、これから当初予算で市民病院の繰出しであったりとか、いろんな価格高騰に対応していくという、そんな中で、杉村公園の駐車場も考えてほしいし、いろんなところの必要不可欠な駐車場も平等性を担保してやっていただきたいと思うんですけど、これについてはどなたか答弁ができますか。必要な駐車場、必要なところについてはやっていくよという話なんですけど、どなたかお答えできますか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）当然、買う土地があれば、杉村公園の場合はなかなか土地がないんで、本当はあの第2駐車場かな、国道から入っていく、あそこの面を切ってもうちょっと道を広げたいという思いもあるんですけど、そこは難しい部分もあるので今後検討ですけども、やっぱり必要などころには造っていくというのが当然のことだと思っています。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。

別に言うたから買えじゃなくて、やっぱり必要などころにはお金があろうがなかろうが、平等性を担保していただきたいなという、条

件があるんやったらそれはそれで結構です。そこはやっぱり東西南北みんな平等に、イベント会場というのがあるんやから、ここだけ肝煎りやからとかそういうことじゃなくて、きちんとやっぱり整理して、特に教育行政ですから、公民館の駐車場も狭いとか、買えるところがあるんやったら買うたってくださいよ。教育、福祉連携して、お年寄りがドア・ツー・ドアで近いほうがいいじゃないですか。そういうところはお約束を頂きたいから、今回の一般質問をしとるわけで。

最後になるんですけど、僕が反対した理由というのはそこであって、やっぱり平等性と、あとほんでお金がない中で、財調ない中で、何で今やったんやろうって。これだけがやっぱり残るんです。部長も言うてましたよね。さらにアスファルトしてこないしたいけど、そこまで厚かましいお願いはできませんでした。お金がないから、気にしながら買うてくれと言うとるんですよ。だから、もうちょっと広く学識を持って、平等性を持って、今後は市の大きなうん千万の大きな買物は、ちゃんとこういう協議録を見せてくれと言われることのないように、丁寧に誠意ある対応、説明が簡単なように買物をしていただきたいと思います。答弁を下さい。

終わります。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）そのように努めたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）順番11、1番 森下君。

〔1番（森下伸吾君）登壇〕

○1番（森下伸吾君）それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問を

行わせていただきます。

私の一般質問1項目めは、第2次橋本市長期総合計画の「重点プロジェクト」についてであります。

本市は、この計画の中で、2027年の目標人口を約6万人と明確に掲げています。一方で、現推計人口は約5万7,000人とどまる見込みともお示しされています。つまり、およそ3,000人分の差が生じる厳しい現実が予測されています。この差を埋めるために打ち出されたのが、出生数の改善、ファミリー層の転入促進、転出超過の抑制、この三つを柱とする重点プロジェクトであります。

特に、重点プロジェクト1、まち全体で子どもを育む、出生数の改善について、計画では、ゼロ歳から4歳までの人口を1,945人から2,253人へ増やす。また、子育て環境の満足度を33%から50%へ引き上げる。こうした数値目標が掲げられています。

そこで、出生数の改善という目標に対し、どの施策がどの世代の行動を変え、出生数増につながるかと分析されているのか、政策の具体的な因果関係を伺います。

また、後期基本計画は、2027年度が最終年度になります。残された時間は決して多くありません。もし出生数が伸びない、転入が増えない、転出超過が改善しない、そうした状況が続いた場合、計画期間内であっても内容を見直す考えはあるのか。それとも、計画期間が終わるまで検証や修正は行わないのか。当局の考えを伺います。

人口6万人という目標は単なる数字ではなく、橋本市が将来にわたって持続できるかどうかの分岐点だと考えます。本計画を掲げたスローガンに終わらせず、確実に結果を出す施策とするのか。当局の考えを伺います。

次に、2項目めになります。情報があふれる時代に、子どもたちが「自分で考える力」

を育むためにについてお聞きいたします。

今、子どもたちの手元にはスマートフォンがあり、知りたいことは何でもすぐに調べられる便利な時代になりました。しかし、その一方で、何が正しくて何が間違っているのか、大人でも判断に迷うような情報が大量に流れ込んでいます。

最近では、AIを使って本物そっくりの写真や動画が簡単に作れるようになりました。動画だから本当だ、ニュースみたいだから信じられるとは言い切れない難しい時代に私たちは生きています。

これまで学校や家庭では、SNSで悪口を書かない、使い過ぎないといった使い方のルールやマナーを一生懸命に伝えてきました。しかし、それだけでは自分を守り切れない状況になっています。今本当に必要なのは、流れてきた情報を一度立ち止まって疑い、これは本当なのかと自分の頭で考える力ではないでしょうか。

情報に振り回されるのではなく、情報を上手に使いこなして未来を切り開いていく子どもたちを育てていくために、以下の三つについて伺います。

1、現在の情報社会では、子どもたちが置かれている状況にどのような課題意識を持っているのか。

2、学校では今、ネットの危険性についてどのような教え方をしているのか。

3、学校だけではなく専門家から学ぶ機会があるのか。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（田中博晃君）1番 森下君の質問項目1、第2次橋本市長期総合計画の「重点プロジェクト」に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）第2次橋本市長期総合計画の「重点プロジェクト」についてお答えします。

一つ目の重点プロジェクトである出生数の改善における成果指標の達成状況は、出産・子育て環境施策の市民満足度は向上しているものの、目標値には達していません。次に、「子育て情報サイトはぴもと」のホームページ閲覧数は目標値を達成しています。一方、ゼロから4歳人口は出生数の減少が続き、目標値を下回っています。

これらの関連施策としては、転入促進や転出抑制に取り組み、社会動態の転出超過を抑え、女性人口を確保するとともに、結婚に影響する生活基盤となる働く場の確保等を企業誘致や市内就業の促進に取り組み、有配偶率の向上、安心できる出産・子育て環境の充実による有配偶出生率の向上を図ってまいります。

次に、二つ目のファミリー層の転入促進については、転入促進層であるゼロから14歳、25から44歳人口は目標値に達していないものの、ゼロから4歳の転入が令和6年度に100人を超えるとともに、25歳から39歳の転入が増加傾向となっています。コンシェルジュ制度を利用して移住された方は令和6年度末で148人となり、目標値を満たしています。待機児童数は令和6年度の年度途中で1人となりましたが、現在はゼロ人となっています。取り組みとしては、移住支援やシティプロモーション、子育て環境整備や子育て支援の充実を図っています。

次に、三つ目の転出超過の抑制についてですが、転出抑制層となる15から24歳人口は目標値に達していないものの、20から24歳で転出者数が改善傾向となっています。また、橋本市に愛着を感じる市民の割合、住み続けたと思う市民の割合は目標値を下回っていま

すが、10代、20代で改善が見られます。取り組みとしては、企業誘致や市内就業、LINE等によるインナープロモーションを行い、進学や就職などで市外に流出する人口の抑制を図っています。

現状を踏まえた目標の見直しについては、子育て世代の転入、社会動態の改善、出産・子育て環境施策の満足度の改善などが見られていることから、引き続きこれらの施策を進め、来年度から策定を始める次期総合計画において、人口推計の出生率・純移動率の高位推計・低位推計などのパターンや、今後展開する施策を基に、目標人口の在り方について検討したいと考えます。

○議長（田中博晃君）1番 森下君、再質問ありますか。

この際、1番 森下君の再質問を保留して、13時まで休憩いたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

1番 森下君、再質問お願いいたします。

1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）それでは、ご答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。人口問題については、昨日、18番議員も質問をされましたので、なるべく重ならないような質問をさせていただきたいなと思います。

先ほどの答弁の中で、出産・子育て環境施策の満足度は向上しているという答弁でありましたが、出生数は依然低いというお答えでありました。現状はその点どうなっているのでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）出生数の推移でございますが、直近、令和6年度で言いますと、267人となっています。過去からの推移としますと、令和3年度では339人、令和4年度では313人、令和5年度では289人、令和6年度では267人となっているところであります。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）なかなかやっぱり改善といますか、上向きといますか、だんだん目標に向けて減少傾向であるとは思いますが。その要因的なところはどのようなふうなところで考えられますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）やはり全国的な問題ではあるとは思いますが、期間合計特殊出生率にしても、橋本市については和歌山県下でも低いほうとなっています。特徴としては、有配偶出生率に関しましては割と多い、多いとまではいかないですけど、通常のなところなんですけど、いわゆる有配偶率、結婚しているかどうかというところが低いというところがありますので、その辺りがうちの特徴かなというふうには考えています。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）そしたら、結婚していない、いわゆる未婚の男性、女性にかかわらず、そこが多いという考えでよろしいでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）そのように分析しています。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）やっぱり未婚の年代の20代、30代の方が多いというのが、うちの橋本市の特徴であるというふうにも捉えられると思います。ただ、先ほどの答弁の中では、子育て支援の充実によって出生数の改善やゼロ

から14歳の人口の維持についてはいろいろと考えていらっしゃると思いますが、その辺どういった取組みをされておりますかね。いわゆる未婚のそういう方々、対象の方々に対しての市の取組み、そういうことは何かされておりますでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ゼロから14歳の人口の維持をすることを目標としていますので、その改善につきましては、橋本市で産んでいただくこと、そのほかには、他市で出産後、橋本市で転入してもらうことが重要であるというふうには考えています。いわゆる有配偶率、結婚に関する事業というのは、以前は県と連携しながら婚活事業をしておったりしたときがあるんですけども、民間の婚活サービスなんかは今もありますので、現在は働く場の確保ですとか所得の向上、新婚生活支援補助などに取り組んでいるところです。あわせて、転入の促進、転出の抑制、重点プロジェクトにおきまして、20代・30代の方の転入の促進、転出の抑制により、女性の人口を確保したいと考えております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）なかなか転出も多いですけど、転入のほうもやはり頑張っていかなければいけないということで、それでは、重点プロジェクトの中の目標にしておったゼロ歳から4歳の人口、目標値2,253人としましたけども、今現在何人ぐらいになっていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

ゼロ歳から4歳の人口でございますが、令和6年度で1,634名でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）1,643名ですか。目標が2,253名ですから、やはりここもしっかりと目標に向けて取り組んでいかなあかんということです。先ほどの答弁の中で、転入の中でゼロ歳から4歳の転入が100人を超えたというふうなことも答弁にありました。ただ、やっぱりゼロ歳から4歳の転出もあるとは思っています。その辺の差というのはどれぐらいになるのか教えてもらえますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）転入が100名を超えたということは、人数を具体的に言いますと106人、転出につきましては66名となっております。40人の増加となっております。これは県内では最も多い転入数ということでございます。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）今はそしたら、転出より転入のほうが上回っているということである理解をいたしました。

先ほどの答弁の中、さらに、25歳から39歳の転入が増加傾向だということもおっしゃっていました。その辺、具体的にどういった改善をされているのか、どれぐらいの改善をされているのか、その点も教えていただけますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）令和6年と令和4年との対比になってくるんですけども、25歳から29歳までは218人から227人、8.9%から9.8%となっております。それから、30歳から34歳までは151人から160人となっており、5.5%から6.2%まで増えております。35歳から39歳につきましては106人から109人となっております。同じく0.2%程度ですが改善しております。

市全体といたしましては、令和4年でマイナス134人でありましたが、令和6年ではマイ

ナス88人となっておりますので、若干転入のほうが増えてはおるんですけども、人口抑制にはなっておるんですが、依然マイナスというところは現状としてございます。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ファミリー層の転入促進ですよ。二つ目の柱である転入促進に関しては、そのターゲット層となる人口、ゼロ歳から14歳、25歳から40歳のそのターゲット層に関しては増加傾向。順調にそこは目標に向けて取り組んでいるということだと思います。

では、どういった施策が増加に功を奏したのか。どういった施策をやったから増えているのかというのが、もし具体的にあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）転入に関して言いますと、やはり移住・定住の施策、経済部を中心とした施策をしていると。企業誘致も実施しておりますし、コンシェルジュの人たちも積極的に関東圏、それから近隣の大阪等でのPR活動もしています。おかげで皆さんの転入の相談件数というのが増えてきましたので、そういった施策が一番効果が上がっておるんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）今部長のご答弁にもありましたように、令和7年に橋本市は人口ビジョンというのを公表しています。その中に、私も見せていただいたら、橋本市へ移転してきた人はどの自治体から移転してきたかというデータが載っておりました。どういった自治体から引っ越してきてくれている、移住してきてくれている方が多いということでしょうか。その辺教えていただけますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）これ、2023年のデータになっておるんですが、一番多いのが和歌山市からで108名、続きまして大阪市103名、それから堺市が91名、五條市61名、かつらぎ町55名、紀の川市54名、岩出市47名となっております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）では、なぜその地域から転入が多いのか、その地域で重点的にPRを行っているのか、その点の理由はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）詳しい分析はしていないところではありますが、やはり生活圏が近いということと、利便性がよいというふうに判断していただけたのかなというふうには思っております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）やはり南海沿線ということで、利便性が高いということもあると思います。橋本市を選んで転入してきていただくにはいろんな理由があると思います。昨日の答弁にもありましたように、給食費の無償化や幼児教育の無償化などは、今やどの地域でも行っている施策でもあります。ですので、それでも橋本市を選んでもらえる方が何を決め手でこの橋本市を選んでもらったかということをよく理解して、そこをより磨いていって魅力を上げていくことが、転入者がより増えるのではないかなというふうにも思っています。

今、橋本市で移住者が増えている一因としては、やはり南海沿線のこともありますし、あとは、あやの台とかさつき台とか、ハウスメーカーが頑張っていて開発していただいて広報していただいているのも多いと思います。本市独自の住みたいと思うような強みがなければ、やはり移住地として選んでいただけない

というふうにも思うんですね。

そういった中で、ここは部長のもしかしたら意見になるかもわかりませんが、家を購入する条件として一体何が必要だと思いますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）なかなか難しいご質問なんですけど、お金が必要なのは分かるんですが、やはり環境、それから、子どもが生まれたらその子どもたちが健やかに育てるような体制というんですか、組織、その辺りが必要やというふうには考えます。あと、雇用、働き口、この辺りだというふうに考えます。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）そうですね。やっぱそういうところに対してどう予算をつけていくかということが大事やと思いますよね。ですから、自分がこの橋本市で家を買おうと思ったらどういう利点があるからかということ突き詰めていけば、そこに予算をつけていけば、それが功を奏するんじゃないかなというふうに思いますから、そこに重点的に予算をつけていくというのも一つやなというふうにも思います。

では、転出についてもご答弁いただいたので、その点について質問したいと思います。先ほどの答弁の中で、転出抑制層となる15歳から24歳の人口の目標値、5,109人となっておりますが、現在、それより下回っているということでありました。今どれぐらい下回っているのか、現在の数が分かれば教えてください。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

令和6年度で5,198人でございます。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）5,198人ですか。という

ことは、目標より下回っていないですね。私が聞き間違っているということでしょうかね。すいません、そこ、もし達していないということだったらそうだと思います。

先ほどの答弁の中で、転出に関して、15歳から24歳をターゲットにしておりますが、転出者が改善傾向にあるわけですね、そしたら。どれぐらい改善しているのか、その点教えてください。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほどのレンジとちょっと違うんですけども、15歳から19歳、目標としているところが15歳から24歳というところですので、15歳から19歳では81人から76人と、割合的には2.9%とだいたい横ばいになっています。これは令和4年から令和6年を比較してというところですよ。20歳から24歳までは353人から296人となっております、割合としては12.7%から11%と改善傾向にはなっております。しかしながら、やはり転出はまだ多いというのは認識しております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）15歳から19歳の年代は、もちろん未成年でありますから、学校の進学以外で自分で判断して転出するということはないと思います。多分ご家族で転出することが多いと思いますが、20歳から24歳、その年代は自分の都合といいますか、例えば就職などで転出していってしまうということが多いと思います。そういった年代が約300人おるということですよ。では、この300人がもっと改善されたら、人口減少、転出の抑制につながるのではないかなというふうにも思います。

さらに、先ほどの答弁では、愛着を感じる市民の割合を増やしたいということもおっしゃっていました。住み続けたいと思う市民の割合は具体的に今どれぐらい改善されている

のか、その点もお聞きします。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）人口ビジョンにも記載されているんですけども、令和6年度に実施したアンケート調査によりますと、将来、住み続けたいと考えておる、橋本市で働くことを考えておる学生はだいたい全体の約16%にとどまっております。

質問は満足度でしたね。失礼しました。満足度がどのぐらい改善したかというところで言いますと、愛着を感じる割合についてなんですけども、こちら、まちづくりアンケートで出た結果でございます。全市民では、令和4年度が71.7%。令和7年度、新しい分が出ていますので、それで比較しますと73.2%と、だいたい1.5ポイント上昇というところでございます。

ターゲット層としております10代、20代では、令和4年度が70.2%、令和7年度では74.1%と、3.9%上昇しております。住み続けたいと思う市民の割合では、全市民では71.4%で、令和7年度も71.4%となっておりますが、やはりターゲット層としております10代、20代では、比較しますと、令和4年度で48.9%から65.5%と、若年層がすごく愛着を持ってきているというのが結果として出ているなというふうに感じております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）この橋本市長期総合計画の重点プロジェクト三つ目、そこに成果指標が書かれておまして、その中の愛着を感じる市民の割合は、目標値は80%ということと書かれておりますが、まだやはり80%には少し足りないなというふうに思いますので、そこはまだ努力していただくところやと思います。

先ほど部長も言っていましたけれども、令和7年度の橋本市の人口ビジョンの中で、

高校生にアンケートを取っていますよね。その中で、「将来、働く場所の候補地として橋本市は入っていますか」というアンケートを取っています。その質問に対して、「橋本市で働くことを考えている」というふうに答えた学生は全体の16%であったということでありませぬ。「いいえ」と答えたのが全体の約53%。だから、半分以上は橋本市で働くという候補に入っていないということになります。

そしたら、何で候補に入っていないんですかというその理由を質問しています。その理由としましては、橋本市の企業で働くイメージが湧かないとか、何となく橋本市の企業で働くイメージがわからない、都会に出て行って働きたいという回答が多くありました。これらが若年層の転出超過の原因の一因となっているというふうにも分析をされております。そのためには、このイメージを払拭するためには、橋本市としてどういうことが必要であるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）やはり先ほどの転出の割合がかなり多い、本市の特徴ではあるんですけど、それはやはり就職で近隣に転出してしまうということが非常に多いというのは実態としてあると思います。それらをこの高校生のアンケートからしますと、働きたいと思うところが16%にとどまっているところもありますので、何とか改善したいというような考えはございます。

今回、若手職員を中心としたJPTという重要プロジェクトチームでの意見としまして、「はしもとで働く人紹介BOOK」というのを作るということで、以前にもご答弁させてもらっているかもしれないんですけども、やっと今できたところでもあります。タイトルとすれば「はしもとで働く人と未来を考えるガイド」というタイトルになっていますので、

これらを活用しまして若年層、これから橋本市を背負っていくような方々にしっかり市内の企業ですとか働き口、どんなふうにいるのかというのをPRして、市内での就職先をしっかりと知ってもらって定住してもらいたいというのが、これから取っていくべき施策なのかなというふうには考えています。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）では、そのPR、冊子みたいな形ですか。そういうのを作っていただいて、それを配ってという方法もあれば、さらには企業を集めて、いわゆる就職フェアみたいな、企業フェアみたいな形で説明会みたいなのを開くということもあると思います。そういうのは今どうなっていますか。開いていらっしゃるということによろしいですか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）就職説明会等というのは経済部のほうでも実施しておりますし、学校にPRというのはしております。しかし、実際のところはまだ知らないというところが16%というところですので、もう少ししっかり知ってもらうという取組みは必要やというふうには考えております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）そうですね。一生懸命やっただいてはいるんですが、16%という数字がアンケート結果で出てきていますから、やっぱりなかなかまだ知られていないというのが現状であると思います。だから、ここをしっかりとアピールすることで、転出抑制につながっていくというふうに思います。

ある雑誌の出版社が、「全国の働く世代2万人に聞いた本音の住みよさランキング2025」というのを発表しました。近畿エリアで住みやすい自治体の1位になったのが、兵庫県の明石市であります。2位が西宮市、3位が大阪の吹田市でありました。では、橋本市は一

体何位だったかということなのですが、近畿エリアで35位ということでありました。橋本市より住みやすいまちが、近畿エリアであと34も上におるといことです。それらの自治体より橋本市を選んでもらうためには、橋本市ならではのセールスポイントをもっとつくっていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。その点、いろいろと次の予算なんかでも考えられておるとは思いますが、その辺の取組み、あれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）すごいシンプルで分かりやすいような施策というのができればいいんですけども、これだということというのはなかなかやっぱり難しいものにはあります。拡充すること、それから新たな取組みとしましては、転出の抑制としまして、市内産業の稼ぐ力、市内の就業を向上とした市内事業者の雇用に関する現状ですとか課題を把握することで、しっかり調査しまして、また、高野口町のブランディング事業も経済部でやっておるところもございしますので、その辺に対する補助事業もしっかり実施していく必要があるというふうには思っています。

転入の促進としては、遊び・居場所づくりとして、紀望の里の全天候型の遊び場なんかも建設する予定となっておりますので、その辺りも、住民の声としては遊び場がないというところもありましたので、必要かなと考えています。空き家の活用の情報発信ですとか、空き家の活用の移住・定住促進というところにも力を入れていく必要があるというふうには思っています。

今まで何もやっていないかということ、答弁いろいろさせてもらっていますが、しっかり移住・定住、それから転入促進、転出の抑制、出生に対する補助なんかもやっておりますの

で、それらをもっとしっかり内外にPRすることで橋本市を知ってもらう。位置的なメリットというんですか、橋本市は住みやすいまちだというふうには認識していますので、その辺もしっかりPRしていきたいなというふうには考えております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ここに掲げておる長期総合計画は、地方自治体がめざすべき将来の姿であると思ひます。その実現に向けて行っていく施策というのは、優先すべき最上位の計画であると思ひます。お金がなかったからできませんでしたという理由には、ここはならないと思ひますよね。ですから、この計画の賛否を、成否を最終的に判断するのは市民であると思ひます。やっぱりこの橋本市で子どもを育てたい、橋本市に住み続けたいと言ってもらえるかどうか、ここがポイントやというふうにも思ひます。

この重点プロジェクトが市民の実感につながる施策であることを要望しまして、私の一つ目を終わりたいと思ひます。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、情報があふれる時代に、子どもたちが「自分で考える力」を育むためにに対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）情報があふれる時代に、子どもたちが「自分で考える力」を育むためについてお答えします。

まず、一点目の現在の情報社会で子どもたちが置かれている状況への課題認識についてですが、今日、スマートフォンやAI技術の急速な発展により、誰もが容易にインターネットを介した情報を入手・発信できる一方、議員おただしのおり、フェイクニュースや生成AIによる精巧な合成動画など、真偽の

判断や見定めが困難な情報が氾濫しております。

本市といたしましても、子どもたちがこうした情報の海の中で、単に機器の使い方を習得するだけでなく、情報の信憑性を批判的に吟味し、自らの頭で考える情報リテラシーの育成が、現代社会を生き抜く上で重要な課題であることを強く認識しております。

次に、二点目の学校におけるネットの危険性に関する教え方についてですが、本市では、全ての市立小・中学校において、道徳の時間や学級活動等を中心に、発達段階に応じた学習を展開しております。

具体的には、小学校低学年においては、インターネット利用の基本的なルールの理解を図り、小学校高学年から中学生にかけては、グループLINEにおけるトラブル防止や写真のアップロードに伴うリスク、著作権侵害など、より実効性のある教材を取り扱っております。

教職員の指導力向上に向けましては、令和6年度に情報モラル教育の狙いや課題、具体的な指導事例を盛り込んだ研修動画を作成し、各学校での活用を図っております。また、橋本市学校教育情報化ハンドブックに基づき、指導内容や学習指導案を共有し、日常的な指導の中で即座に活用できる体制を整えているところです。今後は、これまでの「加害者にならない、トラブルを避ける」という指導に加え、情報の正誤を見極める力を養う教育を強化したいと考えています。

次に、三点目の専門家から学ぶ機会についてですが、学校独自の指導に加え、外部専門機関とも緊密に連携を図り、多角的な視点から学習を深めております。具体的には、中学校を中心とした和歌山県警察によるキッズサポートスクールを実施し、SNSに起因する犯罪被害の未然防止に努めているほか、通信

事業者、人権擁護委員による出張講座を各校が取り入れ、専門的な見地から学習を深めている状況です。

学ぶ機会については、生成AI等によるフェイク情報の判別が困難を極める中、教職員や保護者のみの対応には限界があることから、今後もこうした外部人材を積極的に活用してまいります。

○議長（田中博晃君）1番 森下君、再質問ありますか。

1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

これから社会に出ていく子どもたちにとって、現在の情報社会をどう生きていくのか、それが大事になっていくと思います。そのためにも、小・中学校のときからネットのリスクを学んでいくことが大事だというふうにも考えて今回の質問となりました。

現在、いろいろと学校の教育委員会のほうでも、SNSのトラブルというのは把握していることがあると思います。具体的にどんなことを把握されているのか、その辺教えてもらえますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）各学校から報告を受けている具体的な事例としましては、スマートフォンの長時間利用、SNS上での写真の無断掲載、ネット上での成り済まし、悪口の書き込み、面識のない大人とのやり取りといった事案があります。こうしたトラブルの多くは、大人の目が届きにくいSNS内での閉鎖的な空間で発生する傾向にあります。そのため、周囲がその異変に気づいたときには、事態が深刻化しているといったことも少なくありません。早期発見の難しさというのが課題というふうに捉えているところです。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）今挙げていただいた事例というのは、よくSNSで聞くトラブルであると思います。どちらかというと能動的、こちらからやっちはいけないようなトラブルが主だったと思います。

では、先ほどの答弁の中にもありましたが、今後は正誤を見極める力を養う教育を強化するということでありました。具体的にはどのような授業をそれで想定しているのかということですが、例えば、実際のフェイクニュースや生成AIの画像を教材として、子どもたちに自身が検証するような実践的な授業なんかも導入するという事も考えていらっしゃるのか、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）このような情報があふれる社会において正誤を見極める力を養っていく教育は、先ほども申し上げたとおり、このデジタル社会を生き抜いていく上では不可欠な資質だというふうには捉えておるところです。

そこで、本市においては、これまでも情報がフェイクであるか否かにかかわらず、インターネット上の情報に接する際の基本的な原則として、必ず複数の情報源を比較するであるとか、公的機関などで信頼のおける情報源であるかという裏づけを確かめることであるとか、そういったことの重要性について指導を行っているところです。

こうした指導の成果としては、昨年度に実施した小学校5年生以上を対象とした調査では、約80%の児童生徒が「調べた情報が本当かどうかを別の方法で確かめてから利用することができる」というふうに回答しており、子ども自身もこういったことには意識をしているということがこのデータからも分かるところであります。

議員ご提案の実際のフェイクニュースや生成AI画像を教材として直接扱って、子どもたち自身が検証するような具体的な授業についてですけれども、具体的な事例を扱っての授業というのはとても大切なことだと思います。そういった共通の教材の選定とか提示の在り方など、慎重に扱っていかなあかンデータでもあるかなと一方では思っておるところです。

そこで、生成AI等の急速な普及に伴って、情報の信憑性を判断する難易度がさらに高まっていくということを考え、そのために既存の学習指導内容を土台としながらも、文部科学省が提供する教材などを注視しながら、その活用も図りつつ、情報活用能力のさらなる強化をしていきたいなど、そんなふうを考えているところです。

ここからは具体的な子どもたちの授業の場面のことについてお話ししたいんですけども、中学生が昨年度と今年度2年間にわたって、北方領土のことについて学ぶ機会を得ることができました。昨年度は実際に現地へ行って、そこでいろんな情報を直接話を聞き、また見て、そのことを持ってこっちに帰ってきました。

その情報を基にして今年度、学習を展開していったわけなんですけど、その研究授業が行われたときの子どもたちの様子で一番にこの勉強の中で大切に、自分たちの思いを皆さんに伝えていくためには何が大切ですかというところで、共通してグループ活動をした後発表した内容は何かというと、正しい情報かどうか、そのことを自分たちが判断して、そのことをしっかり伝えていくこと、まずこれが一番大事なことです。その上で私たちはこの情報についてこんなふうを考えて皆さんにお伝えしたい。どこのグループもそのことを言ったんですね。これは日頃の授業の中でし

っかり情報の扱い方、特にデリケートなところがあるテーマですから、余計にそういったことを意識した発表になっていたかなと、そんなふうに思います。

このように、日頃の授業の中で具体的な事例を通して教員が子どもと情報に向き合っていく、そういったことが大事かなと、そのように思います。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）子どもたちのほうが今吸収力というか、そういういわゆるインターネットの扱いに対しては、大人よりもたけている子どももたくさんいると思います。そういった中で、やはり正しい情報をいかに正しいと認識できるかどうか、そこをしっかりと実践を踏まえて学んでいくということは大変大事やというふうにも思います。そういった意味では子どもたちのほうが先に進んでいるかもわかりませんが、反対に教職員のほうがついていけないところもあるんじゃないかなというふうにも思います。先ほどもあったように、ハンドブックとか研修動画を作って研修もされておるということですが、日進月歩、本当にどんどん新しい情報が次々出ていく中で、そういったハンドブックや動画もどんどんバージョンアップをしていかないと追いつかないと思うんですが、その点のお考えはいかがですか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）まさにそのとおりだと思います。ここに先ほど答弁の中に入れさせてもらったハンドブックがあるわけなんですけれども、これは現在使っている端末を導入するにあたってガイドラインとなる、そういうような内容を盛り込んだハンドブックとなっております。それから時間がたっています。その間に今テーマに挙げていただいているような、そういった学びというものの中

には一定入っているんですけども、その辺りは最新のものではなっていません。

また、来年度当初からは新しい端末に機器更新を行います。できればそれに合致する形で、こういった教員に対して提供する情報をアップデートしていきたいと、そんなふうを考えているところです。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ぜひともそこは、またアップデートを頑張っていただければと思います。

ただ、先生方もお忙しいですし、教育委員会もお忙しいですから、なかなか手が回らないというところで、やっぱり外部人材も活用していかないといけないんじゃないかなと思います。その辺の外部人材の活用についてはどうお考えですか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほど壇上からの答弁でも、そういった活用というのは大切であるということを申し上げさせてもらったところです。ただ、例えば生成AIに特化したとか、そんなだけではなく、今は学校DX推進アドバイザーを入れていただいております。その方々のアドバイスというのは、学校で情報教育を進めていく上ですごく大きな役割を果たしていただいておりますし、以前は使うことをメインにいろいろ指導していただいていたのですが、現在では内容をどう扱うかということで指導いただいております、スキルアップを図ることができる、そんな授業となっております。

このアドバイザーによる日常的な授業サポートや教職員対象の研修会を通じまして、こういった最新のこともについても触れていくことをしていきたいと、そんなふうを考えているところです。今ある授業の中でしっかり取り組みを進めていきたい。ただ、学校の中で、

それプラス外部人材、こういったことの外部人材を入れてやっていきたいということでありましたら、それには応えていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

今までいろいろと質問をさせていただきましたが、これからますます重要な取組みになってくると思います。ただ、やはり社会のスピードというのは速いですから、それについていけないといけないと思います。

ここからは、そしたら私のほうから新しい提案をさせていただきたいと思いますので、ここでまずはフェイク画像を見てもらおうかなと思います。

この1枚目は、エジプトを旅行する森下であります。2枚目、前の千円札のモデルになった有名な細菌学者と並ぶ森下であります。わかりますか、皆さん、この2枚。両方ともフェイクです。ぱっと見た目、分からないですよ。やっぱり僕自身も分からないですし、こういう画像を生成AIで簡単に今作れる時代になっております。

例えば、今までも災害なんかが発生したときに、近くの動物園からライオンが逃げ出したとかというようなフェイクニュースが出回って、それがSNSで広がったという事例なんかもあります。警察や施設なんかに問合せが殺到するということもあります。こういった典型的な災害時のフェイクニュースにだまされないということも大事になると思いますが、もし皆さん方の手元にそういった災害のときに、例えばライオンが逃げたとか、「潰れた家の下敷きになっています。助けてください」というような、もしXなどで流れてきたらどうするでしょうか。やっぱり自分の知り合いにも知らせたあげないといけないとか、行政に知らせないといけないと思ってリポストや

シェアとか、してしまうかもわかりません。

ただ、その情報がデマの場合、拡散した人も罪に問われる可能性があります。ですので、そういったリスクを学ばないといけないですね。やっぱりそういったリスクを学べるサイトというのもございます。それがこちらですね。日本ファクトチェックセンターというホームページがあります。

この日本ファクトチェックセンターというのは、ファクトのチェックやメディアのリテラシーを学ぶための様々な講座なんかも提供してくれております。さらには、ファクトチェッカー認定試験というのも行ってあって、合格者には認定証を授与したりしてくれております。さらには、ファクトチェックの講師の養成講座というのも行ってあって、その方には教室や職場などで利用してもらう教材なんかを提供したりしてくれております。

ネットに強い教職員の方々にこういうところで学んでいただいて、他の教職の方に講習をしていただくというのも一つの手かなと思います。こういったことも考えられるんじゃないかなと思いますが、その点いかがですか、今聞いていただいて。感じるものがあれば教えていただけますか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）いろんなところで学ぶ場というのがあります。その一つとして今紹介いただいたことも、教職員とも共有する中で、教える側がどのようなこれから力をつけていけないといけないのかということは、共に追求していきたいと思います。情報提供ありがとうございます。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

本当にフェイクか本物かというのを見抜ける力というのは、これから社会を生きていく上での基礎体力になると思います。子どもた

ちの未来を守るのは、今、私たち大人の責任でもありますので、どうかここは教育の場でも一歩踏み込んだ施策の実現をお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（田中博晃君）1番 森下君の一般質問は終わりました。

この際、14時まで休憩いたします。

（午後1時47分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

順番12、2番 板橋君。

〔2番（板橋真弓君）登壇〕

○2番（板橋真弓君）皆さま、こんにちは。

早速、ただ今議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。今回は2項目。

1項目めは、ヤングケアラー支援体制の構築と実効性の向上について。

本市ではLINE相談窓口の設置やコーディネーターの設置、啓発講演会等を実施してきたが、支援が必要な当事者の声が届きにくく、具体的な支援への結びつきが課題である。

先進地では、学校や福祉部局が連携したプッシュ型の全戸調査や、潜在的な対象者を早期に発見する独自のスクリーニングシートを活用している。

また、家事や育児を代替するヘルパー機能の重要性が増している。市民の中には「ちょっとしたお手伝いをしたい」というボランティアのニーズがある。これらを組織化する人材バンクの構築には、マッチングの仕組みと事故補償等の責任所在の明確化が不可欠である。

そこで、潜在的ヤングケアラーを掘り起こすための新たなアプローチと、ボランティアを活用した家事支援等のフォローアップ体制

の構築、及び市独自の福祉施策として具体的なサポートの拡充について、本市の見解を問う。

現状と課題について。

2、今後の方針について。

次に、2項目めは、自転車の交通違反に対する罰金強化への対応と安全対策について。

2026年4月より、自転車の交通違反に対して、青切符による反則金制度が導入される。傘差し運転や携帯電話の使用等が反則金対象となるが、市民への浸透は不十分である。通学で自転車を利用する中高生や日常生活での利用者に加え、ルール刷新の周知は急務である。

本市として、改正内容を広く市民に広報するだけでなく、小・中学校の教育現場において、実際の法改正に基づいた実践的な交通安全教室やルール講習会を開催するべきではないか。

また、高齢者からは、自身が利用するシニアカー（電動車椅子）も罰金対象になるのかといった不安の声も聞かれる。シニアカーは道路交通法上、歩行者と定義され、時速6キロ以下での歩行通行が原則であり、今回の自転車への罰金強化の対象外である。この法的定義の誤解を解き、誰もが安心して移動できる環境を整える必要がある。

そこで、小・中学校等で実践的な交通安全教室の開催に加え、シニアカー利用者を含む全世代に対し、それぞれの法的区分とルール刷新を分かりやすく広報するべきではないか。本市の見解を問う。

以上2項目を私の壇上からの質問とさせていただきます。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君の質問項目1、ヤングケアラー支援体制の構築と実効性の向上に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）ヤングケアラー支援体制の構築と実効性の向上についてお答えします。

一点目の本市の現状と課題についてですが、現在把握しているヤングケアラーの件数は、小学生3人、中学生8人、高校生3人、18歳以上の者は5人の計19人で、世帯数としては13世帯となっています。状況としては、年下の弟、妹のお世話や、大人が担うと想定されている家事などを日常的に行っている子どもたちがほとんどとなっており、その根底には、ひとり親家庭、保護者に精神疾患などの病気、発達障がいなどがあることが多く、介護の課題によるヤングケアラーは少ない状況です。

本市では、これまでLINE相談窓口の開設、コーディネーターの配置、周知啓発のための研修会や講演会の実施など、ヤングケアラーに関する取組みを進めてきました。その結果、周囲の関係者の気づきから相談いただくことで、対象者の把握と支援につながっているところです。

しかしながら、お手伝いと過度なケアとの境界を判断することが難しく、また、子ども自身がヤングケアラーであると認識していないケースも多いことから、支援が必要な子どもの声が十分に届きにくい状況であり、具体的な支援や施策につなげていくことが難しい点が課題であると認識しています。

次に、二点目の今後の方針についてですが、潜在的なヤングケアラーの把握に関しては子ども自身が認識していないケースも多いことから、子どもやその保護者に対するチラシの配布などを通じて、ヤングケアラーについての理解を深める啓発を行い、その上でヤングケアラーの状況を把握し、必要な支援につなげることを目的とした実態調査を子ども自身に対し行っていきたいと考えています。

また、対象者を把握した際は、庁内関係部署や関係機関が役割分担し、見守りと必要なサービスにつなげている現状を継続し、今後とも既存の福祉サービスなどを活用しながら、対象者の状況に応じた支援を実施してまいります。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

市内のヤングケアラーは、現在、トータル19人、13世帯とのことでした。しかし、これはあくまでも表面化している数字にすぎません。多くの子どもが家の手伝いは当たり前と思ひ込み、SOSを発信できていないのが現実です。令和6年6月の法改正により、18歳以上の若者も対象となり、特に市区町村においては個別具体的な支援をつなげるために、記名式など個人が把握できる方法による実態調査を少なくとも年に1回程度行うことが重要と通知されました。

そこでお伺いします。今後実施予定の実態調査ですが、学校と福祉局が連携し、全児童生徒を対象に生活実態を深く掘り下げるプッシュ型の調査を行うべきと考えますが、どのように進めていくのか、具体的な内容を教えてください。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）実態調査について現在考えている具体的な実施方法ということでございますけれども、全児童生徒を対象にとのご提案でございますけれども、対象学年といたしましては、ヤングケアラーとしての自覚や言語化能力が一定程度備わっている年齢層であることというのを考慮して、まずは中学生を主な対象として実施したいとい

うふうに考えております。ただ、現在、ヤングケアラーとして把握している19人のうち、小学生が3人含まれているということから、小学校高学年についても対象に含めるかどうか検討しているところでございます。

子ども自身が認識していないケースも多い現状を踏まえ、まずは子どもやその保護者に対するチラシの配布などを通じて、ヤングケアラーについての理解を深める啓発を行い、その後、子どもへの実態調査を行いたいというふうに考えています。

なお、調査を進めていくにあたりましては、教育委員会と対象者や調査内容などを十分協議し、校長会などを通じて調査の趣旨を説明した上で実施していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

ヤングケアラーへの認識というのが、まずはチラシ等で認識を深めるということで、多分、自覚のない子ども自身とか保護者が、橋本市にはヤングケアラー支援の制度があるんやでということをもっと知ってもらうことで、次に制度を利用することへのハードルが下がってきたら、自ら手を挙げる家庭も徐々に増えていくことが期待されると思います。ぜひ啓発と実態調査を実施していただきたいと思っております。

本市の自治と協働を育む観点から、また、私自身も市民の代表として何かできないかと日々考えています。そのヒントになる取組みを少し紹介したいと思います。

ここでモニターをご覧ください。ヤングケアラー支援の体制の構築と実効性の向上についてということで、これは上富田町の女性議員の取組みとして、2024年4月に立ち上げた「親カフェ」というものです。紀伊民放に紹

介された内容です。この親カフェは、不登校やひきこもりの悩みを持つ保護者がつながって、前向きに子どもを支えることにつながったということで、学期ごとに開催されていて、現在4回開催されているということなんですけれども、申込みは不要で、午後1時から4時まで、飲物つきで参加費1人500円という形で、これはヤングケアラー支援とは違うんですけれども、私自身の思いとしてはこういった草の根の活動を自分自身もやっていければなというふうに思いました、この記事を読んで。

続いて、次の例は、群馬県高崎市のヤングケアラーSOSというサポーターを派遣するような事業なんですけれども、群馬県高崎市、すごく大きな都市で、人口は令和5年10月31日現在で36万8,154人ということで、事業予算費が一般財源で9,765万円って、人口規模も本市の約6倍になっているので、あまり参考にはならないかもしれないんですけれども、職員が市内各機関へ出向きヤングケアラーの発見に尽力ということで、学校をはじめ様々な機関との連携も重視したということで、学校というところは本当に子どもの情報がよく分かるところであるというふうに思います。事業の理解がヤングケアラーの発展につながるということで、学校の先生たちとか、いろんな各関係の機関にこの事業の内容を知ってもらって、気づきを導いて、情報として吸い上げていくというような取組みをされています。

内容なんですけれども、ここには書いてないんですけれども、学校教育課のヤングケアラー支援担当という部署がありまして、係長が1名、職員4名、スクールソーシャルワーカー1名、相談員4名、計8名の職員を置いて、ヤングケアラーの発見や調査、それから児童生徒の保護者への説明等で学校とのつながりを持っている。加えて、要対協（要保護

児童対策地域協議会)の実務者会議にも参加して情報を共有している。主には、ヤングケアラーSOSの取組み、それからヤングケアラーの認知度向上のための取組みを行うということで、ほぼ本市と同じような内容の支援をしてはいただいていると思います。

具体的にはこの部分にあるんですけども、サポーター無料派遣の支援内容ということで、家事とか介護等の負担軽減を目的に、該当する家庭に原則2人のサポートを無料で派遣すると。対象は市内在住の中学生及び高校生。要望があったら小学生もということで、利用時間は1日2時間、週2回が上限で、掃除、洗濯、調理、家事の支援や兄弟の世話、家族の介護などということになっています。支援までのプロセスということで、支援機関でワーキングチーム構成というふうになっています。個別にワーキングチームを立ち上げて、一人ひとりに見合った支援、アプローチ等を検討するとして、月1回の有識者で構成されるヤングケアラー支援推進委員会にて使用内容を決定する。

成果としては、家事をしない時間ができて楽になったとか、ご飯がおいしいとか、子どもたちの笑顔が見られるようになったという成果が出ています。

課題は、やはり他人が家に入ってきてほしくないなどの保護者や子どもに支援を拒まれるケースが少ない点が挙げられています。そこが結構厳しいところかなと思います。一番下にもありますように、断られても決して諦めず、時間をかけて支援を遂行するということが大切ということです。モニター、ありがとうございました。

ここで、実際に実態調査をやっただけということなんですけれども、調査で見つかった後の支援の隙間というか、見つかったけれどもなかなか上がってこないというか、

そこが最大の問題だと思うんですね。既存の福祉サービスは、対象者が申請しなければ動かないプル型というのが中心だと思います。申請さえしてもらったら、LINE相談窓口もあるし、コーディネーターの配置とか、家庭教育支援チーム「ヘスティア」も我が市にはありますし、訪問支援などもしていただける。福祉事業としてヘルパー派遣とか、また重層的支援の活用など、本市のサポート体制というのはかなり充実していると思っています。

ここで支援につなげるには、ヤングケアラーや若者ケアの掘り起こしというのが一番重要だと考えています。草の根的に行うチームの立ち上げというのが、ここで提案したいのが、研修を受けた民間ボランティアやNPOによるアウトリーチ型支援ということで、行政が介入すると身構えてしまう家庭でも、近所のボランティアさんなんかだったら心を聞いてくれるかなということもあるかなと思います。家事や育児、ちょっと手伝うボランティアを組織化して、行政と家庭をつなぐパイプ役として活用するようなお考えはありませんか。

○議長(田中博晃君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(犬伏秀樹君)お答えいたします。

議員ご提案の民間ボランティアによるアウトリーチ型の支援についてですけれども、ヤングケアラーの家庭は精神疾患や発達障がいなど複合的な課題を抱えていることが多く、近所の方が家庭に入ることによってプライバシーへの不安が強まり、かえって支援につながりにくくなるというリスクも考えられるなど様々な課題があり、慎重に検討する必要があるというふうに思います。

一方、議員お考えのとおり支援につなげるためには、ヤングケアラーの把握というのは

重要だというふうに考えます。把握するには周囲の関係者や地域住民の気づきが重要となることから、本市では、ヤングケアラーに関する周知啓発のための講演会などを毎年実施しているところです。ヤングケアラーを正しく理解した方を増やし、その方々から相談いただくことで対象者を把握し、既存の福祉サービスなどを活用した支援につなげてまいります。

現在支援を行っている対象者の事例検証がありますとか、今後実施予定の実態調査の結果などを踏まえ、課題の整理を行った上で、議員ご提案の民間ボランティアによるアウトリーチ型支援も含めて、ヤングケアラーに対する効果的な支援の在り方について検討させていただきたく、ご理解のほどよろしく願います。

なお、今年度の講演会は、来月、3月6日に「ヤングケアラーの現状と支援について」と題し、立命館大学の齋藤教授をお招きし、開催する予定となっておりますので、少しご紹介させていただきます。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

毎回そういう講演会なんかを企画していただいて、私も毎回参加させていただいております。初めてヤングケアラーの支援の質問をさせていただいて以来、市長をはじめ、市を挙げて教育と福祉の連携強化、福祉部局が中心となって教育委員会の協力体制もあり、ハートブリッジ、今は子育て応援課の職員の皆さまが頑張ってやっていただいております、これまでの取組みのおかげで、教職員や民生委員、ヘルパーとかいろんな方々のご理解がどんどん深まっているように思います。本当にありがとうございます。

今回の講演で、より多くの市民の皆さまの

理解が深まることがヤングケアラーの早期発見と支援につながると思いますので、小・中学校の保護者の皆さまとか、子育て中のパパ、ママなどへの参加をまた呼びかけていただいて、広く市民の皆さまへの浸透をよろしく願います。

次の質問に移ります。

次に、例えばなんですけど、月1回、定時定点で、各小・中学校に放課後開催なんかで、勝手に思っているんですけど、カフェなんかを開催して、まずは忙しい先生方から、気軽に空き時間を使って休憩がてら懇談的に相談とか情報提供を受けるというような機会を設けることができたかなという、気軽に話せる場の提供、また、18歳以上の若者やケアラーを対象にするときは、民生委員なんかを発見者に集まってもらって、そこでつながった情報を基にサポーター派遣として家庭訪問し、必要な支援につなげるなど、私自身もその人材の1人として現場で汗をかく覚悟を持っているんですけども、民間活力を導入して、行政の支援が届かない隙間を埋めるための人材バンクやマッチングの仕組みの構築へのお考えはないかどうか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）学校でのカフェ開催や人材バンク、マッチングの仕組みの構築につきまして、今、議員ご自身のお言葉、大変心強く、ありがとうございます。

ただ、ご提案の仕組み構築については、現時点では少し課題もあるかなというふうに思っております。といいますのが、教職員でありますとか民生委員、児童委員につきましては、守秘義務が課せられておまして、ご提案の仕組みでは、民間ボランティアに対して教職員や民生委員、児童委員が情報提供を行うというのは難しいかなというふうにも考え

ます。

ヤングケアラーの家庭は複合的な問題を抱えている場合が多く、対面での相談につながる事が難しい状況です。当事者などからの相談のハードルを下げるためにも、市としては、現在開設しているLINE相談窓口が重要な役割を持っているというふうに考えています。

しかしながら、このLINE相談窓口の利用実績について、令和7年1月までの相談件数が1件となっており、実績としては少ない状況です。その要因としては、子ども自身がヤングケアラーであると認識していないでありますとか、相談窓口の存在を知らない、または知っていても相談しにくいなどが考えられ、市ホームページでの案内や各中学校へのポスター配布、講演会などでの周知を行っていますが、子どもたちに直接届く周知方法としては不十分であったというふうに思われます。

今後、ヤングケアラーについての理解を深める啓発として実施を予定している、子どもやその保護者に対するチラシの配布などの際に、LINE相談窓口の周知啓発も併せて行っていきたいというふうに考えています。

議員ご提案の人材バンク、マッチングの仕組みの構築につきましては、先ほどのお答えと重複いたしますけれども、今後、課題の整理を行い、ヤングケアラーに対する効果的な支援の在り方について検討をしていく際に、併せて検討させていただきたく、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）やっぱり守秘義務ということで、なかなかそんな軽々しく情報提供というのは難しいかなというのは分かります。LINE窓口、せっかく開設していただいて

いるので、ぜひとも、周知がされていないし、自分から声を上げてもいいとか、知っていてもそんなところに相談するのはちゅうちょするというのがやっぱり実際のところだと、今の現状としてはそういうところなのかなというふうに思います。

でも、周知が進んでいけば、LINE相談窓口というのは今後すごく重要な役割を担っていただけるような窓口になるというふうに思いますので、本当に大事に、せっかく例えば安易に情報提供していただけるような、ボランティアとかが情報提供を受けて、安易にボランティアが訪問して、せっかく心を開いてくれているのにその家庭との信頼関係をなくしてしまうというのは本末転倒だと思いますので、そういったリスクを回避して信頼を重ねて、安心できる人の存在というのが早期発見の鍵になるかなというふうに思いますので。

それでは、守秘義務の観点から、教職員や民生委員から情報を得ることが確かに難しいというふうにすれば、どのような方が直接話を聞いて情報を入手できるのか。例えば、学校内に配置されているSSW、スクールソーシャルワーカーであるとか、子どもたちの保護者と直接接する教職員、本当に状況をよく分かっておられると思うんですけども、その家庭状況を把握したときに、家庭訪問なんかを通じて保護者もしくは子どもに直接、「こんなLINE窓口があるんやけどちょっと相談してみる」とかという感じで、うまいこと支援を促していくということができたら一番いいのかなとは思いますが、何せ現場の先生方はかなり忙しいと思いますし、負担軽減も考えていかなあかなということで、もしも一ボランティアでは守秘義務の観点から情報を流すことができひんとすれば、そういう資格でという点でいうのであれば、SSW

とか、退職した校長先生とか教頭先生とか、管理職、管理職でなくても教職員のOBであったりという方がその任務というかに、そういう役職にふさわしいのでしょうか。その点をはっきり伺いたいと思います。確認です。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）本市では、令和5年度からヤングケアラーへの理解と支援について、教職員などに対し研修を行っています。それ以降、学校で心配な家庭を発見したときは、学校内で協議し、必要に応じて子育て応援課に連絡する体制が構築できており、また、民生委員、児童委員や介護事業所、学童指導員など、地域の支援者にも早期発見のための連携をお願いしているところです。

こういった学校及び事業所と連携を行った結果、ヤングケアラーの把握が増えてきており、把握した際は家庭状況を確認するために情報収集を行い、課題が多岐にわたる場合は関係課や関係機関に呼びかけてケース会議を行っています。

もちろん、現在、市内の学校に配置されているスクールソーシャルワーカーも子どもや家庭の困り事を把握し、支援につなぐ重要な役割を担っていただいております。

議員ご提案の退職した校長先生や教頭先生など教職員OBの活用につきましては、実施するとなれば守秘義務契約を締結し、秘密保持義務などを課すことが必要となってくるんじゃないかなというふうにも思われます。

現在、学校関係者などの周囲の気づきからヤングケアラーへの支援を実施しておりますが、今後、潜在しているヤングケアラーの把握を行う中で、教職員OBの活用の取組みが必要と感じた場合は、それらを含めて支援の在り方について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

ヤングケアラー支援に関しては、家庭状況とか、そういう情報の秘密保持は十分に配慮して、より一層体制を構築することがとても重要だと思います。これまで検討に検討を重ねて、少しずつ丁寧に福祉部局と教育現場の連携を育んできていただいたことがよく分かりました。

今後の取組みで、LINEの相談も増えていくことが期待されます。私自身も含めてヤングケアラー支援を支えたい市民がいることも視野に入れていただいて、頑張り過ぎてしまっている子どもたちや、子育てに奮闘するも日々の生活に追われ助けを求められない家庭が一軒もなくなって、誰もが自分らしく笑顔で暮らせる橋本市になりますようによりよい取組みを要望いたします、一つ目の質問を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、自転車の交通違反に対する罰則強化への対応と安全対策に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）自転車の交通違反に対する罰則強化への対応と安全対策についてお答えいたします。

令和8年4月施行の道路交通法改正により、16歳以上を対象に自転車の交通違反にも反則通告制度が適用されることとなりました。取締りの対象となる行為は、自転車運転中ながらスマホ、ヘッドホン・イヤホン使用、右側通行、併走などで、反則金は3,000円から1万2,000円と定められています。この改正により、違反取締りの強化を通じて、事故防止や被害抑制が期待されています。

この改正内容を市民がどの程度認知してい

るかは不明ですが、通学に自転車を利用する中高生や日常的に利用する市民へ幅広く周知が必要であると認識しています。

本市では、小・中学校の交通安全に関する授業では、危険を予測し回避する能力を養い、安全な行動や環境改善によって障害を防止できることを学んでいます。また、罰則の周知だけでなく、交通安全の意義である「命と安全を守ること」の理解を深める指導を継続して行っています。今後は、中学校や高等学校において橋本市交通指導委員会や所管警察署と連携し、交通安全教室やルール講習会の実施を検討します。

また、高齢者からの「シニアカーが反則金の対象になるのではないか」という問合せは現在市には寄せられていませんが、今回の改正内容について誤解を招くことがないよう、しっかりと周知するよう努めてまいります。

今後も、市民が安心して自転車を利用できるよう関係機関と連携し、交通安全教育の充実や適切な広報活動を進めながら、総合的な安全対策に取り組んでまいります。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ご答弁ありがとうございます。

まずはじめに、モニターをご覧ください。これは警視庁の資料です。今回何が変わるのかを共に確認したいと思います。自転車の基本的なルールというのは五つぐらい、先ほども答弁にもありましたように、右側通行であったりとか、飲酒はあかんとか、ながら運転とかスマホというのが基本的な考えで、今回青切符導入で、特に悪質で危険な違反ということに対する取締りが目的というふうになっています。青切符で変わるの、スピードを出して歩道を通行とか、16歳未満による違反

とかは指導警告だけなんですけれども、それ以上の方は検挙の対象になるということで、検挙されたときには2種類ありまして、刑事手続きがされる場合は重大な違反や事故を起こしたときということで、飲酒運転、それから違反によって交通事故を発生させてしまった場合は刑事手続きによって罰せられたりというようなことにつながります。

今回、16歳以上の者による反則行為ということで、スマホを持って画面を注視したり、通話するとか、信号無視で交差点に進入してほかの車両に急ブレーキをかけさせるなどということです。

それで、基本的には現場での指導警告とか、その違反が交通事故の、先ほども申しましたけれども、原因となるような歩行者や車両にとって危険性・迷惑性が高い悪質な違反になるものが対象ということで、具体的には飲酒運転、あおり運転、それから、スマホなんかで危険を生じさせた場合ということですね。あと、踏切の立入り、ブレーキなしの整備不良、それから、ながらスマホなどです。

あと、違反態様が悪質・危険なものとしては、手放し運転、傘差し運転、警察の指導の警告を無視するとか、指導の取締りということなどがその対象になるというふうになっています。指導の取締りというのは、各警察署が指定した自転車指導啓発重点地区・路線等で、事故が多い朝の通勤、それから通学時間帯や日没前後の薄暗い時間帯を中心に重点的に実施するというので、取締りが事故の多い場所とかで限定されて行われるということで、どこでもかしこでも警察が張っているとか、そういうようなことではないようです。モニターありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。令和8年4月1日から道路交通法改正によって自転車にも青切符が導入されるということ

で、市民への周知としてチラシの配布や広報誌への掲載はされる予定ですか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）5月が自転車月間というところになりますので、広報の5月号で周知しようと考えております。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。ぜひとも掲載してください。

それで、所轄警察と連携して街頭啓発というようなことは実施されるのでしょうか。例えば大型スーパーとかの前でチラシ配りとか、ティッシュとか、そういう啓発グッズなんかを配布するというような感じのことなんですけれども、そういう街頭啓発の実施予定はありますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）街頭啓発に関しましては交通安全週間におきまして、橋本市交通指導員会主催の下で、橋本署、かつらぎ署と連携しまして啓発活動を行いたいと考えています。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）私も交通指導員に入らせていただいているんですけども、交通指導員に対する指導ということで、ルールがちゃんと分かっていないと指導員も困ると思いますので、指導員に対する指導というのはどのように実施される予定でしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）交通指導員、いろいろ意識してくださっているとは思っております。直接市からということよりは、指導員の総会がございますので、その中で警察署長、交通課長による講演がございまして。そういったところで、今回の改正内容について周知していただきたいなと思っておりますのでございます。

また、制度の趣旨を広く理解するために、警察庁から発行されておる冊子がございまして、そちらを準備しまして、自転車ルールブックというんですけども、そちらを配布して周知したいなと考えております。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）そういうルールブック、うれしいです。しっかり読んで交通指導、協力したいと思います。

次に、教育委員会にご質問します。小・中学校において交通安全教室というのを毎回行われていると思うんですけども、日頃はどのように実施されているのか。また、今回の法改正を受けての交通安全学習とか指導はどのように取り組まれる予定でしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず、実技や講話による取組みとしまして、警察署や交通指導員の方々との協力を得まして、交通安全教室を開催しております。そこでは、自転車の点検方法や正しい乗り方、車道は左側通行、2人乗りの禁止、夜間のライト点灯、それから、ながら運転の禁止といった基本的なルールの徹底について学習する機会を設けております。

今回の法改正を受けまして、講師役の方々にはその内容を含めていただき、自転車運転において法の遵守や責任を感じてもらえるように、児童生徒には伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）よろしく申し上げます。

今回の厳罰化に対して、特にスマホを持って画面をじっと見たり、通話をしたり、イヤホンで耳が塞がっていたりなんていう場合があると思うんですけども、スマートフォンの使用に関するルールなんかは、教育の現場

では児童生徒がしっかりと学習し、指導してもらうということが大変重要だと思います。スマホの自転車のながら走行とか、ながら歩行への対策というのは、学校のほうでどういったような指導をされているのでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず、小学校の体育科や中学校の保健体育科の学習におきまして、交通安全教育の一環として、交通事故の危険を早期に察知し、的確な判断の下で安全に行動できることの重要性や交通ルールを守ることについての指導を行っております。

具体的には、信号無視、一時不停止、傘差し運転といった違反行為のほか、スマホなどのながら運転についてもその危険性を上げるとともに、これらの行為が招き得る交通事故やリスクが、児童生徒や周囲の安全に与える影響について学習を行っております。

また、中学校における学習では、ながら運転を含めて加害責任にも重点を置きまして、万が一、事故を起こした場合に、自分が負う責任や、被害者、加害者双方の立場を考えて自他の安全を守る意識を育む指導を行っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

自転車で当たって加害者になる可能性もありますので、しっかりとその辺の学習をしていただきたいと思います。

次に、自転車の交通安全教室というのをやっていると思うんですけども、そういうのはどんな内容で開催されますでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）教育委員会の部分ともダブってくるところもあるかもしれないんですけど、所管警察と連携いたしまし

て、出前講座などで新制度の周知をしていく予定となっております。自転車の交通安全教室におきましては、交通ルールを守って安全に乗車するために、日々の安全点検の徹底について周知した上で、制度改正の趣旨を学習する機会をイメージしておるところです。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）これは厳罰というか努力義務だとは思いますが、自転車通学の生徒に対してヘルメットの着用というのが大事だなということで、事故が起こったときにヘルメットをかぶっている、かぶっていないで命が守られるということに分けるとするんですけども、着用の徹底についてはどういうふうに教育されているのでしょうか。着用率の向上に向けた取組みはされているのでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

本市の中学校では、自転車通学を許可している生徒に対して、通学時にヘルメットの着用を校則等によりまして義務づけております。そして安全指導を行っております。

また、各中学校では、登下校時の指導や交通安全教育の場を活用して、ヘルメット着用の重要性についても繰り返し啓発を行いまして、生徒自身が命を守る行動を取れるように働きかけています。

さらに、教職員による日常的な声かけや登下校時の目視確認を行いまして、ヘルメット着用の徹底を実現しています。このような取組みの結果、通学時のヘルメット着用は徹底されているものと認識してございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）私も、高野口中学校へ行ったときにみんながきちんとヘルメットをしているというので、すごいなというふう

に感動したのを今でも覚えております。

でも、高校生になったら、ヘルメットの着用率がぐんと下がってしまうというのがあります。最近はカッコいいデザインのヘルメットとかも販売されていると思うんですけども、今回の法改正の周知とともに、高校生へのヘルメット着用の徹底もぜひともお願いしたいと思いますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほどご答弁させていただきました所管警察と連携した出前講座等というところなんですけれども、早速、来月3月に市内の高校、橋本高校、それから初芝橋本高校、紀北工業高校、これらのところで講座が開かれる予定となっています。そういった場面の中で、ヘルメットの重要性、着用の義務というところを周知していただくような方向で進めたいと考えております。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

高校生から罰金になりますので、その点よろしく願いいたします。

続いて、シニアカーのルールについての確認です。シニアカーは歩行者という認識で合っていますか。また、時速6キロメートルが法定速度ということで間違いはないでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）議員おっしゃられる認識で間違いありません。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）それでは、高齢者への具体的な周知方法、それからシニアカーの正しい法的区分とか乗り方の周知も含めて、どのようにされますでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）高齢者への周知についてですが、シニアカーは道路交通法上の歩行者として扱われるため、今回の自転車に対する改正の対象とはなりませんけれども、歩行者としてのルールや電動で動く乗り物としての使用方法、安全対策について正しく理解していただく必要があります。

そこで、高齢者の皆さまが安全にシニアカーをご利用いただけるよう、まず地域の介護保険事業者やケアマネジャーに対し、毎月開催しております地域ケア研修会の中で、所管警察署と連携し、シニアカーの法的定義、安全な使用方法などを研修する機会を設け、担当される高齢者の方に対する周知を行っていただくというふうに考えております。

また、介護予防体操実施運営教室や地域ふれあいサロンなどの集いの場、出張講座等において、シニアカーを現在使用されている方はもとより、今後、使用する可能性のある方も含め、交通ルールや安全な移動環境について、こちらは高齢者の方に直接説明し、安全意識の向上を図りたいというふうに思います。このような取組みを通じて誤解や不安の解消を図り、高齢者の皆さまが交通安全について正しく理解していただけるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

今回、法改正など新しく導入されるこのタイミングを逃がすことなく、市民の皆さん誰一人取り残すことのないように周知していただき、市民の安全と命を守ることができる人に優しい橋本市になるよう力を合わせて頑張っていきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君の一般質

間は終わりました。

この際、15時まで休憩いたします。

(午後2時49分 休憩)

(午後3時00分 再開)

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、13番 田中君。

[13番（田中和仁君）登壇]

○13番（田中和仁君）13番、田中和仁です。よろしく申し上げます。

一般質問3項目ありまして、一つが高齢者福祉の紙おむつについて、2番目は不登校の児童生徒について、三つ目が橋本市民病院職員の処遇改善と経営改革の両立について、この三点について質問したいと思います。

1、紙おむつ購入券給付事業の利便性向上について。

在宅介護世帯を支援する紙おむつ購入券給付事業について、利用者から「利用できる店舗が限られており、不便を感じている」との声があります。支援の実効性を高め、介護家族の負担を真に軽減する観点から、以下の点について伺います。

取扱店の拡大について。

現在特定の店舗に限定されている取扱店を、市民が日常的に利用し、かつ安価で購入可能な大型スーパー、ドラッグストア、ホームセンター等へ大幅に拡大できないか、市の見解を伺います。

実質的な支援の拡充について。

利用者が自身の生活圏内にある店舗や、より安価な価格設定の店舗を自由に選べるようにすることは、単なる利便性の向上にとどまりません。同じ支給額であっても、安価な店舗で購入できれば、より多くの枚数を確保できることになり、それは実質的な支援の拡充

につながると考えます。

市民のニーズに応え、より使いやすく効果的な支援制度へとアップデートしていくための市の具体的な取組方針を伺います。

2、不登校児童生徒の多様な学びの場と居場所づくりについて。

本市においても、不登校児童生徒が増加する中、一人ひとりの状況に寄り添った支援が求められています。子どもたちが社会から孤立せず、個々のペースで安心して過ごせる学びの場と居場所を確保するため、以下の点について伺います。

公的施設の活用と学びの多様化について。

空き教室や公民館、図書館など公的施設の柔軟な活用及びオンラインによる学習支援や出席扱いの適正な運用について、現在の進捗と今後の計画を伺います。

民間施設との連携及び保護者負担の軽減について。

民間のフリースクール等を利用する場合、月額数万円に及ぶ月謝は、家庭にとって極めて重い経済的負担となっています。また、こうした施設に対する公的な支援が不足している現状が、そのまま保護者の負担増につながっています。

さらに、学校であれば部活動を含め夕方まで居場所が確保されますが、フリースクール等は閉所時間が限られている場合も多く、保護者が安心して仕事に従事できるかという雇用の継続に対する不安も抱えています。経済的理由や保護者の就労環境によって子どもの居場所が制限されることのないよう、利用料への助成制度の創設や放課後児童クラブとの連携なども含め、市としてどのように取り組んでいくのか伺います。

3、橋本市民病院の処遇改善と経営改革の両立について。

橋本市民病院の経営健全化が喫緊の課題で

あることは、私も含め全議員、そして当局も共通の認識であると確信しています。しかし、その手法において、令和7年度の給与改定が見送られたことは、現場で命を支える職員の士気、ひいては病院の将来に大きな影を落とすのではないかと深く危惧しております。経営改革は単なる数値目標の達成のみを目標としてはなりません。職員が希望を持って働ける環境を整えること、すなわち人材への投資こそが改革の柱であり、市民の命を守る基盤であると考えます。

以下の点について当局の認識を伺います。

人件費の抑制が招くリスクについて。

職員の処遇改善を経営状況のみを理由に据え置くことは、医療人材の流出や採用力の低下を招き、結果として地域医療の供給体制に深刻な影響を及ぼす懸念があります。人材確保のリスクについて当局の認識を伺います。

人材確保と経営基盤維持の優先順位について。

病院経営の持続可能性を追求するあまり、現場を支える人の重要性が過小評価されては本末転倒です。橋本市からの繰出金のうち、純粋な一般財源負担額及び人事院勧告に基づいた場合の給与改定必要額を伺います。

あわせて、多額の企業債の償還負担がキャッシュフローを圧迫している現状において、借金の返済という「箱の維持」と、人件費という「人への投資」の優先順位をどう整理されているのか。経営の安定化と職員の処遇改善をどう整合させていくのか、当局の見解を伺います。

具体的な立て直し計画について。

診療報酬改定など外部要因に頼るだけでなく、病床数の適正化、ダウンサイジングによる固定費削減など、自ら踏み込んだ経営改善を検討すべき時期ではないでしょうか。そうした経営努力によって生み出した資金を、現

場の士気向上や人材確保のための処遇改善へと確実につなげていく具体的な立て直しの計画について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田中博晃君）13番 田中君の質問項目1、紙おむつ等給付事業の利便性向上に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）紙おむつ等給付事業の利便性向上についてお答えします。

紙おむつ等給付事業は、自宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護している家族等の介護負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の支援を目的に実施している事業です。

議員おただしにある、利用者からの「取扱店舗が限られていて、不便を感じる」とのご意見については、市としても課題として受け止めており、利用者の利便性の向上を図るため、取扱店舗の拡大、具体的には、議員ご提案にある大型スーパーやドラッグストア、ホームセンターなど、市民の皆さまが日常的に利用される店舗でも給付券を使える仕組みづくりについて現在検討しているところです。

取扱店舗の拡大により利用者の利便性を高めるなど、当該事業が利用者にとって利用しやすく効果的な支援制度となるよう、引き続き検討を進めてまいります。

○議長（田中博晃君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）答弁ありがとうございます。

概ね私と同じ方向を向いていただいたので、特に時間をかけて再質問ということではないんですけども、少しだけ再質問をさせていただきたいと思います。

スライドをお願いします。大人用おむつ等の給付事業についておさらいさせてください。市内在住で非課税世帯、要介護または常時失禁という条件で、排尿・排便の介助が必要だったり、見守りが必要だったりというのは面接で判断いただくと。4,500円または月に6,000円。これは要介護4、5だったら6,000円、手袋とか掃除用品とかが加わってくるので紙おむつ等となってくるわけですね。そうなると、今度紙おむつのごみ袋が頂けたり、福祉収集事業に参加できたりすると。こういった事業です。おさらいさせていただきます。

この直近の事業実績について、決算額、利用者数はどうなっていますか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

令和6年度の実績でお答えいたしますと、まず決算額は1,353万2,092円というふうになっております。利用者数についてですが、6,000円の給付券の対象の方の利用が年間延べ100人、4,500円の給付券の対象の方の利用が年間延べ241人というふうになっておりまして、合計の年間利用者数は延べ341人となっています。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）341人とのこと。橋本市の在宅の要介護認定者数が約3,600人。増えていたらごめんなさい、データが古かったら。減ることはないと思いますけど、3,600人として、その中の在宅介護が全国平均値だとだいたい六、七割、さらにその中で非課税世帯に絞るとその5割と考えて、少なくとも1,000人の対象者がいるというふうに考えるんです。そう考えると、現在の341人という数字がだいたい3割ぐらいなんで、この制度が

十分に行き届いているのか、これで適当なのかというのを、まずはこの数字をベースラインとしてどれぐらい伸びるかというのを注視していただきたいと思うんです。

二つ目の質問に参ります。

利便性の向上に向けた具体的な取組みについて伺います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

現在、利用者の皆さまには、3か月ごとに継続申請をしていただいておりますが、手続きの簡素化を図るための継続申請の期間延長でありますとか、また、取扱店舗の拡大について検討しており、令和8年度中には具体的な実施内容を定め、令和9年度から実施できるよう検討のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）検討いただくのはありがたいです。

スライドをお願いします。これは総務省が発表している大人用おむつの価格動向です。2016年から2025年まで、だいたい1.6倍、ずっと値上がりになっている現状があります。制度的には4,500円というのはあまり変わっていないようですので、ずっと上がってきて高止まりしていますが、この価格もちよっと気にしていただきたいと思うんです。

私、買っている22枚パックでいきますと、全国平均で1,960円というふうになります。だから、4,500円の券を頂くと2パック、お釣りは出ませんが2パックは買えるよということになるのでいいですね。

橋本市はどうかということで、2月3日にずっと隅田町から24号沿い、大きなドラッグ

も含めて、高野口町までずっと全部回ってみただんですけども、ばらつきはあります。薬局のほうが若干、値段が本当に少しですけど高いですけども、民間の値段のことなんで議場ではもう省略しますね。

種類がいっぱいありまして、22枚のライフリーというメーカーの4回用の、しかもはくタイプ。これがテープタイプとかパッドタイプとか、2回用、3回用、5回用、そのS、M、Lというのが非常にいっぱい種類があります。これ、写真なんですけども、これぐらいの面積、陳列棚が必要なんです。薬局だとこんな大きな面積が、在庫をそろえるわけにいかないんで、やっぱり取り寄せになると。大手のスーパー、ドラッグはどうかって聞いてみたら、メーカー直送で四つ単位だったら送料無料で送りますよとか、配達もありましたので、店長に聞いたら、「お声がかかってないんで、声かけていただいたら検討します」と、どこも言ってくださったんで、これは参考にさせていただきたいと思います。スライドを終わります。

そして三つ目の再質問ですけども、本事業の周知はどのように行っていますか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）本事業の周知についてでございますけれども、現在、窓口での相談対応時の説明をはじめ、市ホームページへの掲載や、高齢者向けに作成した保健福祉サービスのチラシの配布、あと、地域ケア研修会などの場における介護保険事業者やケアマネジャーに対する周知、民生委員、児童委員への情報提供などに取り組んでいる状況でございます。今後も、本事業について分かりやすく情報提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）よろしく申し上げます。

私ごとなんですけども、うちの母親がそういう状態になって、洗濯物が非常に多くなってしまって、私も詳しくなかったんで、ヘルパーさんを週1回から2回に増やしていただいて、そのヘルパーさんから、「洗濯、これ、追いつけへんから、紙おむつ制度はあるで」と言われてやっと知ったという、そういった逆から知ってしまったんですけども、私自身、行き届いていなかったという場合がありますので、ぜひとも、その方が対象者だと気づくようなチラシをお願いしたいんですよ。

私のところみたいに、まだ洗濯したらいけるやんという部分で考えている方がもしいらっしゃったら、今のおむつがものすごく性能がよくて、それまで非常にいろんな臭いがしていたのが全く臭わなくなったという快適なおむつということを私自身、実感しましたんで、このすばらしい制度をもっと広げていただきたいというふうに評価しております。よろしく申し上げます。

1番目の質問を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、不登校児童生徒の多様な学びの場と居場所づくりに対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）不登校児童生徒の多様な学びの場と居場所づくりについてお答えします。

令和元年10月の文部科学省通知におきまして、不登校支援は登校という結果のみを目標とせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざす必要があると示されました。また、不登校が休養等の意味を持つ一方で、学業の遅れや自立へのリスクに留意する必要があることも示されており、本市におきましても同様の認識を持っているところです。

まず、一点目の公的施設の活用と学びの多様化についてですが、本市では、教育支援センター内に適応教室「憩の部屋」を設置し、相談員による教育相談や小集団活動を通して、情緒の安定や社会性、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいます。令和8年度には心理士2名の増員を予定しており、人員体制を拡充させることで、地域の公共施設等に心理士が直接赴き、教育支援センターに通所できない児童生徒等に対してアウトリーチ型の支援を届けられないか、現在検討を進めております。

また、学びの保障の一環として、オンライン学習教材の提供を行っており、例年10名程度の利用がある状況です。これにより、時間や場所の制約を超えた学習機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合には、学校長の判断により出席扱いとするなど、柔軟な対応を行っております。

次に、二点目の民間施設との連携及び保護者負担の軽減についてですが、市内にフリースクールと呼ばれる民間施設が開設されていることは承知しており、学校との間で学習状況等の情報共有が行われている場合には、前述のオンライン学習と同様に、出席扱いとするなどの連携を図っております。

一方で、議員おただしの利用料への助成制度についてですが、フリースクールは法律上の明確な定義や施設基準、職員配置基準がなく、運営形態や教育内容が極めて多様であるという状況があります。そのため、公費による直接的な支援につきましても、支援基準の制定や公教育との整合性、公平性の担保といった観点から慎重な検討を要するものと判断しております。

また、放課後児童クラブとの連携につきましても、当該学童保育は保護者の就労を要件とする保育を目的とした施設であり、不登校

児童の居場所確保とは目的が異なることから、現時点では、教育支援センター等の公的な支援機能を強化することで、多様なニーズに応じてまいりたいと考えています。

○議長（田中博晃君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）答弁ありがとうございます。

昨日、同僚議員の質問にもありましたように、フリースクールとなると民間の定義されていない施設でありますので、非常に支援が難しいということで、私としては世間というか、まだそこまで情勢が整ってないのかなというふうな残念な気持ちを持ちました。

スライドをお願いします。おさらいしたいんですけども、不登校についての文部科学省の、不登校支援の転換点みたいなものがあるのかなと思って、2019年と2023年に通知があつて、学校復帰のみをゴールとしないよ、不登校は問題行動ではないよということではっきりと打ち出した。それは社会的自立を目標とするんで、学校に復帰というのがゴールじゃないんだよということで指針が出された。そしてもう一つは、2023年のC O C O L Oプランというもので、居場所というのはこのご覧になるようなあっちこっち構わないよということですね。ただ、そこにリスクというのも記されておつて、学校以外の場合はリスクもありますよ、注意してくださいよということでございます。スライドを終わります。

再質問ですけども、適応教室というのは各学校にあるのでしょうか。専門的な人材なんのでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）まず、適応教室についてですが、教育相談や小集団活動を通じて情緒の安定や社会性を育む適応教室「憩の部

屋」につきましては、教育支援センター内に設置されています。現在のところ、各学校には設置されておりません。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）校内教育支援センターというんですか、そういった制度がこれから始まろうとしていて、制度設計と実施に向けて動いていただきたいという要望をお願いしたいと思います。

いろんな居場所の中でリモート学習を活用して下さっているんですけども、そちらはうまく活用できていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）ICTを活用したオンライン学習教材の活用状況についてですが、本市においては令和5年度から本事業を本格的に開始しており、不登校児童生徒への学習支援を行っております。本教材を継続して学習に活用しまして、その結果、希望する高校進学へとつなげることができた生徒がいる一方で、生活リズムや心身の状況によって学習の継続が困難であった生徒もおられるのは事実であります。学習に向き合うこと自身が、本人にとって極めて大きなエネルギーを必要とするものであると改めて感じたところです。

これを使用するにあたっては、生徒本人がどのような思いを持っているか、そのエネルギーに対してどのような支援ができるかという、そのアセスメントがすごく大切だということです。周りの大人の一方的な思いだけでは成功につながることはないというようなことが分かりました。

ですから、適切なタイミングで、その生徒にICTを活用した学習環境を提供できるか。今後も、しっかり学校の中で児童生徒及び保護者と協議しながら進めていきたいと思っておるところです。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）意欲という部分では、児童生徒の意欲を向けさせるとかという部分は、学校の先生には少し重たい話なのかなという部分があって、心理士2名を予定していますというふうな答弁を頂いたんだとお察します。

次に、フリースクールというのが所管はどこになるのでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）フリースクールの実態把握や所管部署についてであります。不登校児童生徒の学習支援や居場所づくりという観点からは、教育委員会学校教育課が窓口になるかとは思いますが、フリースクール自身は学校教育法に示されている学校以外の施設であることから、民間施設としての一般的な性格上、特定の行政部署が監督しているものでないということも一方でございます。そういった状況です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）すいません、お答えしにくいような質問でしたけども。監督していたらフリースクールじゃないですもんね。フリーというのは本当にフリーということで、属していないというような立ち位置にある。だけど、子どもにとっては関連していかなければならない。

そこでお尋ねします。フリースクールとの連携はどのようにされますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）フリースクールとの連携につきましては、存在自身あるということは私たちも存じ上げておりますし、どういったことがそこで行われているかということについては、全ては把握しているわけではないんですけども、そのうちの主な活動については一定理解しているところです。

そして、児童生徒がそこに行かれている場

合、保護者との連携の中で了解を得ることができた場合についてですけれども、そこでの学習内容を教えていただくことで、出席扱いになるかどうかといったあたり、学校が校長の判断で行うなど、そういった連携をしているところです。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）出席が必ずしも求めるものではないでしょうけども、必要があった場合には連携していただけるようお願いしまして、2番目の質問を終わりたいと思います。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、橋本市民病院職員の処遇改善と経営改革の両立に対する答弁を求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（池之内正行君）登壇〕

○病院事務局長（池之内正行君）橋本市民病院職員の処遇改善と経営改革の両立についてお答えいたします。

まず、人件費の抑制が招くリスクについてですが、医療は「人」が基盤であり、専門性の高い人材がそろって初めて、安全で質の高い医療を提供することが可能になります。

議員おただしのとおり、職員の処遇改善を経営状況のみを理由に据え置くことは、医療現場における人材不足が深刻化する中で、人材流出や採用力の低下を招き、結果として地域住民への医療提供ができなくなるなど、病院経営の根幹を揺るがす深刻なリスクをはらんでいると認識しています。

次に、人材確保と経営基盤維持の優先順位についてですが、まず、どのような経営方針であっても、現場を支える人の重要性を過小評価することは決してございません。

次に、令和7年度における市からの病院事業会計繰出金のうち、実質的な一般財源負担額は5億201万7,000円、令和7年度人事院勸

告に基づいた給与改定必要額は1億2,237万3,000円と見込んでいます。

また、借金の返済という「箱の維持」と人件費という「人への投資」の優先順位をどのように整理しているのか。経営の安定化と職員の処遇改善をどう整理させていくのかのおただしですが、「箱の維持」、すなわち企業債の償還は、これまでの設備投資に対する義務的経費であり、必要なものです。また、「人への投資」も今後の病院経営、特にこの地域で急性期医療を担っていく上で必要なものであり、いずれも重要であると考えます。

また、医業収益は、医師、看護師、医療技術職などの活動によってのみ生み出されるものであるため、これらの優秀な人材を確保・定着させるための処遇改善は、経営戦略上の重要な投資事項であるとも考えます。

以上のことから、何を優先すべきかは、病院経営上、当然考えるべきではありますが、

「箱の維持」と「人への投資」の2択において優先順位を決めるべきことではないと考えます。優先すべきは、市民に対し、患者に対し、どのように「治し、支える」医療を提供していくのか、その上で、「箱の維持」と「人への投資」も含め、総合的に判断する必要があると考えます。

最後に、具体的な立て直し計画についてですが、議員おただしのとおり、診療報酬改定に頼るだけでなく、現在休床している5階東病棟50床の返上や、別の運用方法などダウンサイジングを含む病床数の適正化についても検討を進めているところです。

しかしながら、診療報酬は医業収益の根幹であることから、2026年診療報酬改定に係る点数を含む詳細事項が告示され次第、シミュレーションを行い、どれだけの収益改善が図れるかなどを見極めた中で、令和8年度事業計画を策定し、実効性を持たせ、速やかに経

営改善に取り組んでまいりたいと考えています。

当該事業計画については、令和8年6月議会定例会での文教厚生建設委員会において、中期計画となる経営強化プランの見直しと併せて報告させていただく予定です。

最後となりますが、厳しい経営状況の中、地域の中核病院として、市民の安全・安心の医療を確保し、地域医療の最後のとりでとして、職員一同、全力を尽くしてまいりたいと考えていますので、引き続き、ご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中博晃君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）熱い答弁を頂きまして、ありがとうございます。

市民病院は、小児、救急、産婦人科という3部門を必要だろうということで、公営病院として赤字でありますけれども引き受けてくれていると。これについては私、その3部門でいくらぐらいの赤字になりますかということ投げかけて、非常に詳細に答弁を頂いてあるんですけども、時間の都合上、割愛しますが、公共のコストというふうに僕は思うんですよ。この3部門は、当然最初から出すべき金額ではないかなというような別な見方も僕はしているんですけども。

もう一つは、経営改善について質問していきたいと思うんですけども、紀北分院が、緩和ケアをやめてリハビリにかじを切った。これについて橋本市民病院に影響はありますか。また、機能分担はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）昨年8月だったかと思うんですけども、リハビリ棟のほうを竣工されてということのおただしかと思えます。これに関しましては、回復期の病床

を新たに増設されたものではありませんので、特に大きな影響はないと考えております。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）引っ張り合いの部分ではないので影響はないというふうなご判断だと思うんですけども、県立病院の経営についてこの場で議論する必要はないと思うんですけども、紀北分院としてはやっぱり緩和ケアという病床を長い間使って、非常にコストがかかるものをやめて、通院のリハビリに替えて高回転型にすると。コストを削除して収益を得るといって、恐らく黒字化についての取り組みだと思うんですよ。

橋本市民病院について考えていきたいんですけども、スライドをお願いします。令和8年度の診療報酬改定の基本方針というのが、厚生労働省の中央社会保険医療協議会というところに載ってました。四つあるんですね。賃上げと物価光熱費の高騰に充ててください。それから、医療DXとか遠隔オンライン診療に充ててくださいよという考え方がありますよ。全体の改定率がプラス3.09%、内訳が賃金であったり、物価高騰分であったり、いろいろあるよ。

これ、僕がちょっとシミュレーションしてみたんですけども、市民病院の医業収益が70億から80億とした場合のプラス3%に当たる2.1億円。これは70億円とした場合ね。うち賃上げの対応が1.2億円ですんで、光熱・薬品だと0.9億円。こうなると、診療報酬改定していただいてちょっとプラスになるんですけども、やっぱり使い切って残らないんじゃないかなというのが僕のシミュレーションということですね。スライドを終わります。

次の質問なんですけども、病院が生き残るためには、高い報酬が得られる紹介受診重点医療機関や地域医療支援病院の取得が経営上の絶対条件になります。本院はまだ基準に届

いていませんが、これらを本気で取る意志はございますか。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきたいと思ます。

まず、地域医療支援病院とは、患者にとって身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を行う医療機関であり、一方、紹介受診重点医療機関は、外来機能の明確化、連携を強化し、患者の流れを円滑化を図るための紹介受診重点外来の機能に着目して、紹介患者への外来を基本とする医療機関であります。それぞれの承認を受けるためには、それぞれの個別の要件が定められております。その中でも、本院では、紹介率、逆紹介率の基準値をクリアできていないため、現時点では承認に至っておりません。

地域の中核病院としてめざすべき機能の一つでもありますので、要件がクリアできるように、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ポイントは、紹介率と逆紹介率になるのかなと思うんですけども、一方で、救急といういきなり来る方もいらっしゃるんで頑張っていたらいいと思うんですけども、こういった指定病院というのを取るといのが、診療ポイントを得る、より高い収入を得る上で大事になってくるということが分かって、私も調べてみたら、在宅診療というのがなかなか攻めるポイントとしてはおいしいんじゃないかということで見えてきましたので、スライドを作ってみました。お願いします。

高い診療報酬を得るための設定条件として、

機能強化型・在宅療養支援診療所という、これも条件があって、24時間体制でやってよ、過去1年間で在宅の見取りが2件以上あるよ、実績が必要。それから、緊急往診が過去1年間で4件以上あるよ。それから、多職種と連携してよ。こういった条件をクリアすれば、こういった指定になると。

勝手にシミュレーションしてみたんですけども、患者200人を在宅療養支援診療所としてゲットした場合、ちょっと細かいんですけども、収益がこうやっていって、だいたい私の計算やと1億8,940万円になるよ。コストはどれだけかかるのよって計算したら5,500万円。そこから引き算すると、年間の収益が1億3,420万円。ここから5,500万円の人件費を見ても、7,000万円、8,000万円の黒字になるよというのが僕の計算なんです。さらにここから市民病院への安定した入院、入院送客というか、もともと市民病院の患者さんなので集客って正しくないかもしれないんですけども、かかりつけ医との連携も進むし、市民からの信頼ももらえると。病院に行かなくても診てもらえるよ、在宅診療。それから、市民病院が遠いんで来てほしいよという方も少なからずいるでしょうし、家で見取りをしてほしいよ。この在宅見取りも非常に診療ポイントが高いですよ。

もうかるという非常に変な言い方になってしまうんですけども、非常にポイントが高かったんで、恐らくこういうことになっていくと思うんですけども、高い診療報酬を得るためにはどのような工夫が必要だと考えていますか。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）在宅診療についてのおただしというふうに思ますので、お答えさせていただきます。

まず、高齢化の進展に伴いまして、この在

在宅診療というのは、外来受診したくても受診できない方々を対象としています。独歩、要は自立歩行できなくて、家族等の支援を受けられない、外来診療を受けられない、こういった方々が対象となってくるわけなんですけども、こういった方々、増加傾向にあるというふうに思っております。そのような中で当院では、昨年10月の下旬ぐらいから少しずつ在宅医療のほうをスタートさせております。本年2月時点の在宅利用における患者は約30名程度。3月末時点では約40名程度を見込んでいます。

議員ご指摘のとおり、高齢化に伴い医療需要の増加が見込めるため、収益確保の一助になると考えております。本院は、在宅医療支援病院の要件を満たしていないため、現在は在宅療養後方支援病院として、市民病院を起点として診療展開のほうをしております。

在宅診療の強化という観点からは、医師、看護師等の確保の要件を満たすためにサテライト化を図るなどの必要があるため、現在、検討のほうを進めておるところでございます。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）200床以上は、この在宅医療、あまりいいポイントをくれない。市民病院は250床ありますので、在宅医療を頑張ってもいいポイントをくれないことになるんです。そこで、サテライトにする。本体は本体で、在宅医療はいわゆる診療所扱いにして、別部門にして、小さい診療所として在宅医療診療所というのをめざす。だから、橋本市民病院は、後方支援として地域医療支援病院をめざすし、サテライトとしては在宅医療をめざすと。この2段構えが僕はいいんじゃないかなと思って、非常にこの通告を作ってすり合わせして、スライドの締切りがあって、その間にこれを自分で勝手に作って見てもらってという、非常にタイトなあれで勝手にシミュレーションしてみたんだけど、結構いけ

るんじゃないかなというふうな考えだったんですよ、僕自身がね。市民病院としてもスタートしてくれる気でいらっしゃったということで、それだったら24時間体制、これも私の調べるところによると、別に詰所にずっと詰めていなきゃいけないわけでもなくて、オンコールというか、呼ばれたら駆けつける体制でも、別に24時間で認めていただけということで、調べて出てきましたので、それであれば非常にハードルは高いでしょうけども、取り組む価値はあるんじゃないかなと思うんですよ。

何よりも収益確保と市民の安心という両面から考えますと、非常に在宅医療を始めたよというのは大きな信頼獲得の武器になるんじゃないかなというふうに考えます。

もう一個あった。リモート診療、昨日新聞に載せていただいて、県立医大と橋本市民病院、それから新宮医療センターをつないで、火曜日と木曜日とリモート医療というんですか、手伝うと。県立和医大がリモートでつないでICUの支援をするという記事が昨日出ましたので、その一つのリモート診療なんだけど、在宅にもこれを利用する可能性があって、看護師だけが行くと。看護師が端末で先生とつなぐと。バイタルとか看護師が診てもらって、そこでリモートの診療をします。

これもなかなかの可能性につながる。さっきの計算よりもまだ上がっていく可能性もあって、200人厳しいなと思っても、200人の中でリモートの診察ができる患者さんを入れていけば、1日10人無理ですよという場合でも、6人はちゃんと回ります。でも、4人はリモートでいけますという場合も、可能性としては僕はあるように思ったんですよ。これ、掛け合わせていただいたら、もうちょっといけるようなシミュレーションになるんじゃないかなと考えたので、ひとつ検討いただきたいと思いま

す。いかがでしょう。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきます。

いわゆるオンライン診療の部分をおただしかというふうに思います。前回の2024年の改定からD to P with N・Dというのが診療報酬の中に出てきて、今回その部分についても内容のほう充実されてきているというふうなところがございます。

当院としてもこのオンライン診療の部分、在宅の部分でもしっかり検討していきたいというふうに思っているわけなんですけども、現状、現場のほうにドクターが行くのか、看護師が行くのかというふうなところはあるんですけども、仮に看護師が行って情報通信機器を通してドクター、医師の指示を仰ぐというふうなやり方をするのであれば、例えばなんですけども、当院、訪問看護ステーションを持っておりまして、訪問看護のほうで契約されている利用者さんが、万一、そういったことで在宅診療の必要になったというふうな場合には、訪問看護師のほうに当院のほうから依頼をさせていただいて、現場のほうで患者さんのほうの対応をしていただく、そういうふうなことも考えられるのかなというふうにも思いますので、その辺のところをもう少ししっかりと現場のほうと意見をすり合わせて、サービスの拡充のほうに努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）前向きに答弁を頂いて、ありがとうございます。これ、可能性を秘めていると思いますので、私もぜひ検討していただきたいなというふうに思いました。

次、広域化について質問したいんですけども、もともとの橋本市民病院というのは、橋本市だけが孤軍奮闘しているという状況にあるの

かなと思うんです。もちろん近隣市町の命も守っているのが実態で、その負担の在り方というのは、水道ではないですけども、本来、広域的な視点で議論されるべきではないかなということで、今回は市民病院の一般質問においても、伊都・橋本医療圏において広域調整の必要性について質問しました。そのとき市長からは、県に働きかけるよというふうにご答弁を頂戴しております。その後、和歌山県知事あるいは県立医科大学への働きかけというのはどのような進捗でございましょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）田中議員の質問にお答えします。

とにかく、この間も市町村長会議で、奈良県だったら県が全部やるんですよ。でも、和歌山県、県はやらないということを強く指摘してきて、地域医療構想も途中で終わってしまっているんです。これは別途削減するとかやっていたのに、結局、ある時にばさっと何にもしないような状況になってきています。橋本医療圏の難しさは、民間病院が二つ大きいがあるというところで、紀北分院を入れると三つあるんですけど、やっぱり患者が全て市民病院に来ているわけではなくて、例えば高野口町でも紀北分院に行っている人もいてれば、那賀病院に行っている人もいてるという中で、私たちとしても早急に、この地域のベッド数がこれでええというふうなことを決めたい。今、県とも、できるだけ県が中心で動かしてくれという話を今させてもらっているところです。でも、なかなかいつやろうかという話は来っていないというのが現状です。

先ほどから3.1%の改定の話があったんですけど、私らは10%ぐらいもらわんと、この病院自体の経営が成り立たんと。今ベッド数

を減らしたりする。訪問診療もという話は進めているんですけども、さすがにうちの財政もそこまでずっと出し続けるというのは非常に難しい。そもそも病院というのは公営企業会計の全部適用なので、本来は独立採算制で運営をしてもらうというのが基本の条件にあるので、どういうふうに病院の繰り出しをどこまでしていくのかというのはこれから、潰したら市も潰れますので、その辺のことも考えながらやっていく。さっきの50床返すんやったら早く返して現金化したほうがいいに決まっているんで、そういうことも含めて、今、病院と市長部局のほうで、これからどうしていくんやという協議をしているところですし、県にも働きかけはしています。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）広域の負担については政治の部分ですので、市民病院の中で議論するべきではない話になってしまう。何とぞ頑張っていたきたいと思うんです。

今回の質問、三つのポイントだったと思うんです。市民病院の本体、救急・急性期という部分の頑張り、それから、サテライトについては稼げる在宅へ向けていく。収益と市民救済を両立させるモデルに在宅を向けていってほしい。これで全額賄える額ではもちろんないんですけども、一つの大きな収益になると、僕は素人計算で申し訳なかったんですけども感じました。

もう一つは、このサテライトへの投資ですよ。議員で何ができるんよって言われたときに、やっぱり後ろ向きの基準が繰出金じゃなくて、こういった攻めの投資というのを認めてあげてほしいんですよ。サテライトを立ち上げたいとか、これが必要だと言ったときに、やっぱり出してもらわないとそれを攻めることもできなくなるので、ここはひとつ考えていただきたい。

三つ目は、やっぱり広域の責任分担ですね。橋本市民の税金だけでやっていくというのは、人口減少の中、限界が来てしまうので、これ、もう一回動いていただくということでお願いして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）13番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、16時10分まで休憩いたします。

（午後3時58分 休憩）

（午後4時10分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

日程に従い、一般質問を行います。

順番14、14番 南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）皆さん、こんにちは。議長から延長するかもという話を聞きましたので、ちょっとどうしようかなって。頑張りたいと思います。

今回、三つさせていただくんですけども、これはいつも定期的にといいか、させていたでいるタイトルばかりですので、次年度に向けてということで少しでも役に立てたらなという意味合いも含めて、この三つをさせていただくことにしました。一つ目が、高齢者の移動支援についてということ。それから二つ目が、地域農業の農業振興策について。それから昨今、急激に増えております、また非常に深刻化していますいじめ問題。これをさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、

一般質問通告どおりさせていただきます。

一つ目として、地域の持続可能な高齢者移動支援についてということで、地域公共交通、また交通空白地域、高齢者の移動支援の三つは、それぞれ独立した課題ではなく、地域の移動手段の持続可能性という大きなピラミッドを構成する要素として捉えるのが最も論理的です。地域の持続可能な高齢者移動支援についてお伺いします。

一つ、本市が現在の高齢者の移動実態をどのように捉えているかをお伺いします。

二つ目、運転免許証返納後の高齢者が買物や通院などの日常生活でどの程度困っているか、直近のアンケートや実態調査の結果をお伺いします。

三つ目、公共交通空白地帯となった地域の特定と、そこに居住する高齢者数への認識はどのように把握しているかお伺いします。

大きな二つ目として、地域農業の現状と次年度の農業振興策についてということで、一つ目として、担い手育成と事業承継について、現状の課題と次年度の取組方策をお伺いします。

二つ目として、農地の維持と有効活用について、これも現状の課題と次年度の取組方策をお伺いします。

三つ目として、収益性の向上と販路拡大について、これも現状の課題と次年度の取組方策をお伺いします。

四つ目として、令和6年度に総務経済委員会から提出された提言書に、農作物の認証制度、ブランド化についての提言内容がありましたが、現在どのように取り組まれているかお伺いします。

大きな三つ目、深刻化するいじめ問題の対応について。

橋本市では、いじめ問題等の対応を充実させるため、いち早く教育支援センターを設置

する等の対策を講じています。ほかの自治体においては、逃げ場のない被害者を強い力で執拗に攻撃暴行している痛ましい映像を拡散するなどが大きな問題となり、波紋を広げています。今後、重大事態と深刻ないじめ案件が発生した場合、教育委員会に任せきりにせず、他自治体でも取り組んでいる行政全体での姿勢の視点が必要です。今後の取組についてお伺いします。

一つ、いじめ問題は啓発活動と地域連携にも取組強化をする必要があると考えますが、学校内だけでなく、学童保育や地域ボランティアも含めたまち全体で見守る体制の構築も必要であると思いますが、どのように考えるかお伺いします。

二つ目、和歌山県にもいじめ相談の24時間365日の相談体制があると思いますが、残念ながら子どもたちに認知されていないと思います。さらなる啓発やLINE相談の導入が必要と考えますが、どのように考えるかお伺いします。

以上三点、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）14番 南出君の質問項目1、地域の持続可能な高齢者移動支援に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）地域の持続可能な高齢者移動支援についてお答えします。

一点目の市が現在の高齢者の移動実態をどのように捉えているかについてですが、本市が令和5年に実施した、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をはじめ、地域住民を対象として実施したワークショップ、また、生活支援体制整備事業における各地域の話合いの場のいずれにおいても、高齢者の困り事として通院や買物など移動に関することが不安要素

の上位に挙げられています。

これは、独り暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の増加や、交通事故などを考慮した運転免許証の返納、家族が遠方にいるなど、移動困難につながる様々な要因によるものと認識しています。

高齢者の移動に関する相談は、地域包括支援センターなどに寄せられており、市全体で取り組むべき課題であると考えています。

このような相談があった場合、歩行能力のある方に対しては、コミュニティバスやデマンドタクシーの提案をしています。一方で、介護が必要な方に対しては、介護保険制度の活用や福祉有償運送などの移動手段をお伝えするなど、相談者それぞれの状況に応じた支援策を紹介しています。また、その際、住民主体の移動支援についての情報提供も行っています。

今後も地域公共交通施策と高齢者の移動支援が連携し、高齢者の移動に関する多様なニーズに応じた支援に取り組んでまいります。

二点目の運転免許返納後の高齢者に対する直近のアンケートや実態調査の結果についてですが、本市では、令和7年度から運転免許証を返納された65歳以上の方にハシモポイントを付与することで、運転免許証の返納を促進しているところですが、現時点では免許返納者に対しアンケートや実態調査は実施できておりません。

三点目の公共交通空白地帯の地域の特定とその地域の高齢者数への認識の把握についてですが、公共交通空白地帯とは、一般的に駅やバス停などの交通機関が一定の距離の範囲内にはない地域を指すものです。

現在、本市においては、公共交通空白地帯に指定している地域はありませんが、仮に高齢者が不便さを感じると思われる駅から600メートル以上、バス停から300メートル以上離

れた距離を空白地帯と捉えると、この基準に該当する地域は市全体の約16%となり、その地域の高齢者数はおよそ3,500人と考えられます。

公共交通の利便性の向上は、高齢者の生活を支える上で重要であるとともに、地域の持続可能性にも直結することから、今後も引き続き、地域公共交通と交通空白地域、そして高齢者移動支援の三つの要素を互いに連携させながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

○議長（田中博晃君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

国土交通省が示している交通空白地域、これについてはいろいろあるんですけども、一つは公共交通づくりのハンドブックというところで言いますと、駅から半径500メートル、またバス停から半径300メートルというのが一つの一般的な基準ですよというふうなことが示されておるんですけども、全国的に自治体によっては地形も違いますので、やはりそれぞれの自治体ごとの交通空白地域というところを基準で示しているようです。

そこでお伺いしたいんですけども、本市の交通空白地域の定義づけはどうなっているのかお伺いします。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）公共交通空白地帯の考え方は、ただ今議員がおっしゃられたように、概ね駅から500メートルから1キロ、それから、バス停から300メートルから500メートル以上離れた地域というような形で、それぞれの地域で設定するような形にはなっております。タクシーでの移動というものも、一定公共交通機関というような形でみなしてお

りますので、本市におけます、壇上でのご答弁でも申し上げましたが、公共交通空白地域というのは指定はしていないというところでは。

しかしながら、交通空白の考え方ということで申し上げますと、本市、平成29年度に橋本市公共交通網形成計画をつくっておるんですが、その際にいわゆる交通空白となるところの設定をサービス券、いわゆる交通のサービス券を鉄道駅から600メートル、それから、バス停から300メートルと定めまして、この範囲に入らない地域を交通空白地域というふうに考えました。今回ご答弁させていただいた対象者3,500人というのが、その地域に該当すると考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

そこから言いますと、国土交通省の基準よりもまだ厳しい基準で示しているということかなと思います。その基準についてはいつ設定したのか今分かりませんが、やはり交通空白地域というのは、イコール交通の不便な地域というふうな判断をして考えなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

地域の移動手段の持続可能性というところで考えますと、今、地域公共交通、交通空白地域、また高齢者の移動支援というこの三つの柱、これについてを構成する要素、この三つがやはり3本柱として大きなピラミッドを構成する要素として考えるという考え方が、今や常識、スタンダードになっているというところかなと思います。

そういう意味では、先ほどの答弁を聞かせていただいておりますと、交通空白地域の要素が非常に不足しているというか、ないのかなと。ほぼないのかなというふうな印象を持

ったんですけれども、この交通空白地域についてどういうふうに移動手段として捉えているのか、高齢者の移動支援として捉えているのかというところを答弁いただきたいと思えます。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほどの部分とダブる部分があるんですが、鉄道駅から600メートル、バス停から300メートルと定めて、公共交通のサービス圏域というふうに考えて、公共交通網形成計画をつくっておるというところでもあります。しかしながら、その範囲の中から外れる方も、やはり高齢者として3,500名程度いらっしゃるというのは認識しております。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

今の基準でいって3,500人は対象かなということなんですけれども、それよりもっと近い距離であったとしても、高低差があるような土地柄であれば、なかなか不便を感じる方もおられると思いますし、ほぼほぼ3,500人ですけれども、先ほど私、お話しさせていただいたように、自治体ごとにこういう基準というのもしっかりと位置づけていかなければ、移動支援として地域振興室がデマンドタクシーなり、またコミュニティバスというのを走らせて、市民の利便性の向上を図っているというところかなと思いますけれども、一方では、また高齢者の移動支援というところで言いますと、なかなか高齢者に使い勝手が悪いよ、バス停までなかなか遠いんで乗りに行くのが大変ですよというような声も多く聞きますので、まずは一度この基準の見直しというか、1回再点検する必要があるのかなというふうに思います。

多分、今、政策部長がおっしゃっていただいた基準というの、ある程度年数が経過し

ていると思いますので、一度その辺の検討をお願いしたいと思いますが、その点どうお考えかお願いします。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）バス停から300メートルというところが遠いか近いかというところで、仮に400メートルの方であれば、今の定義上での空白地域という形になってしまうというのが現状であります。しかしながら、そうすると、バス停を仮に300メートルを200メートル、100メートルってすればするほど、コミュニティバスのバス停の数を増やしていくというようなことにもなりますので、この辺は地域の皆さまの声をしっかり聞いて、どういう形が一番皆さまに使い勝手のいいバス停の配置になるのかというのを、随時意見を聞きながら、バス停の位置を決めていくというような形で対応したいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

ぜひその判断基準と、それと市民の皆さんの声をしっかり聞いていただいて、その辺のバス停の設定であるかということも含んで、構築のほうをお願いしたいと思います。

ただ、今の橋本市の地域公共交通につきましては、特にコミュニティバス、デマンドタクシーという行政主体の部分で言いますと2本立てでいっていると思うんですけども、そろそろ、やはりA Iも発達してきておりますので、A Iを使った乗り合いのデマンドタクシーというところも検討に入っていかなければいけない時代に入ってきたんかなというふうに思いますので、その点も含めてご検討をお願いしたいと思います。これは答弁は結構です。

そこで一つ、先ほど壇上で答弁を頂いたわけなんですけども、運転免許返納に関して

ポイントを付与しているというところについてなんですけども、ポイント付与をすること自体はいいことかなと思います。でも、ポイント付与がこの施策のゴールではないんじゃないかなというふうに思うんですね。ポイント付与をして、高齢者の方が安心・安全に生活できる、尊厳のある生活ができるということがやはり目的かなと思いますので、返納された方が今どのような生活実態、困り事がないかなというところのアンケートや調査も必要かなと思いますけども、その点について前向きに検討していかなあかんのと違うんかなと思いますけども、その辺はどうお考えですか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）免許の返納者の方に関しては、警察署では分かると思うんですけど、市ではなかなか分からないというところもありました。しかしながら、今議員がおっしゃっていただいたように、本市では高齢者の運転免許の自主返納を支援するための制度をつくっておりますので、その制度に申請された方に対してしっかり聞き取りをして、今後の施策に展開していく必要があると思いますので、令和8年度から実施したいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

今回の質問は、次年度に役立てていただきたいという観点から質問をさせていただいておりますので、時間もたちますので、円滑に進めたいと思います。

そこでなんですけれども、いろいろ答弁を聞いている中で感じるのは、やはり地域公共交通の担当をする部門と、それから、高齢者の担当をする部門の意思疎通というか、横の連携というのが非常に大事なんじゃないかなというふうに思うんですね。やっぱりそれを

しっかりとしていかないと、一番必要としている公共交通が本当に利便性の高い公共交通につながらないんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺の連携の強化というか、今も話し合いはされているかとは思いますが、そここのところは今後やっぱり連携を強化していく必要があると思うんですけど、その点どうお考えですか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）今健康福祉部で、第2層協議体の方々から送迎支援等というのを施策として行っているところなんですけど、その辺はやっぱり公共交通との絡みと言うとおかしいんですけども、利用の仕方ですとか、整理していくべきところというのはたくさんあると思っています。福祉の有償運送にしてもその一つになってくるかなと思いますので、その辺は健康福祉部ともしっかり連携した上で進めていきたいと思っています。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

今回、健康福祉部長を主体に質問させていただいたのかなと思ったんですけど、総合政策部長ばかり答弁いただいて、ちょっと申し訳ないようないろんな部分もあるんですけど、健康福祉部のほうもやっぱり連携強化というところで、総合政策部と横の連絡をしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

あっさり一つ目、終わりたいと思います。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、地域農業の現状と次年度の農業振興策に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）地域農業の現状と次年度の農業振興についてお答えします。

まず、一点目の担い手育成と事業承継についてですが、本市では高齢化等による担い手

不足が深刻となっているため、担い手の確保策として、令和6年度より経営継承支援業を開始しています。本事業は、通常、国の補助対象外となる親元就農に対し、県と連携して支援を行うもので、就学や就職等で市外へ転出した子どもが親元へ戻り、農業技術を取得して事業を継承できる点において、最も望ましい就農の形態であると考えており、令和7年度には、4名が本制度を活用し農業を開始しました。

また、担い手育成の観点からは、先日開催した認定農業者協議会においても多くの意見が出され、メンター制度の導入やJA営農指導員の活用など、若手農業者が安定的に営農を継続できる方策について議論を行いました。

今後は、ベテラン農業者や若手農業者、柿農家や野菜農家、稲作農家など、作目や世代の垣根を越えた意見交換を継続し、それぞれに適した支援を行うことで、新規就農者等の育成を進めていきます。

次に、二点目の農地の維持と有効活用についてですが、他の自治体同様、本市においても遊休農地の増加が顕著となっています。

農地の貸借については、令和7年度から大きく変わり、農地中間管理機構を通じて行うことが義務化され、本市においても農地の貸借状況を一元化して把握できる体制が整いました。また、農業委員会による農地利用状況調査により、遊休農地の情報も把握しています。これらの情報を基に、本市の農地バンクのページを随時更新し、積極的なマッチングに努めています。

また、併せて実施している市単の農地集積推進事業では、一定の条件の下、5年以上の賃貸借契約に対し、借手・貸手双方に補助金を交付し、農地の流動化に寄与しており、令和7年度は現時点で13件の申請があり、農地の拡大に取り組む農家から好評を得ておりま

す。

さらに、農作業用道路整備支援事業により、農地への進入路などの補修も補助の対象とし、優良農地への改良により、耕作放棄地の発生防止に努めています。

農地の有効活用については、主に水田活用として高野山麓精進野菜の栽培を推奨しており、特に買取価格が上昇している「白ごま」については、令和8年度から地域振興作物として位置づけ、国の補助率をかき上げするとともに、引き続き栽培講習会を開催し、新たな取組農家を増やすことに努めるなど、農地の有効活用につながる取組みを進めていきます。

次に、三点目の収益性の向上と販路拡大についてですが、これまでのJAによる共販が中心であった状況に比べ、インターネットを活用したネット販売は今後最も収益性が高く、また、新しい販路として拡大が見込まれる販売先であると考えています。

このため本市では、橋本市農産物等インターネット販売促進事業を令和2年度より開始し、合わせて橋本ふるさと便事業を開始したことで、販売先は全国に拡大、リピーターも増え、本市の柿などの農産物を楽しみにしているといった声も多く、その中には本市のふるさと納税を活用して毎年ご寄附いただいている方もいらっしゃいます。

また、農産物販売促進対策委員会では、「この世界を柿色に染めたい」をキャッチフレーズに、柿のトップセールスやなんば駅での橋本市の柿の販売を行うほか、合わせて高野山麓精進野菜や橋本市の卵の販売など、本市全体のPRにも取り組んでいます。

最後に、四点目の農作物の認証制度とブランド化についてですが、高野山麓精進野菜では他の慣行栽培の野菜との差別化が図られておらず、販売金額を高く設定できないといっ

た課題があります。

その方策として国の特別栽培基準での生産が可能であるか現在協議を行っており、今後一部の農家と検証を進めた上で実現可能となれば、全ての取組農家に対し、新基準での生産を提案してまいりたいと考えています。

また、本市の特産品である「たねなし柿」については、昨年はカメムシ等の害虫被害やひょう害が少なかったことから収穫量が増加しましたが、全国的に豊作であったため、販売単価は大きく下落しました。

今後、消費者に選ばれるための工夫として、一定の糖度基準等による独自の認証制度により付加価値を高められるよう関係機関と協議を開始しており、消費者への訴求力を高められるような認証制度の確立に向け、引き続き取り組んでまいります。

○議長（田中博晃君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

全部で四点ばかりの質問だったわけなんですけども、一番分かりやすく説明いただいたのは4番目の認証制度、ブランド化についての質問だったかなと思います。この辺は分かりやすかったんですけども、一つ目、二つ目、三つ目の質問をもう一度確認させていただきますと、現状の課題と次年度の取組方策をお伺いしますという質問をさせていただきました。今の答弁を聞かせていただいておりますと、現在の取組内容は十分分かりました。ただ、それに伴う課題と、それと次年度の取組方策というのが、説明が少ししかなかったかなというふうに思うんですね。

その中でも特に、こういう世界ですので、数字というのがしっかりと兼ね備わった課題、また取組方策が必要かなと思うんです。長期

総合計画を見てみても、本市の長計の農業部門の目標を見てみても、3項目しかないと思うんです。その辺も含めて、担当部署としてはどのような目標実績管理をされているのか。そしてまた、今後にどのように生かしていこうというふうに、その数字を生かしていこうと考えられているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

生の数字を言ったほうが分かりやすいかなと思いますので、世界農林業センサスという統計があります。この統計で言いますと、ここ10年で農家が400軒減っておる状況になっています。これをそしたら今後10年間の課題として400軒増やすんかという、これを目標数値に置きますよという話をした場合に、それが適切でないというふうに私は考えております。

そしたらどうするんやって話になってくるようになるんですけども、まず一つは、恐らくDXなりドローンなりという最新機器というか、そういう省力化の機器をまず導入してもらおうというところ、農家に導入してもらおうというのが必要になってくるかなと思ってます。これについては、今既に国から出されている中山間の交付金であったり、そういうところで既に取り組んでいる農家が増えてきています。そういった中で、この中山間の交付金というのは、結構農家が農業を続けるための気持ちの部分というか、ほんまにそれがなくなったら辞めようかなというのもたくさんおる中で、これをまず維持していってもらうところが大事かなというふうに考えております。

もう一つは、組織化のところは重要やと思っております。3年ぐらい前に農業振興条例

の中で、法人化の支援というのを行ったんですけども、これについて希望農家が少なかったんで、一旦終わってしまったんですけども、さらに農家が400軒も減る状況の中で、親元就農は4軒しかないし、新規就農者は30件ちょっとしか10年ではないし、じゃあ、あと二百数十人というのをどういうふうに確保していくんかって話になってくると、ある程度組織化のところで大規模に農業をしてもらうのも大事なんかなというふうに考えております。

これをするために、できるだけ組織化する、法人化してもらうための経費というのを今後検討していきたいなというふうに考えております。数値目標というのは基本400軒になるんですが、それは目標と言えるんかどうかというのを自問自答しとる中で、今回目標数値は言っていないというところになります。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございました。

農林センサスとかというのは私も確認もしましたので、部長の話もよく分かるんですけども、今部長がおっしゃられている数字なり、今の現状を分析した中で、担当部署として目標設定する、それが大事なんちゃうかなと。それが組織としての動き方のまず第一歩なんじゃないかなと思います。十分、部長の考え方は正しいかなと思います。ただ、部長の頭の中だけで描いとしても、担当部署がきちっとした現状把握と課題と、それとどう動くんかというところを持っていただかないと、部長の体が何ぼあっても足らんと思いますので、その辺がしっかりと施策を講じてどのように動くんかというところが、組織として大事なんじゃないかなというふうに思います。

だから、先ほど私、述べさせていただきましたけども、長期総合計画で三つの目標しか

ないと言いましたけど、三つの目標しかないんですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）長期総合計画上の目標は三つです。一つは農業所得の向上。だから、農業所得の目標があります。もう一つは新規就農者の確保なんで、新規就農者の目標がございます。もう一つは森林面積の確保なんで、森林整備面積の確保なんで、農業ではないというところなんで、結果的に二つ、長計上ですけど、長計上はそういう話になっています。

以上です。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ただ今、経済推進部長が言ったのは、長計上の目標値、目安とするところで、実際、施策自体は細かく六つ以上分かれていまして、その下に事業がぶら下がっているんで、決して三つというわけではないというのはご認識ください。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ナイスフォローありがとうございました。

そういうことでいいますと、他市等では、別に農業振興地域計画とかというのもしっかりと立てている自治体もありますし、そこにはたくさんの分かりやすい、誰が見ても分かりやすいような数値計画等もあるのは承知しておると思います。やはり誰もが分かりやすい数値計画等を設定することによって、まちを挙げて、市民を挙げて、しっかりその目標認識をして、前向いて進んでいくのかなというふうに思いますので。そしてまた、先ほどの農業所得の関連の数字の説明もありましたけど、あれもまた今、多分、2027年の目標よりも、今はその数字を上回っていると思うんですね。ですんで、やはりその辺の見直しというのもしっかりとしていただかない

と、PDCAサイクルが機能していないということにもなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、四つ目に質問させていただいたブランド化についてなんですけど、認証制度についてなんですけど、部長のほうから柿の認証制度というのを説明いただいたのかなと思います。もともとは提言書では、高野山麓精進野菜等をテーマに、担当の常任委員会ではいろいろ研修なり視察なりに行かせていただいたんですけども、やはり大事なものは橋本市の一番のブランドである柿。また、今しっかり強化している高野山麓精進野菜。どちらも大事かなと思います。これからはやはり次年度に向けて、それらについて、柿だけでなく高野山麓精進野菜もしっかりと、その辺の農業者の収入アップに向けて取り組んでいただきたいと思いますが、一言だけお願いします。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

高野山麓精進野菜は当然、市でやり始めた施策なんで、これについては基準を見直して、もっと誰にでも分かりやすい制度にして、低農薬の野菜というところでブランド化させていくための方策を講じていきたいと思います。柿は既にこの辺で認知されたものなので、当然ブランド化というのは必要になってくると思うので、ブランド化というか販売力の向上というのは必要になってくると思いますので、これについても取り組みたいというふうに考えています。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございました。

認証制度というのは、独自のというのも大事か分かりませんが、全国共通、世界共通

のダブルスタンダードではない基準のブランド化というのもまた大事なと思いますので、それによって誰もが認めるブランド農産物というふうにつながると思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

二つ目は終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、深刻化するいじめ問題の対応に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）深刻化するいじめ問題の対応についてお答えします。

まず、一点目のまち全体で見守る体制の構築についてですが、本市におきましては、いじめ問題等の早期発見及び適切な対応を図るため、学校と学童保育との間で情報共有を密に行うとともに、相互に協力し対応に当たっています。また、登下校時におきましても、交通指導員をはじめとする地域ボランティアの方々が見守りに気になる様子が見受けられた際には、速やかに学校へ連絡を寄せていただくなど、地域一体となった見守り活動が展開されております。学校や学童保育、そして地域住民が緊密に連携し、子どもたちをまち全体で見守り、支える体制の充実に引き続き努めてまいります。

次に、二点目のいじめ相談体制についてお答えいたします。

和歌山県では、不登校や心理的な課題に関する保護者からの電話相談のほか、24時間対応の「和歌山県教育委員会こどもSOSダイヤル」、さらには月曜日から金曜日の17時から21時まで実施されている「きいちゃんLINE悩み相談@」など、多様な相談窓口が設置されています。議員おただしの市民に十分浸透していないという課題に対しまして、現在年に数回、県からのチラシ配布等を学校に行

っているところです。

今後はこれらの相談窓口について、学校を通じた啓発活動はもとより、地域住民や関係団体に対しても周知に努めてまいります。

○議長（田中博晃君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございました。

地域を挙げて、まちを挙げて取り組んでいただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思うんですけども、ただ、地域を挙げて、まちを挙げて取り組むということは、教育委員会だけでなかなか対応できないかなというふうにも思います。その点、関連部署というか、それぞれの交通指導員であったら地域振興室、いろいろあると思います。そういうところの関係部署も連携していただいて、この辺の早期発見なり、また早期対応なりに結びつけていただきたいというふうに思うんですけども、また、すいません、総合政策部長、その点どうでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）もちろん市役所の仕事として実施するものでありますので、しっかり連携を密にして、よりよい指導ができるように連携してまいりたいと思います。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。ぜひ市を挙げて、取組みのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、壇上での答弁もありましたけども、24時間365日のLINEのダイヤルというのもあるかと思うんです。周知はされているけどもということの中で、対応のほうも説明いただいたんですけども、やっぱり年に何回かというだけでは、子どもたちへの周知も、大人たちへの周知も、保護者への周知も、なか

なか十分できないんじゃないかなというふうに思います。最近、やはり本当に犯罪と言われるようないじめ問題が多発していると思うんですね。そういう意味では、そういう重大事態等にならないようにするためには、先にそういう対策というの也需要かなと思うんです。ですんで、その点どういうふうに考えられているか、ご答弁をお願いします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）この問題については、本当に学校だけではなく、いろんな人が関わっていただく中で、そこで得られた情報をこちらへ寄せていただくことで解決につながるといったことがあります。

私自身も校長をしているときに、地域の人たちから、いつも見守りをしてきている方々から、「誰々ちゃん、こういう状況やった、こんな様子やったんで、一回気になるんでちょっと聞いたってよ」というような話がよく寄せていただきました。それが単にそのときの気分で終わることだったら何も問題はないんですけども、やっぱりそのことが何らか心で悩んでいることがあって、そのことを学校へ寄せてもらったことで、子どもの話を聞くことができ解決できたというのはやっぱりあります。ですから、できるだけたくさんの人たちにそういった情報を頂けるようなことは取り組んでいきたいと思います。

例えば、保護者への周知方法として連絡ツールを今学校へ導入しているわけなんですけれども、保護者との連絡ツールではあるんですけども、地域のお世話になっている方々にも登録いただきながら使える状況にもあります。そういったところを拡大しながら、できる限りこちらから伝えていけるような仕組みですので、どれぐらいの頻度でやっていると効果的かということも考えないといけないんですけども、そういったツールも活用し

ながら、今後、地域全体で情報共有を図っていくことができたらと、そんなふうに思っております。

もう一つは、橋本市新しい学校づくり推進計画の中で、学校施設の機能強化の方向性が示されている部分があります。その中では、学校と教育関係者の連携、協働をより進めやすくする、また強化していくために、関係者が共に創造的な活動を企画立案して、交流のきっかけとなるような場、そんなのを配置するというのを具体的に示しております。こういった場をつくることによって、そこで生み出される交流というのが、学校と地域の対話の場となると思うんです。そこが相談体制の周知や情報共有といった、そんなことに発展させられる可能性もありますので、これからの学校づくりの中でも取り組んでまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございました。

新しい学校づくりの件に関しては別にしようかなと思ったんですけども、全部言うていただきましたんで十分かなと思います。

今日は不登校の質問もあったかと思います。いろんな意味で、新しい学校づくりの考え方と、そしてその中で地域の方々の交流、また、地域と一体となった学校づくりというのが重要なということでもいろいろご質問もあったかと思いますので、その点十分生かしていただいて、学校づくりを進めていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（田中博晃君）14番 南出君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明

2月26日午前9時30分から会議を開くことに
いたしたいと思います。これにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんの
で、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後4時58分 延会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議 長 田 中 博 晃

3 番 議 員 岡 本 喜 好

13 番 議 員 田 中 和 仁

